



號十第 卷四第
(號六十四第計通) (月十年六十和昭)

昭和十六年十月二十五日發行(毎月一回二十五日發行)

10
1 2 3 4 5 6 7 8 9
cm

3
1

英國に於ける戰害補償並保險制度の輪郭

ナチス獨逸の統治組織—(其一)

米國に於ける國防資材の輸出統制

企畫院

本誌記事轉載の際には豫め本院に照會の上、企畫院發行『企畫』による旨を明記し且つ當該刊行物一部寄附ありたし

企 畫 院

企 畫 第四卷第十號 目 次

特 輯 記 事

英國に於ける戰害補償並保險制度の輪郭 はしがき	(1)
「戰害」の意義	(2)
一、不動產戰害に對する補償制度	(3)
二、動產戰害に對する保険並補償制度	(7)
一、業務設備保険制度	(八)
二、農業財產保険制度	(10)
三、家財保険並補償制度	(15)
あとがき	(17)
ナチス獨逸の統治組織—(其二)	(119)
概 説	(120)

第一章 諸政治力

第一節 ナチス獨裁政の確立(四六)——第一款ナチス憲法(四六)——第二款總統兼宰相(四九)——第二

節ナチス獨逸に於ける基本的政治力としての黨、國防軍及び官僚(五〇)——第一款國民社會主義獨逸

勞動黨(五〇)——第二款國防軍(五一)——第三款官僚(五二)

第二章 國民社會主義獨逸勞動黨

第一節 總說(五三)——第二節 組織(六二)——第一款總說(六二)——第二款黨首

代理(六四)——第四款中央部長(六六)——第五款中央部(六七)——第一項精神委員會及世界觀指導部(七一)——第五項財政部(七五)——第十二項外務部(七九)

(六七)——第二項法制部(六八)——第三項國會部(六九)——第四項宣傳部(七〇)——第五項財政部(七一)——第六項農業政策部(七三)——第七項農業政策部(七三)——第八項黨最高委員會(七四)——第九項經濟部(七五)——第十項新聞班部(七五)——第十一項植民政策部(七五)——第十二項外務部(七九)

(七二)——第六項組織部(七二)——第七項農業政策部(七三)——第八項黨最高委員會(七四)——第九項經濟部(七五)——第十項新聞班部(七五)——第十一項植民政策部(七五)——第十二項外務部(七九)

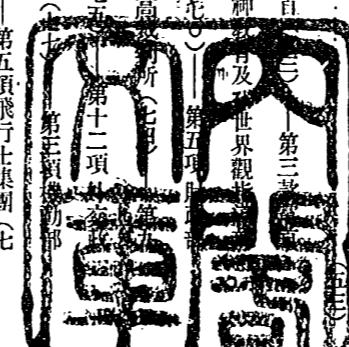
(七三)——第七項農業政策部(七三)——第八項黨最高委員會(七四)——第九項經濟部(七五)——第十項新聞班部(七五)——第十一項植民政策部(七五)——第十二項外務部(七九)

(七四)——第八項黨最高委員會(七四)——第九項經濟部(七五)——第十項新聞班部(七五)——第十一項植民政策部(七五)——第十二項外務部(七九)

(七五)——第五款肢隊(七六)——第一項突擊隊(七六)——第二項親衛隊(七七)——第三項勞動部(七八)——第四項ナチス青少年指導部(ヒトラー・ユーフォンを含む)(七八)——第五項飛行士集團(七八)——第六項所

屬團體(七九)——第一項ナチス醫師團(八〇)——第二項ナチス法曹團(八〇)——第三項ナチ斯教員團(八〇)——第四項ナチス社會事業團(八〇)——第五項ナチス戰爭犠牲者救護團(八一)——第六項獨逸

官吏同盟(八二)——第七項ナチス技術者同盟(八二)——第八項獨逸勞動戰線(歡喜力行團を含む)(八三)



一)——第七款地方組織(八四)——第一項地域的組織(八四)——第二項地方指導者(八七)——第三節
黨と國家との關係(九二)——第一款黨と國家の統一の確保(九二)——第二款黨と國家の具體的連絡——
黨の國家に対する指導性

第三章 統治機構

第一節 獨逸統治機構の特質(一〇一)——第二節 獨逸國家の機構(一〇一)——第一款獨逸政府(一〇一)——

——第一款四年計畫受託官(一〇四)——第三款獨逸國會(一〇五)——第四款國防軍(一〇五)——第五款
裁判所

第四章 戰時に於ける統治權力及び統治機構

第一節 戰時に於ける統治權力(一〇七)——第二節 戰時に於ける統治機構(一〇七)——最高國防會議、國

防委員、國防參事會、國防受託官(以上本體所載)

第五章 行政組織

第一節 總說——第二節 各省——第三節 經濟統制機構——第一款ナチス獨逸經濟統制機構の特徴及びそ

の史的概観——第二款戰時經濟計畫機構——第一項商工經濟關係——第二項食糧農業關係——第三項

山林木材關係——第四項その他——第五項民間の知識經驗の動員狀況——第三款戰時經濟運營機構——

——第一項總說——第二項總管官廳——第一目中央官廳——第一最商國防會議——第二四簡年計畫受託

官——第三戰時經濟最高審議會——第二目地方官廳——第三項特別官廳——第一目商工經濟關係——

四

第一 地區經濟廳——第二 經濟廳——第三 工商會議所廳在國家委員——第四 經濟局——第五 食糧農業關係——第六 食糧廳——第七 食糧局——第八 山林木材關係——第九 山林木材廳——第十 中央木材局

第一 國民社會主義獨逸勞動黨組織

- 一、（イ）總統——（ロ）總統秘設幕僚部——（ハ）總統官房
二、（イ）總統代理——（ロ）總統代理官房

三、中央部長

四、中央部——（イ）精神普及及び世界觀指導部——（ロ）法政部——（ハ）國會部——（ニ）宣傳部——（ホ）財政部
——（ヘ）組織部——（ト）農業政策部——（チ）黨最高裁判所——（リ）新聞行政部——（ヌ）新聞班部——（ル）殖民政策部——（ヲ）外交政策部——（ワ）市町村政策部

五、肢隊——（イ）突擊隊——（ロ）親衛隊——（ハ）機動隊——（ニ）青少年指導部（ヒトラー・ユーフォント少年團、女子青年團、少女團を含む）——（ホ）飛行士集團——（ヘ）大學教授團及びナチス大學學生團——（ト）ナチス婦人團
六、所屬團體——（イ）ナチス醫師團——（ロ）ナチス法曹團——（ハ）ナチス教員團——（ニ）ナチス社會事業團——（ホ）ナチス戰爭犠牲者救護團——（ヘ）獨逸官吏同盟——（ト）ナチス技術者同盟——（チ）獨逸勞働戰線（歡喜力行團を含む）
七、地方組織——（イ）黨大管區指導者——（ロ）黨大管區の面積及び人口數

卷之二

- 宣傳省——（ヘ）航空省——（ト）財務省——（チ）司法省——（リ）經濟省——（ヌ）食糧農業省——（ル）勞動省
——（ヲ）科學・教育・國民育成省——（ワ）宗教省——（カ）交通省——（ヨ）郵務省——（タ）軍需省

二、國會

三、裁判所

四、樞密院

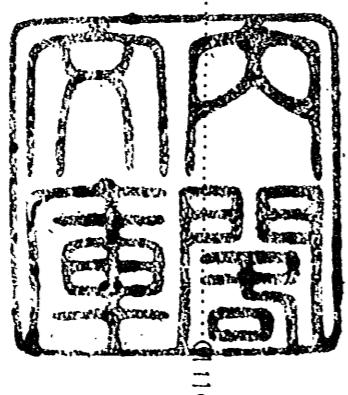
五、（イ）四ヶ年計畫受託官——（ロ）四ヶ年計畫受託官府

六、最高國防會議

七、戰時經濟最高審議會

八、（イ）その他のライヒ官廳——（ロ）ライヒ代官——地方政府

米國に於ける國防資材の輸出統制



英國に於ける戦害補償並保険制度の輪郭

目 次

はしがき

「戦害」の意義

- 一 不動産戦害に對する補償制度
- 二 動産戦害に對する保険並補償制度
 - 一 業務設備保険制度
 - 二 農業財産保険制度
 - 三 家財保険並補償制度
- あとがき

はしがき

近代戦が交戦國、若は交戦國家群間にあつて、史上未だ嘗てその比を見ぬ大規模な總力戦形態を以て戦はれることとなつた必然的結果、その決定的な勝利の確保は、その戦線に在ると否とを問はず、相手國側の人的並に物的資源に対する徹底的、致命的な損害を以て、敵國戦力の破壊、衰滅を企て、その戰意の喪失を圖ることなしには考へ得ない。

英國に於ける戦害補償並保険制度の輪郭

有様となつた。且つ一面に於て近來の産業組織の高度化、生産技術の進歩に伴ふ各種兵器の高性能化は、益々顯著となつて、近代戦の性格と相俟ち、戦害の波及範囲は勢ひ軍事領域を超えて、その他の一切の領域に及び、其の與ふる慘禍の強度に至つては到底豫測すら許さぬ迄に深刻なものとなつてゐる。これを抗戦力の維持並に増進、或は戦後國力の回復等いづれの視野から觀るも、眞に看過し難い重大問題として、その割切な處置及被害擴大の可及的阻止に付ては、現に大戰渦中に在る歐洲列國の等しく腐心し、且つ緊急解決を要する課題とするところである。

英國に於ても、今次歐洲大戰の勃發に先だち、夙に此等の觀點から各種戦害對策措置に付て考慮し、之に關聯する法令の整備に努力し來つたのであるが、以下その経路に簡単な一瞥を與へ、次で本稿の目的とする同國の戦害補償並に保險制度の概要に付て記述を試みることとする。

× × × ×

一九三九年八月二十一日、獨ソ不侵略條約が獨逸外交の華々しい勝利を謳ひつゝ、突如として發表され、全世界を瞠目せしめて以來、獨逸對英佛間の諸情勢は飛躍的に悪化し、是等諸國を遡る戰雲の慌しい動きは、遂に最後的破局の到來を必至と觀じせるに至つた。是に於て、英國政府は對獨戰不可避の決意を固め、同年九月三日戰争のイニシアティイヴをとつて起ち、對獨宣戰を布告し、かくして世界戰的規模への擴大の萌芽を内包する第二次歐洲大戰がその火蓋を切つたことは既に周知の如くである。しかば、かく大戰への途を自ら擇みとつた英國は、今次戰爭の開始に當つて如何にその對戰準備を完了したであらうか。顧みれば、前大戰來の真摯な研鑽、攻究の成果である幾多戰時法令の氾濫的急速公布と共に、この世界に殘存する一大自由主義國家の一翼をなす英國の戰時態勢への移行は急調に開始され、

兎角の混亂を傳へられつゝも、豫想外に圓滑且つ果斷に、保守主義傳統主義的國家として、眞に劃期的な意義をもつて行はれたのを見出すのである。しかして國家總動員態勢の緊急確立を目指した上述立法措置の進捗につれて戦害處理に直接的に、又は間接的に、關聯する各種法律が着々と整備の歩を進められてゐたのは多言を要しないところである。今茲に、その既に公布をみた戦害關係法規中の主要なもの若干を摘出してみれば左記の如きものがある。即ち

1. Compensation(Defense) Act, 1939.

補償(國防)法

1. Essential Building and Plant(Repair of War Damage)Act, 1939.

重要建築物及設備(戦害修理)法

1. Housing(Emergency Power)Act, 1939.

住居(緊急権)法

1. Landlord and Tenant (War Damage) Act, 1939.

地主及借地人(戦害)法

1. Liability for War Damage(Miscellaneous)Provisions Act, 1939.

戦害責任解除(雜規定)法

1. War Damage to Land(Scotland)Act, 1939.

土地戦害(スコットランド)法

英國に於ける戦害補償並保險制度の輪郭

1. War Risks Insurance Act, 1939.

戦争危険保険法

1. Personal Injuries(Emergency Provisions)Act, 1939.

人体傷害(緊急規定)法

等である。以上の諸法律が人的、物的戦害關係事項の適切處理に、それぞれ貢獻するところ極めて多大であり、且つそれ等が戰時國民生活の各域に及ぶ戦害の複雜、深刻な影響の緩和、輕減を目的とし、その福祉の維持並に保護に遺憾なきことを期すものである點に於て、最も重視に値することは更めて言を俟たないところである。併し乍ら、戦害關係法規の整備完成といふ全般的觀點からすれば、以上を以てしても尙一抹の憾みを遺したものと謂ふを免れなかつたのであるが、本年三月戦害法 War Damage Act, 1941 が制定公布されるに及んで、始めて一應完備の域に達したと看做し得るに至つた。扱て本法に付ては、義に War Damage(Insurance)Bill 戰害(保險)法案として議會に提出中加へられた修正の結果に付て、本誌第四卷第四號に若干の紹介を試みたのであるが、其後該法案は本年三月二十六日、皇帝の裁可を了し、War Damage Act, 1941(戦害法)として、成立を見たのである。本法はその制定の淵源を、今次大戰の勃發に先づて、建議或は言論機關を通じて行はれた商業會議所、其他民間團體、輿論等の私有財産(主として陸上に於ける財產)に對する戦害補償乃至墳補施設實現の要望に應へた政府の約束に發し、爾來政府が對戦害處理施設として、應急的に採用し來つた二三の制度を更改、發展せしめて、新に綜合的、體系的な一制度を創始することを目的としたものである。本法は、その規定に基く戦害補償並に保險制度創設の本質的困難に加へて、それ等が對象とする財產

が廣汎に亘る關係上、既に「ベンカー」誌がその本年五月號の誌上に於て、「戦時法令はいづれも其の複雜さを以て定評があるが、戦害法も亦此點に於て例外を爲すものでない」との批評を掲載してゐる通り、その内容は極めて複雜で、政府公刊物中に、本法の運用に當るべき官吏の再教育が既に行はれ、戦害被害者との折衝簡易化に當局が大童の努力を試みてゐる由を報道してゐるのも一面より此事實を雄辯に物語り且つ裏付けてゐるものと謂へよう。

本稿は右戦害法の規定に基いて設置せられた補償乃至保險制度の輪郭に付て、概述することを直接の目的とするものであるが、先づ順序として基準法たる該法の構成を要約してみよう。戦害法は其の第一篇で土地、建造物、其の他の不動産の損害を、政府機關たる戦害委員會(War Damage Commission)の管掌に係る醸金制補償制度(Contributory Compensation Scheme)に依つて補償し、第二篇に於て業務設備、農業財産中の動産、家財の損害をそれぞれ商務省所管の業務設備保険制度(Business Scheme)、同上制度の特別部門と看做される農業財産保険制度(Farmers' Scheme)、並に家財保險及補償制度(Private Chattels Scheme)に依つて墳補乃至補償することを規定してゐるのである。第三篇は戦争危険保険法(War Risks Insurance Act, 1939.)の第1篇修正の規定に割かれ、第四篇は總括的規定並に雜規定に當てられてゐる。扱て同法の構成は以上の通りであるが、右の規定に基く上述各制度が現實に於て、總體的に國營主義により、或ものは直接國家の管掌に於て實施し、或ものは國家を保險者とする間接國營の經營形態を採ることによつたのは、勿論戦害保險の本質上、保險事件としての戦害發生の蓋然率測定の不可能、從つて保險料決定の至難及損害補償乃至墳見込額の巨額に達すべき點等何れよりも之を純然たる民營企業として成立せしめることの困難、不適に基くものに他ならぬ。

「戦害」の意義

戦害法に於て、「戦害」といふ用語が如何なる意義を以て使用されてゐるかは、同法の規定に基く不動産並に動産に關する各種補償乃至保険制度を通じて、補償金或は保険金の給付を決定する要因が謂ふ迄もなく、「戦害」の發生であり、又他面に於て保険事件が保険事業經營上に占める重要性に鑑みて、先づ第一に闡明すべしとのものであらう。戦害法第八〇條の規定によれば「戦害」の用語は直接的に敵の戦闘行為より生ずる損害を初め左の各號によるものを包含するものであるとされてゐる。即ち、

- (一) 敵により採られた行動、敵との交戦、若は敵が加へんと企圖したものと推測される攻撃を斥ける際に採られた行動の直接的結果として發生した偶發的又は非偶發的損害 Damage occurring (whether accidentally or not) as the direct result of action taken by the enemy, or action taken in combating the enemy or in repelling an imagined attack by the enemy;
- (二) 前項に掲げる損害の擴大を防止し、若は其の結果の輕減を目的として、正當な機關に依つて採られた各種措置の直接的結果として發生した偶發的又は非偶發的損害 Damage occurring (whether accidentally or not) as the direct result of measures taken under proper authority to avoid the spreading of, or otherwise to mitigate, the consequence of such damage as aforesaid;

(三) 敵の攻撃實施を豫防し、若は妨害する目的を以て、正當な機關に依つて採られた警戒的若は準備的措置の直接的結果として發生した偶發的損害 Accidental damage occurring as the direct result; (I) of any precautionary or preparatory measures taken under proper authority with a view to preventing or hindering the carrying out of any attack by the enemy;

(四) 正當な機關に依り、敵の行動を見越して採られた地上施設の附置作業を含む財産に重大な危険を及ぼすかあらゆ一切の警戒的若は準備的措置の直接的結果として發生した偶發的損害 (II) of precautionary or preparatory measures involving the doing of work on land and taken under proper authority in any way in anticipation of enemy action, being, in either case, measures involving a substantial degree of risk to property;

但し(i)及(四)の規定に關しては、燈火管制並に訓練目的の爲に採られた各種措置から發生した偶發的損害は、戦害法に於ては「戦害」の範囲から除外する旨が明示されてゐる。

不動産戦害に對する補償制度

不動産に關する損害の補償制度は戦害法第一篇 (War Damage Act, 1941, Part I) に規定する前述の譲金制補償制度 (Contributory Compensation Scheme) をもつて、本制度は同法第一篇に規定された危險期間 (the risk period) 即ち一九三九年九月三日以降一九四一年八月三十一日に至る間の、何れかの時期に於て效力を有してゐた所得税表中の「A表」

英國に於ける戦害補償並保険制度の輸郭

(Schedule A) (註(1)) に依る課税目的の対象物件として、該期間中の各年に於ける總價額が確認された總ての土地、建物及固定設備、機械、(註(2)) 若は同上期間中に於て 課税及評價法 (Rating and Valuation Act, 1925—1940) 又は課税及評價(メトロポリス)法 (Rating and Valuation (Metropolis) Act, 1869—1940) に基いて效力を有する評價表 (Valuation List) に掲表された評價目的財産の戦害を補償することを目的とするものである。しかして戦害法は上記に該當する財産の所有者若は占有者に本制度に關する規定を強制適用することを原則とする旨定めてゐる。

註 (1) 英國の現行所得稅制度は一九一八年制定、翌一九二九年四月實施の所得稅法を基礎とし、其後數次の修正を経て今日に至つてゐるもので、現行所得稅中普通所得稅 A 種は周知の如く「土地、家屋等の所有より生ずる所得 Income from the owners of land and tenements in the United Kingdom」に對して課される所得稅であつて、「A 表」は右種所得稅の賦課率を掲記した表である。

註 (2) Rating and Valuation Act, 1925. では「A 種所得稅」賦課目的の財産として認める固定設備、機械を左の如く定義してゐる。

- (イ) 主として、若は専ら、左記に關聯して使用する設備並に機械
建築物中に於ける燈電、蓄電、第一次變壓、主要送電。
- (ロ) 左記に使用する機械装置
暖暖、冷却、通風、排水、給水、防火。

一、戦害委員會

本委員會は、戦害法第一篇の規定の實施の責を負ふものであつて、詳言すれば、同上の規定に基く戦害補償制度に依つて、戦害被害者に對し補償金の給付を行ひ、且つ同法の規定により委任された其他一切の任務の遂行に當ること

を目的とし、政府機關たる性質をもつて、設置されたものである。右委員會の委員は戦害法附表第一號(註(1))に基いて大蔵大臣が直接之を選任することとなつてゐる。
尙同委員會委員は下院議員たるものはその任命を受けることが出来ず、且つ委員である期間内は下院議員に選任されることを禁ずる規定が設けられてゐる。以上の手續及制限規定に基いて實際に選任された其の人的構成を看れば、一九四一年三月二十七日同委員會會長に就任したトラストラム・イーザ A.M. Trustram Eve, K.C. の下に、一部官吏の委員を含む、各方面の専門家並に實業界出身の練達手腕の士からなる委員等によつて組織されてゐるのである。同委員會は會長就任の當日既に活動を起して、直に第一次總會を開催し、爾來引續き頻繁に會合を累ねてその所管に係る補償制度運営上の重要方針に關聯して各種問題の研究、討議、決定等に活潑な動きを見せてゐる。本委員會は本部をロンドンに置き、地方支部を十數ヶ所に設置してゐるが、地方支部設置當初に當つては、戦害法案の議會通過に先立つて既に地區評價員 (District Valuer) 審提出されてゐた舊戦害申告制による V.O.W.I 様式使用の戦害申告の處理に忙殺せられたと傳へられてゐる。併し、其後本年五月現在に於ては、既に右業務も一應完了し、各支部共職員の整備を完全に終つて、新制度による土地、建造物等の戦害申告の接受に萬全の準備が成り、待機の姿勢に在るものと商務省報 (Board of Trade Journal) (註(2)) は傳へてゐる。尙本委員會の本部以下各地方支部の所在地、並に業務擔當區域は別掲表示の通りであるが、右各區域内に在つて、本制度による補償を受け得る財産の所有者若は占有者は、それ等財產に戦害の發生した場合、本制度の戦害申告規定に従つて、被害財產所在區域擔當の戰害委員會地方支部宛申告を行ふことを要するものとされてゐる。

英國本部在地販賣事務範圍表(一九四一年五月一日附商務省報に據る)

本部及各支局Regional Offices.

各支局Region.

各支局Area Covered

- 1 Northern. Northumberland, Durham, Yorkshire(North Riding).
- 2 North-Eastern. Yorkshire(East and West Ridings).
- 3 North Midland. Derbyshire, Nottinghamshire, Rutland, Lincolnshire, Leicestershire, Northamptonshire.
- 4 Eastern. Norfolk, Suffolk, Cambridge, Hunts, Beds, Herts, Essex, other those areas included in Regions 5 A and 5 B.
- 5 A.N.W. London. Acton, Brentford and Chiswick, Barnet, Bushey, Cheshunt, Chelsea, Ealing, Edmonton, Enfield, East Barnet, Friern Barnet, Finchley, Feltham, Fulham, Harrow, Hornsey, Hendon, Hayes and Harlington, Heston and Isleworth, Hammersmith, Hampstead, Islington, Kensington, Paddington, Potters Bar, Ruislip, Northwood, Stoke Newington, St. Pancras, St. Marylebone, Southall, Southgate, Staines, Sunbury-on-Thames, Tottenham, Twickenham, Uxbridge, Watford, Wembley, Willesden, Wood Green, Westminster, Wembley and West Drayton.
- 5B. N.E.London. Barking, Bethnal Green, Chigwell, Chingford, City of London, Dagenham, East Ham, Finsbury, Hackney, Holborn, Ilford, Leyton, Poplar, Shoreditch, Stepney, Walthamstow, Wanstead and Woodford, Waltham Holy Cross, West Ham.
- 5C. S. E. London. Bermondsey, Bexley, Beckenham, Bromley, Crayford, Chislehurst and Sidcup, Deptford, Erith, Greenwich, Lewisham, Orpington, Peckham, Woolwich.
- 5D. S. W. London. Banstead, Barnes, Battersea, Beddington and Wallington, Carshalton, Coulsdon and Purley, Croydon, Camberwell, Epsom and Ewell, Fisher, Kingston-on-Thames, Lambeth, Merton, Morden, Mitcham, Richmond, Southwark, Surbiton, Sutton and Cheam, Wandsworth, Wimbledon.
6. Southern. Bucks, Oxfordshire, Berkshire, Dorset, Hampshire, Isle of Wight.
7. South Western. Gloucestershire, Wiltshire, Somerset, Devonshire, Cornwall, Scilly Isles.
8. Wales. Flint, Denbigh, Carnarvon, Anglesey, Merioneth, Montgomery, Radnor, Cardigan, Pembroke, Carmarthen, Brecknock, Glamorgan, Monmouth.
9. Midland. Salop, Hereford, Worcestershire, Warwickshire, Staffordshire.
10. North-Western. Cheshire, Lancashire, Westmorland, Cumberland.

- 11. Scotland. Edinburgh.
- 12. South-Eastern. Tunbridge Wells, Sussex, Surrey, and Kent, other than those areas included in Regions 5C and 5D.
- 13. N.Ireland. Belfast.

註 (1) 戰害法附表第一號は戰害委員會委員の選任、委員會の活動、委員會に必要な補助人員の雇傭、委員會其他職員の給與、手當の支給、委員會の會議開催等に関する規定を表示したものである。

註 (2) 一九四一年五月二十二日號

一一 酬金

本酬金制補償制度による酬金の責任者は戰害法第一十三條第一項の規定によれば左の通りであつて、若干の例外的場合を除いて、凡て所定の酬金を行ふべきものと定められてゐる。

(1) 一九四一年以降の五ヶ年の各年一月一日現在に於ける被補償財産の所有權が單一人に所屬する場合は、當該年月日現在に於ける當該所有權者。

(1) 當該財產の所有權が二名以上に所屬する場合は當該所有權者中に於て、殘餘の全所有權者に對して當該財產の占有權を主張し得る單一の所有權者

以上が法定による直接酬金者(direct contributor)であつて、右の者はA種所得稅査定額若は全危險期間に於ける所有財產の各年純價額(Net annual value)金一磅に付て、二シリングの割合を以て拂込みを爲す義務を負ふものである。

而して、この拂込金の徵收には内國收稅廳(Inland Revenue Department)が之に當り、一九四一年以降五ヶ年年賦を以て徵收を行ふものである。その第一回徵收は本年七月一日とし以下各年の同時期に於て當該年の徵收を行ふものと定められてゐる。

三 補償金給付請求權者の範囲

本制度に依つて補償せられる財產が戰害を蒙つた場合、その損害に對する補償金の給付を請求し得る権利を有する者の範囲如何は、戰害法第一篇第九條第一項並同條第二項の規定に付て見れば瞭かである。即ち同條第一項は工事費拂(Cost of works payment)及應急工事費拂(emergency works payment)の二形式による補償金の給付は、工事施行の費用を負擔した者に對し、或は工事費が二人以上の者によつて負擔された場合は其等の者の間に於ける協議に従つて分割給付を行ふこと、又その協議が不一致に終つた場合は戰害委員會の裁決によつて決定の上、補償金の給付を爲す旨を規定してゐる。

同條第二項は損失額拂(value payment)並に損害發生の時期及補償金給付の時期の兩者の相異より生ずるこれに附隨する利子は戰害發生直前、當該被害財產若はその一部に付て無條件世襲財產權が存し、それ以外の所有權が存しない場合は當該財產權の所有者に對し、其他の場合は戰害發生直前の被害財產の所有權者に對して、それぞれ其の被害減價の比に應じて給付を行ふ旨を明示してゐる。

四 補償金の給付形式及給付額

英國に於ける戰害補償並保險制度の輪郭

一四

戦害補償金の給付形式は之を要約すれば左の二つの何れかによるものであると謂ふことが出来る。即ち

- (一) 建造物及固定設備(fixed plant)が受けた戦害の補償は損害が全損(total loss)（即ち被害財産の修理費が修理後當該財産が保有すべき見込價額と修理前の價額との差よりも大なる場合）の場合を控除し、「修理費拂」(payment of the cost of repair work)の形式により、

(1) 土地の蒙つた戦害の補償は適正な「工事費拂」(cost of works payment)が「損失額拂」(value payment)に比してより低額の場合を除き、後者の形式によつて行はれる。

補償金の給付は以上の原則に従つて戦害委員會の手によつて行はれるのであるが、必要ある特別の場合には、同委員會は是等の原則に拘はらず補償を行ふ裁量權をも有してゐる。例へば(一)の規定に拘はらず

- (イ) 戰害委員會は建造物を修理することが公益に合致し、又は他の施設の爲に有利と認めた場合は、全損の場合と雖も當該建造物を修理することを決定し得ること

(ロ) 同委員會は建造物を修理することが公益に反する場合は、その理由に基いて修理費拂を爲さず、損失額拂を爲すことを決定し得ること

(ハ) 同委員會は建造物の所有者がその修理を希望しない場合は、その理由に基いて損失額拂を爲すことを決定し得ること

等の如き例外的形式による給付を行ふ場合の有り得ることである。なほ亦同委員會は補償金給付の形式が以上の何れに該當する場合に於ても、既に實施し又將來實施される緊急性質の應急修理に對しては「應急工事費拂」(Temporary repairs)即ち「工事費拂」(cost works payment)に關して左の通りの基準が示されてゐる。

(イ) 被害財産に付て、戦害發生直前の原狀回復を目標とした修理が行はれた場合はその給付工事費は當該財産の修理に要した純工事費に相當する額。又

repairs (temporary works payment)を行ふ方途を有してゐる。以上は補償金の給付を形式に依つて觀たものであるが、其の給付額決定の基準に付てみれば即ち戦害法第一篇第三條第一項には損害修理費 (cost of making good the damage)即ち「工事費拂」(cost works payment)に關して左の通りの基準が示されてゐる。

(イ) 被害財産に付て、戦害發生直前の原狀回復を目標とした修理が行はれた場合はその給付工事費は當該財産の修理に要した純工事費に相當する額。又

損失額(amount of loss)即ち「損失額拂」(value payment)に付ては同條第四項に

(ロ) 戰害發生直後の財産の價額を戦害發生直前の價額に比した場合の差額に相當する額。

としてゐる。従つて戦害補償金額算定の基準は以上によつて一應瞭かにされたのであるが、尙戦害委員會は補償金の給付に先つて、修理費の場合はその修理に實際使用せられた材料の價格及使役勞働者の賃銀率を算定し、被害建造物の材料中損害を免れて再使用に供されたもの或は又回収して賣却されたものの代價を修理費より控除する等の手續を探るものである。

亦必要ある場合には同委員會は「工事費拂」による補償金の中に建築家若は工事を監督すべき者のための相當の費用をも含め得ることとなつてゐる。

「損失額拂」は前掲戦害法第三條第四項によつて既に明瞭であるが、更に具體的に之を云ひ換へてみれば、一九三九年三月三十一日現在に於けるオープン・マーケットに於て當該建造物を賣却したものと假定して見積つた價格に於ける戦害による減價に均しい額を給付するものである。以上の減價算出に當つて戦害委員會は被害建造物の敷地取付け

経費(cost of clearing the land)に付ては別途適當な考慮を加へることとなつてゐる。又損傷建造物から回収した材料の價額は損害額に對する差引額として計上され、修理費の場合と同様な取扱をうけることとなるものである。補償金の給付に付て尙ほ注意すべき點は、戦害委員會は五磅以下の補償金給付申請の受理を要しない旨、規定されてゐることであつて、換言すれば、五磅以下の戦害に對しては本制度による補償の途が拓かれてゐないことを意味してゐるものである。但し、以上の規定に拘はらず、戦害補償金給付申請者は同一財産に付ての數次の小損害、又は同一地方當局の管轄區域内に在る異なる數個の財産の戦害を累計加算して、五磅を超過したる場合は之に對して、損害の補償を要求することも出來得るのである。亦同委員會は損害の補償を要求する被害財産の所有者が萬一爾後発生の可能性ある損害に對して、之を可能なる限度に於て最小ならしめる爲必要な手段を探らなかつた場合は、この理由に基いて、要求全額の補償には應じない場合も有り得ることとなつてゐる。

五 補償金給付の時期

戦害法第一篇の規定に基く本制度の補償金給付の時期は大蔵省よりの指示に從つて戦害委員會が特に定める場合を除いて左の通りである。即ち

(一) 工事費拂及急工事費拂の二形式による補償の行はれる場合は工事終了の時、或は工事費支拂が割賦支拂による場合はその相當額の支拂を終へた時、若は委員會が當該純工事費支拂の完了及その所要經費を確認し得るに必要な期間の經過後に於て之を行ひ

(二) 損失額拂の形式による補償の行はれる時期は大蔵省令に規定せられる特殊事情に應じて行はれる場合及其の他の一般的場合の二つに分けられてゐる。

而してこの「特殊事情に應じて」給付の行はれる場合は、特別緊急の必要に基いて戰時中應急的に給付の行はれる場合を指し、「其の他の一般的場合」とは戰後に於て給付の行はれる一般的且つ通常的給付の時期を指すものと考へられる。

六 本制度實施成果に關する問題

本制度實施後の經過に付て、官邊系の資料其他に依つて検討を加へてみると、本補償制度の實施にも拘はらず過去に於て多くの場合應急修理が單に地方官憲の手によつて施行されたに止まり、本修理は、もとより、取壊しの問題すら後日に留保されると云ふのが實狀であるかの様に窺はれるのである。勿論これは同國內に山積する幾多の複雑、困難な問題の結果であることは推察に難くないが、また本制度創設の效果が未だ充分に發揮されてゐないとふことを證明するものであるとする結論は否み難い。政府は、かかる事實によつて戦害申告の一般國民に輕視されることを惧れて被害財産の所有者は、これらの事實に捉はれることなく、戦害委員會に對してその受けた戦害に付て報告すべきであつて、かかる手續の完了によつてのみ後日、本修理費又は損失額の給付を受け得るに至るものであると説いてゐる。政府のかゝる態度を通じて、本制度の成果伸暢の困難を見、且つ戰爭長期化の可能性より同國の益々多事ならんとする將來を推してみれば、その十全的成果の發揮に至るべき経路には尙ほ相當至難

な荆棘の途が遺されてゐると考へられる。政府側の本制度に對する眞剣な熱意及國民の異状な關心にも拘はらず、本

補償制への期待が今日の程度に止まつたるを得ないと云ふ事實は、更に本制度運用の衝に當るものに眞摯且つ冷靜な再検討の課題を投げ懸けるものとよく。

一八

II 動産戦害に對する保險並補償制度

戰害法第一篇(War Damage Act, 1941. Part II)の規定に基く保險並補償制度は、同法第一篇の規定による土地、建物其の他の不動産に對する補償制度とは重要な相異點を有してゐる。例へば第一篇關係の制度による被補償財産はその範囲が具體的な明確さを以て規定され、その醸金は個々の財産の評價によつて定められることなく、A種所得税の財課に關聯して課徴せられることを原則とし、從つて個別的評價も必要とされず、且つ補償制による保護享受の第一要件として證券の所持を要求されることもない。然るに、第二篇による制度は概ね普通保險制度と類似するもので、家具(private chattels)に對する一定限度額迄の無醸金制補償制度を除外した他のものに付ては、保險料が徵收され、實際の被保險物件に付て證券(註1)が發行されることとなつてゐる。故に、此種保險證券の發行に先づては、當然保險價額が確められることを必要とするのであつて、先づ茲に、保險價額の決定と云ふ實際上少からぬ困難な問題が發生するのである。又戰害法は商務省にその第二篇の規定による保險乃至補償制度の運用を委ねてゐる

がその損害填補の限度及性質に付ては、保險者としての商務省に於て之を決定の上同法第五九條第二項の規定に基いて發行する保險證券に記載すべきことを定めてゐる。尙戰害法は當制度下に於ける被保險物件の範圍を第六〇條第一項に規定してゐるが、その範囲内に於て業務用設備保險(Business Scheme)の強制保險制によるべき限界の設定を商務省に委ねてゐる。而して、この強制保險の適用から除外すべき人及物の範囲、種類並に其の他の重要な細目に付ては、商務省令によつて定められる様定となつてゐる。かくの通り多數事項の決定が省令に殘されたと云ふ本制度管掌上の彈力性は、圓滑且つ迅速の活動に不可缺のものとは云ひ乍ら、一面本制度が實際活動に入るに先づて、如何に多くの處理事項に直面せざるを得ないかといふことを示すのも考へ得るのである。しかして商務省は右の事態に備へて、最近その機構改革を行ひ、新に保險部(Insurance Department)を設置し、食糧保險關係事務と併行して、戰害法第二篇の規定に基く保險事務の所掌に當らしめる段取りとなつてゐる。但し、此の場合に於ても商務省は保險加入者に對し直接保險證券の發行を行ふことなく、保險加入者(Insured person)は保險仲介業者若は主要火災保險會社或はロイド組合員を通じて、その保險證券入手する手續を採ることを要するものと定められてゐる。

註 (1)Business Scheme 及 Private Chattels Scheme の制度の下に發行される保險證券の形式、條件並に之に附隨する各種制限等を規定した省令として War Damage (Business Scheme) Order 1941 及 War Damage (Private Chattels) Order 1941 がある。

戰害法第二篇の規定によつて制定された新保險制度は、左の一制度であつて、農業財產保險制度(Farmer's Scheme)は業務設備保險制度の特別部門を爲すものとして取扱はれてゐる。即ち

(1) 業務設備保險(Business Scheme)制度

英國に於ける戰害補償並保險制度の輪廓

一九

(1) 家財保険(Private Chattels Scheme)制度

やむ(1)、其の実施期日(註2)は Business Insurance Scheme (Including the special business for farmer) は本一九四一年四月十七日、 Private Chattels Scheme は本年五月一日とされどある。

註 (2)商務省報一九四一年四月十七日號に據る。

1. 業務設備保険制度

本制度(Business Scheme)は(イ)可動設備(movable plant)(ロ)機械類(machinery)(但し建造物と共に一括課税せらるるものと除く)(ハ)事務設備(business equipment)(リ)事務所用備品(office furniture)等の財産に付て、一九三九年九月三日以降一九四一年九月三十日に至る間に於て發生した戦害の填補を目的とするものである。

戦害法第六〇條第一項の規定に就いて本制度による被保險物件の範囲を観れば、業務(business)を營む凡ての者の所属に係る、聯合王國內に存在する一切の財産を云ふ、としてあり、左の各號を掲げてゐる。

- (1) 業務を營むものの所有に係ると否とを問はず、その占有に屬し、専ら、若は主としてその業務遂行の爲に保持し又は使用に供する財産。
- (II) 業務を營むものによつて、當該業務遂行中、その所有に屬する財産。

本制度によつて戦害を填補する財産の範囲は、上記の通りであるが、かかる財産を所有し若是占有する個人又は法人は當該財産の總額が一、〇〇〇磅を超過する場合は強制加入制により、右の總額が一、〇〇〇磅以下の場合は任意加入制によつて、その財産を本保険に附すことが出来るのである。而して右の原則に従つて本制度による保険に加入するものは、本年五月二十一日迄に商務省の代理店たる各主要保險會社の何れかに付て、加入手續を行ふことを要するものと定められてゐる。以上の期間中に於て、加入手續終了に先立つて所有財産に被害を受けたものは、當該期間の経過前に保險加入の手續を了し、規定の保險料を拂込む場合は、被害發生の時に遇つて、當時既に加入者たりしものと看做される旨の規定がある。更に一九三九年九月三日以降本制度實施に至る間に於て、財産に戦害を受けた際は、當時既に本制度が實施せられてゐたものとして取扱はれ、萬一保險に加入して居た際は當然拂込みを了したものと看做される保險料を控除した額に相當する保險金の給付を受け得る機會が與へられてゐる。本制度實施前の罹災者がその戦害に付て、既に舊申告規定による報告を終つてゐる際は、今後更めて商務省より何分の照會ある迄は新制度による別段の手續を要しないものとせられてゐる。これは勿論徒に手續を累ねる煩を避けたものに他ならない。

1 保 险 料 率

本保險制度の保險料率は大戰開始以來本年九月三十日迄を通ずる保險證券の發行に對して、百磅に付年三〇シリングと定められ、本年六月十五日、八月十五日、九月三十日を終期とする保險期間三ヶ月の三種の證券發行に對しては各期のものに付いて、それぞれ百磅に付年一〇シリングの率が決定されてゐる。

英國に於ける戰害補償並保險制度の輪廓

□ 任意保険の品目

本保険制度に於ける強制加入制に付ては、既に簡単乍ら前に述べた如くであるが、この強制加入の除外例をなすものとしては、宗教、慈善、教育、公企業の各機關所有の物件がその保有價額の總額一、〇〇〇磅を超える場合に於ても尙、任意加入を認められてゐる場合の如きものがある。

又醫療器具、手術用具及同附屬品、醫療及手術用電氣器具、科學研究設備、藥品類及綿帶類、ラードン、ラヂウム並にラヂウム針類等に付て保険加入を希望する病院の場合に付ても任意加入を認め、之に對しては War Damage (Business Scheme) (No. 2) Order 1941. に基く Business Scheme (Voluntary Hospitals) Policy と稱する特別證券を發行交付することとなつてゐる。割賦支拂契約によつて供給せられる物件は、販賣者及購買者の何れの側よりも其の利益の限度まで任意保険に附し得るのであるが、その一部が事務設備として使用せられるものである時は價額が通計して一、〇〇〇磅を超える時に限り購買者に對してのみ其の利益の限度迄を強制とするものである。他に任意加入制によるものに、國防條令により住民を撤退せしめた地域内に於て使用し、その範圍内に置くことを通例とする物件がある。尙亦美術品、版畫、古書籍、文書等の特定品及船渠、港灣、内陸水路に於て専用する船舶(附屬裝備を含む)、石炭、コーケス、道路鋪裝材料等に付ても同様の取扱ひを爲すものとせられてゐる。

ハ 知的職業者の業務設備

専門的知識を必要とする知的職業に從事する者(professional people)即ち醫師、歯科醫師、辯護士等はその業務設備に付てのみ本制度による保険に附し得るのでありて、その設備の價格金一、〇〇〇磅を超える場合は強制加入により、それ以下の場合は任意加入によつてその戦害の補償を受け得るのである。その他の物件は總て家財保険に附すべきものとされてゐる。業務設備に付ても價格が一〇〇磅を超えて、或は營業ならざる寄託(Non-business trust)によつて受託者に所持される場合に於ても、同様家財保険による保険加入の途が拓かれてゐるのである。

ニ 保険金の給付

保険加入者はその被保險物件に戦害が發生した場合は、遲滞なく其旨を保險會社代理店を通じて申告を行い、同時に保険金給付請求手續を戰害發生の日より三十日以内に、爲すことを要する旨定められてゐる。保険金の給付は一般には戰後延期されるものとなつてゐるが、商務省當局が被保險物件の修理若は復舊が公益の爲め必要であると認めるか、又は給付すべき保険金の總額が金一〇〇磅を超えない場合は、その全額者は一部を戰争の終了を待たずして給付する場合がある。併しこの給付方法によつて保険金の緊急給付を受けることを必要とする者は、この目的の爲に別に定められた特別の給付請求の手續を探らねばならない。

ホ 強制加入と保険價額の問題

本保険制度の強制加入の規定に基いて其の財産を保険に附すことを要する者が、萬一その業務設備をその全價額を

以て保険に附さぬ場合は戦害法に違反することとなるのであつて、斯くの如き場合は保険の目的財産に戦害が発生した時に於て、其の保険金額が被保險物件の保険額に對して不足するとの同一割合に於て損害に對する填補額を控除するものである。

▲ 實地申告並に報告命令

商務省はその管掌に係る本保険制度運用上調査の必要あるときは、戦害法第六三條第一項の規定に基いて、個人又は法人にして聯合王國內に於て業務(business)を營むものに對して、之に關する報告又は實地申告を命じ得ることとなつてゐる。この場合、當該官吏又は吏員は必要な場處に立入り、検査を爲し、調査資料例へば各種帳簿類其の他の書類の提示を求め、又は關係者に質問を爲すことを得るのである。但しこの場合は其の職權を明かならしめる證票を携帶すべきことが定められてゐる。商務省がかかる實地申告、若は調査資料の提出を求める具體的場合を擧げてみれば、保険金額決定の正否判断の要ある場合、或は本制度により保険に附し得べき財産の價額評價の必要な場合、及本制度の下に發行される證券に基いて、かかる財産に全損が發生した際損害填補に充つべき最高保険金額の算定検討の必要ある場合等である。

11. 農業財産保険制度

農業財産保険制度(Farmer's Scheme)は可動農業設備(movable agricultural equipment)、收穫(crops)、(註1)家畜(livestock)及農場天產物(produce on the farm)の戦害を填補することを目的とするものである。

註 (1) War Risks Insurance Act, 1939, Part II の規定に基く商務省令 War Risks(Commodity Insurance)(No. 2) Order, 1941. に依つて、從前 Commodity Insurance Scheme の下に保険加入をなし得なかつた War Risks Insurance(General Exception) Order, 1940. 中に指定された大方の物資が、本年四月十七日より當該制度、即ち Commodity Insurance Scheme の下に於て、任意加入制によつて保険加入が可能となる様修正された。然るに戦害法第三篇の War Risks Insurance Act, 1939. Part II の修正規定に因つて、上記 Commodity Insurance Scheme の被保險物件から更に除外された割賦購入契約により供給される物資、並に收穫、家畜及若干種の農場天產物が本年四月十七日から Business Scheme の下に於て、前者は業務設備保険制度により、後者は本制度によつて、保険加入が可能となつたものである。

イ 保険加入及保険金額の決定

本制度の下にあつては、農業者はその農業資財に對する所得税 A 表による純課稅額(借地農業者の場合はその借地料年額)が五〇磅未満の時は任意加入制の適用を受け、前記金額以上の場合は強制加入を要するものと定められてゐる。而して、その後者の場合の保険金額は前記 A 表による課稅額の最低二倍に達することを要し、又特に希望する場合は被保險物件の全價額までは、如何なる額迄をも保険金額として決定し得ることとなつてゐる。

□ 保険金額の季節的調整

英國に於ける戰害補償保険制度の輪郭

被保險物件の價格が季節的理由及其他の事由によつて、一年を通じて特に著しい變動の可能性ある本制度による被保險財產については、以上の價格變動に伴つて比較的短期間にその保険金額を増減し得る伸縮性を持たせることを便宜とする關係上、保険期間の終期を夫々六月十五日、八月十五日、九月三十日とする短期の三期に分つて、異なる保険金額を以て保険に附し得る方途が講ぜられてゐる。

八 保険證券の性質

農業財產保険制度に於ける分損の填補については、家財保険と同様、平均法 "average," を用ひない "第一損害" 證券 "first loss," policy の記載條項に基いて處理せられることとなつてゐる。即ち、被保險財產に分損の發生した場合に於て、保険金額が被保險物件の總價額のたゞ一部分に止まる場合換言すれば一部保険の場合に於ても、保険金額に達するまでは、その受けた如何なる戦害に付ても、その損害額全部の填補を受けしめ得るものである。

二 保険金給付の申請

被保險財產が戦害を蒙つた場合は、保険加入者は、全英農業聯盟 (National Farmers' Union) の何れかの地方支部について、最寄り家畜官 (Live-stock officer) の所在を認め、之を通じて保険金給付申請の手續を行ふ可きことが定められてゐる。但し、保険加入者の所在地がスコットランドの場合は上記手續はスコットランド農務省宛なさるべきものとされてゐる。

III、家財保険並補償制度

家財保険並補償制度 (Private Chattels Scheme) は本年五月一日より實施せられ、戦害法第六〇條第四項の規定に従つて業務設備保険の被保險財產たり得るか又は戦争危険保険法 (War Risks Insurance Act, 1939) に基く保険制度による保険目的物件たり得る財産を除外した家具、被服類及身廻品 (personal effects) の損害填補乃至補償を目的とするものであつて、戦害法は本制度を任意加入制のものとして規定してゐる。而して本制度はその對象たる被保險財產の性質が、最も廣く國民各層の日常生活に緊密な關聯を有するところから、一般大衆層の壓倒的支持期待がなされてゐる。従つて政府は本制度の實施に當つてはその設置目的の徹底を期する爲、これを一、制限付無醸金制補償制 (Limited-Free Compensation Scheme) 及び二、保険制 (Private Chattels Insurance) の兩制の併用に依つてゐる。前者の補償制は凡ての世帯主に對して、その家具、被服類及身廻品の戦害に付て左の限度迄、何等の醸金を徴することなしに、補償することを眼目とするものである。即ち補償金額は

世帯主自身の爲に……………金二〇〇磅

妻帶者は妻の爲に……………金一〇〇磅

十六歳以下の子女一人に付……………金二十五磅

である。右の規定に従つて上記財產の所有者若は占有者は、本制度による保護を得る爲には何等保険證券の如きものである。英國に於ける戦害補償並保険制度の輪郭

を入手する手續を爲す必要もなく、右の制度以外の損害賠償を必要としない者は、自己の財産に戦害の発生ある迄は一切新たな手續を探る要もないものである。唯損害発生の場合に初めて當該財産所在地の Local Information Center 又は District Valuer に付て戦害発生の申告を行ひ、同時に補償金給付申請の手續を爲せば足るのである。尙また本制度の補償以上のものを希望する場合は、家財保険制による保険證券を入手することによつてその目的を達し得るのである。以上の證券受取の期限(註1)は本年五月三十一日と定められており、從つて本年五月一日以降同月三十一日に至る期間内に加入手續を了しない場合は、萬一、五月一日以降加入者が實際に保険證券を收受した日の間にその家財に戦害が発生した場合に於ても單に補償制による限度内の補償金を受領し得るに止り、保険制による損害賠償の利益を享受し得ないものと定められてゐる。但し此等の規定は本年五月一日以後の家財の戦害に付て適用されるものであり、従つて當該目前の損害、即ち本制度實施前の家財の戦害に付てはその發生當時既に當該財産に對して保険證券が發行せられてゐたものと看做して、被害者救済の手段が講ぜられるものとされてゐる。しかして此種戦害の申告に關しては、舊戦害申告規定による V.O.W.I 様式によつて地方當局、内國收稅廳、若は地區評價員宛に行はるべきものとなつてゐる。

註 (1) 商務省報本年四月三日號に據れば保険證券受取の期限は其後變更が加へられ本年六月十五日迄延期せられた。

イ 保 險 料 率

本家財保険制の保険料率は左の通である。

最初の保険金	一〇〇〇磅迄	一% 磅
次の	一、〇〇〇磅迄	一・一〇% 磅
次の	七、〇〇〇磅迄	二% 磅

本保険制度による保険金額の最高額は金一萬磅と定められてゐる。従つて右の保険料率は最高保険金額に至るまでのものを表らはしてゐるのである。尙家財保険の保険料は無議金制補償制がある爲事實上は大いに低率となつて加入者の負擔を輕減してゐる。

ロ 「世帯主」の意義

本制度の「世帯主」(householder)とは一家(a house)の所有者若は借家人のみならず、一個以上の室を賃貸し及供用(furnish)する者をも包含するものである。しかして、一度世帯主であつた者は其繼續期間の長短如何に拘はらず、引き継ぎ世帯主として取扱はれることと定められてゐる。従つて右の保険料率は最高保険金額に至るまでのものを表らはしてゐるのである。尙家財保険の保険料は無議金制補償制がある爲事實上は大いに低率となつて加入者が金てられてゐるのである。

ハ 補償金及保険金給付の時期

英國に於ける戦害補償並保険制度の概要

普通の場合に於ては、戦害補償並に墳補金は戦争終了後まで給付を受けることを得ず、損害発生の日より年五%の利子を附して戦後に於て給付することとなるのであるが、かかる給付の遅延によつて眞實困窮を感じる者は、業務設備保険制度に於ける場合と同様、繰上げ應急給付を受け得る方法が與へられてゐる。即ち、切實緊急の必要ある場合は扶助局(Assistance Board)より應急的給付を受け得るのである。但しこの場合の應急給付の申請には左の條件が附されてゐる。即ち、右の申請者は既婚者なる場合は年収四〇〇磅以下、獨身者の場合は年収一五〇磅以下の者であることを要すとされてゐる。技工者はその技工に必要な器具の損害に對し五〇磅迄の戦害補償を與へられ、小賣商店の經營者も同様、本制度によつて五〇磅を限度として、商品ストックの損害補償を求め得ることとなつてゐる。かかる場合、申請者は給付に關して眞に必要な金額を申告することを要求されてゐるのであつて、扶助局は必要額の審査査定の爲に若干の困難な問題を解決する要に迫られるものと見られてゐる。

二 損害墳補の限度

本制度に於ては、被保險物件の所有者又は占有者が保險金額を如何に定めたかに拘はらず、戰害發生の日に於ける被保險財産の現實に有つ價額を限度として、損害を墳補するものである。従つて家財類は、價額の減少を見込んだ額を以て保險に附することを要するのである。尙左記の物件については、商務省は明白にその墳補限度を定めてゐる。即ち、

美術品、金銀皿、寶石入裝身具、寶石、貴石、毛皮類、歴史資料品、學術資料品、小形模型、骨董品、郵便切手

蒐集品、出版後五十年以上を経過した古書籍、原稿類

此等の貴重品について、保險證券に基いて給付する限度は、一世帶當り金額通計一〇〇磅か、證券面記載金額の一〇%か、そのいづれか大なる方を限度とするのである。従つて一、〇〇〇磅の墳補を受け得るものは保險金額の最高限度一〇、〇〇〇磅を保險金額とした者でなければならぬこととなる譯である。次になほ一つの重要な制限のあるのは個々の被保險物件の損害について墳補する額にも限度があることである。自動車及船舶を除いて、個々の物件に付て墳補する額の最高額は、五〇磅か若は保險金額の五%か、いづれか大なるものの額を限度とすると定められてゐる。

木 倉庫業者と受託財産の戰害

倉庫業者が自己の所有に屬せざる物性、例へば家財の如きものを受託によって保管する場合、敵の作戦行動に因つて損害を蒙つた時は特にかかる戰害に對して墳補の約束がない限り其の責任を負ふ要がないことは戰害責任解除(雜規定法(Liability for War Damage (Miscellaneous) Provisions Act, 1939.)の規定によつて瞭であるが、萬一その墳補契約がある時は當然その責に任ずる要があり、かかる危險負擔の際は豫め當家財保險制度によつて、その受託財産中の家財に付て保險を附し、戰害發生の場合損害墳補を受けることが可能である。此處には單に倉庫業者の場合を擧げるに止まつたが、その立場を倉庫業者と同じくする者が、その受託或はその他の理由によつて保管する、其の所有に屬せざる、家財に付て發生した戰害に關して負ふ責任、並に當保險制による保險加入の可能性に付ては全く同様の關係

に在るべきことは謂ふ迄もないところである。

三二

ヘ 家族並家事使用人の家財

本制度による加入者はその家族又は、家事使用人の占有若は所有する家財をも保険に附し得ることとなつてゐる。戦害法第六六條の規定によれば、世帯主はその家族の一員或は家事使用人の占有若は所有する家財に付き、自身として何等保険に附すべき特別の利害關係を持たない場合に於ても、此等の者の爲に、家財保険制度により彼等の財産を保険に附し得ることを規定してゐる。世帯主がかく家族の一員或は家事使用人の財産に附する保険は、此等のものが補償制によつて直接補償される五〇磅までの制限付無醸金制補償制による保護を、補足するところ多大のものがあらう。

ト 保険證券入手の期限

本制度の保険加入者は、本年五月一日以降同月三十一日(註①)に至る間に、その保険證券を主要火災保険會社又はロイド組合加入保険業者の何れかを通じて入手すべきことを求められてゐる。以上によつて四月中に保険加入の申込を爲し、必要な手續を了した場合は、これに對して五月一日附の證券の交付を爲し、同日より明一九四二年四月三十日に至る間に發生した如何なる戦害に對しても、その保険金額までを填補するものである。然るに手續の遲延によつて、不幸にして五月中に戦害の發生があり、同月三十一日以前に於て證券を入手し得なかつた場合は、かゝる被害

財産の所有者若は占有者は未だ保険加入を終へなかつたものとなり、補償制による戦害の保護を受け得るに止まることなるのである。

註 ①其後保険證券入手の期限が六月十五日迄延期されてゐる。

チ 保険金及補償金給付の申請

保険制による保険金並に補償制による補償金給付の申請は、前者は主要火災保険會社の手を通じ戦害發生の日より三十日以内に之を行ひ、後者は被害財産所在地域を擔當する内國收稅廳の評價主任官を通じて行ふ様定められる。

あとがき

以上を以て英國に於ける戦害補償並に保険制度の輪郭を不完全乍らも描き終へた譯であるが、同國が從來各種保険制度に於ける先進性を以て世界に指導的地位を占め來つたことは、自らも許し、他も亦之を認めるところである。今次制定の戦害補償並に保険制度の創設に當つて示された同國立案當局の企畫の劃期的な斬新性と進歩性は、必要の然らしめた結果とはいへ、同國の當該制度をして獨逸のそれと並んで世界諸國の同種制度をリードせしめ且つ多大の示唆を與へるものたらしめるのではないかと觀られる。その前例打破的な新しさは、マンチエスター・ガーディアン紙が本制度に關する評論中に於て「前例闊却より生起する困難」として新制度に伴ふ若干の缺陷を指摘してゐる左の記事

英國に於ける戦害補償並保険制度の輪郭

三三

中に現はれるのも反つて興味あるものと考へられる。即ち同紙は本年五月九日號に於て「今般の戦害保険制度新設計書に當つて、戦争危険保険と緊密な關係にある火災保険に於ける既に久しう間に亘つて確立せられた諸慣習を、全然無視開却したことは、今回的新制度實施に當つて、現實に全面的幾多の困難に逢着せしめる結果となつた。即ち新制度の立案者等はよく傳統的、過去的な經驗に捉はれることなく、戦害對策施設の樹立に對處し得たとは謂へ本制度が多大の利益と便宜とを齎らした一方、從來の保険慣例より全く脱却して、如何なビジネス又は生産業者と雖も、單にその火災保険證券或は火災保険の爲の評價書の精讀のみを以てしては、當保険の加入に際し幾何の保険金額を定むべきかすら明言することが不可能な程の困難を持ち來たらす結果となつた。前大戰當時に於ける所謂空襲保険(aircraft insurance)は火災保険の慣習を踏襲したものであつて從つてそれに基く處置は比較的簡単であつたが、今回の制度は然らずして全く前例を無視したものといはざるを得なし」と言つてゐる。今回の補償制度並保険制度が以上述べ來つた通り割期的なものであり、且又範例的なものでさへあるに拘はらず、之を全般的に通觀する時は尙ほその適用方面に暫定的、試験的な性格が遺されてゐるかに感ぜられるのは、英國政府の今次大戰に對する見透しが、比較的短期戦を見込んだのに基くものか若くは、本制度實施成果の如何をみて、その修正を考慮してゐるかの、いづれかに因るものを反映してゐると考へられる。以上の補償乃至保険制度を通じて現在政府が戦害の補償並に填補を目論んでゐる期間、所謂危険期間が概ねその最長期間に於ても二ヶ年の短期間に限定されてゐる點は、現に大戰が續行中である事實に鑑みてもその期間經過後に發生した戦害に對する政府の態度如何が云爲さるべきではないかといふ疑ひを遺すものと思はれるのであるが、之に付ては、遺憾ながら今日迄に入手し得た資料を以ては何等窺ひ知るところが無いの

である。此點は將來所要の資料入手し次第其他の不備の個所と共に補足、修正を試みることとし度す。（終）

参考文獻…Text of 'The War Damage Act, 1941.,' published by

His Majesty's Stationery, Office of the United Kingdom.

"Banker," May, 1941. and June, 1941.

Board of Trade Journal 1941. 3. 27.

" 4. 3.

" 4. 17.

" 5. 1.

" 5. 15.

" 5. 22

Manchester Guardian, 1941. 4. 30.

" 5. 1.

" 5. 2.

" 5. 9.

Financial Times, 1941. 4. 30.

" 5. 2.

ナチス獨逸の統治組織（其二）

目 次

- 概 説
- 第一章 諸政治力
- 第二章 國民社會主義獨逸勞動黨
- 第三章 統治機構
- 第四章 戰時に於ける統治權力及び統治機構（以上本號所載）
- 第五章 行政組織
- 附 錄
- 第一 國民社會主義獨逸勞動黨組織（一覽表）
- 第二 獨逸國家組織（一覽表）

概 説

本稿の目的とするところは、

- 一、現代ナチス獨逸に働いてゐる基本的な力は何か、
- 一、この基本的力の確保乃至運營機構は如何なるものであるか、
- 一、そして、結局、その機構上、ナチス獨逸統治組織の、國防國家乃至戰時國家統治組織としての適否即國力判断の資料を提供するにある。

現代ナチス獨逸を動かしてゐる力、否世界を動かしてゐる力は何であるか。短的にいへば、種々の形體に於ける國家的政治的生活がその決定的要素である（政治の優位）。具體的にいへば、ナチス黨、國防軍及び官僚の三者によつて運營せられる政治である。従つて現代ナチス獨逸探究の最高價値は、正にこの政治に探められなければならない。

しかし、この政治も、それが力として十全なる機能を發揮する爲には、その社會條件、國民の精神性格乃至教養等の諸條件に制約せられ、そこに必然性と妥當性を有する現實政治機構を有たねばならぬ。かくして現はれたのが現代ナチス獨裁政である。それは、近代國家一般に於て認められた衆民主義の原理に立つ政治機構の無力と無秩序に反抗し、議會政を抑止し、多數政黨の分立抗争を拒斥し、資本主義經濟組織の廢らせる社會的階級的對立と分裂を克服せんとしてナチスによつて樹立された右翼的獨裁政である。一般に政治機構の目的は、國家の獨立と統一を確保して平和なる國民共同生活の秩序を保持するにあり、更に、より高次には、國運の隆昌を圖り、全成員をして各々その人格の發展向上を圖らしむるにある。この意味に於てナチス獨裁政はその政治機構原理に對するイデオロギー的價値判断は兎も角、今日赫々たる成果を挙げてゐることは周知の事實である。凡そ現實政治機構は當該國民の理想精神とその

社会的條件に従ひ、相對的にのみ意味を有するのであつて、一律的抽象的にその妥當不妥當を論斷し得るものではない。ナチス獨裁政の目的、社會的條件、機構自體との關係の十分なる認識に立つとき、われわれは現代ナチス獨逸の獨裁政にも大いに學ぶところがなければならない。

周知の如く、ナチス獨裁政の基本原理は指導者原理であり、國家指導の統一である。従つてナチス獨逸に於ては例へば戰時統治組織に於ける根本的傾向乃至再編成は理論上考へ得ない。そこに於て戰時的形態と考へられるものもその本質はむしろ平時形態の直線的發展に外ならない。ナチス獨逸に於ては政治、經濟、文化は内容的に區別された別個の領域を有つてゐるのではない。それは全體としての民族共同體との直接的關聯の下に構成される觀念である。全體主義ナチス獨逸ではすべてが民族(volk)中心であり、政黨、國家、軍部、經濟、法律等は民族を源として生じたものであり、この民族を維持する爲の手段であると觀られる。即ちナチス獨逸國家は獨逸民族、黨、國家(Staat)から成育するものであり、その綜合せられたものが即ちドイツ國(Das Deutsche Reich)と呼ばれるのである。

ここに於ては國家(Staat)が領土的に制約された概念であるのに對して、ライヒは現領土の域を脱した獨逸民族の外形的形態であり、從來の觀念を以てしては律し得られない。
かかる社會觀、國家觀の見地に立脚した、ナチス獨逸は一九三三年一月政權を掌握するや、この全體主義的國家指導の統一具現化即ち、國防國家體制の整備に邁進し、戰前既にこの線に沿つたナチス獨逸の獨裁統治組織を略完成したのである。

しかしながら、かかる獨裁政の樹立は、偶然的のものではない。そこにはこれを生ましむべき原因があつた。先づ

その原因の第一として擧げらるべきは、これを完成せしむべき、社會的、經濟的、文化的、政治的環境である。従つて、これをナチス政權の指導にのみ歸せしむるは聊か偏見なりといはざるを得ない。獨逸の歴史的、社會的、政治的環境等にナチス政權成立の必然性の存することを看却してはならない。これを政治面に見れば、大戰後の分立的政黨政治による社會的、政治的多元性的苦杯に慾りて、有能なる指導者の指導に信頼、聽從して、民族的活路を打開せんとした舉國的動向の潜在してゐた特殊事情があつたのである。又、隱忍性、勤勉性、徹底性、科學的精神乃至組織的才幹等、獨逸國民の卓越せる國民性、又その重要要機を成すのである。しかし、より重大なるは、ワイマール自由主義時代の合理化を経て、政治力の基底たる產業水準特に軍需工業、又はそれに轉換可能なる工業生産力が高度に發達した事實を無視してはならぬ。

右の如き歴史的、社會的、政治的、經濟的環境に生成發展したナチス獨裁政生成の契機として第一に擧げらるべきは統治機構の側にある。指導者國家たるナチス獨逸の尖端にはナチス黨首、國家の元首、行政の首長としての宰相、國防軍の最高司令官としてのヒトラーがあり、その下に所謂政治的三柱と稱せられる、ナチス黨、國防軍、官僚が隸下し、統治權力即ち基本的政治力を構成し、政治、經濟、文化の一切の機能を擧げて總統ヒトラーに集中統合さるべき一元的統治機構を形成してゐる。ナチス獨逸統治機構の特色は正にこの點に求められなければならない。
かくの如き獨裁的一元的統治機構に依り、その政治的指導手段の基底を成す黨、國防軍、官僚は三位一體となり、周知の如き電擊的效果を擧げてゐるのである。かくしてこの現在のナチス獨逸の統治機構を正當に理解しようとするならば先づこの國民社會主義獨逸勞働黨(略してナチス黨)、國防軍及び官僚の組織の内容とその相關關係を明らかに

しなければならない。更にかかる基本的政治力に備はれ且つその執行機關たる獨逸國家の構成及びその相互關係の解明も亦これに劣らざる重要性を有する。

先づナチス黨の地位を見るに、それは現代ナチス獨逸に於ける統治權力の力の源泉であり、且つ廣義に於ける政治勢力中央決定勢力を成す。即ちこれなくしては現代ナチス獨逸國は存在し得ずと言ふも過言ではない。ナチス獨逸に於ては單一政黨國家主義をとり、ナチス黨以外の政黨の存在を許さない。

「一九三三年の新黨禁止法並ニ黨及ビ國家統一確保ニ關スル法律」に依り、重要な憲法的法律が發布され、ナチス黨は獨逸に於ける唯一の政黨となり、公法人となり國家と同様に専らな公的性質を憲法上正式に規定されたのである。それは、獨逸民族の意の唯一の擔當者であり、獨逸民族の意は、獨逸民族の政治組織たるこのナチス黨に綜合的且一般的に具體化されると觀るのである。従つて又ナチス黨は一階級、二宗派、一利益團體に奉仕するものでなく國民社會主義を中心とする。全獨逸民族に奉仕するものである。かゝるナチス黨は國家意思の擔當者であり、國家に對する關係に於ては、ナチス黨は、「國家の中の國家としてワイマール國家に對抗して成立し、今日の國家を作つた。故に國家が我々に命令するのではない、我々が國家に命令するのである。國家は我々を作らず、我々が國家を作つたのである」(一九三四年黨大會に於けるヒトラー總統の演説)が故に、それは國家と同格的存在、否、その上に位するのである、かくしてナチス黨は政治、經濟、文化その他各般に亘り、獨逸國家の進むべき政策の決定及び推進機關であり、獨逸國家はこの大方針に基づく具體的政策の樹立並に實施の機能をつくしてゐる。

而して、ナチス黨の組織は獨逸國家の組織と外形的に極めて近似するものがあるのであるが、事實、今日では尙政

策實施機關としての國家の行政組織と黨組織とは相重複して政策の決定とその實施を爲すが如き傾向がある。しかし、漸次これら機関は統合せられ單純化せられつゝある。

次に國防軍の組織は、從來、ヒトラー總統の下に國防軍總司令官があり、國防大臣を兼ね、その下に陸海空の司令部があり、統括せられてゐたのであるが、一九三八年の國防軍統帥の改正以來、ヒトラー總統自ら兵馬の全權を掌握することとなり、從來の國防大臣及び國防軍總司令官は總統自ら兼任し、中間的なるものを廢止したのである。但し事實上の國防大臣の事務は國防軍總監カイル大將をして掌らしめた。しかし、眞實に於ては、彼は獨逸人の間に所謂「連絡係」の綽名のある如く、國防軍總監として特に作戰用兵に關し、總統に建議するのではなく、専ら總統の私設個人的幕僚(幕僚長は中佐級)がそのアドバイスを與へてゐるもの如くである。更に、獨逸の官僚が極めて優秀なことも周知の事實である。十七世紀の大戰爭時代以來二百有餘年を閏したプロシヤの文官制度は現代ナチス獨逸に於て殆んどその完成の域に達し、ここに優秀なる獨逸の官僚を見ることとなつたのであるが、それはナチス獨逸に至り、更にナチス的世觀の洗禮を施された官僚組織が成立したのである。

かくの如くにして、ナチス獨逸に於ては、その政權樹立と同時に速く、統治機構に於て、制度的にも實質的にも獨裁政を確立したのであり、これが今次大戰に於ける強大なる抗戰力の源泉となつたわけである。しかしあ、これと相照應して行はれた行政機構の迅速なる改變亦その重要な契機を成すものである。

先づ最初に擧げらるべきは、一九三六年十月十六日附總統令に依る黨の領袖たるゲーリング元帥の四箇年計畫受託官任命である。彼は後述の如く、四箇年計畫に關する限り、黨諸機關乃至國家機關に對し、指令を發し得べき優越し

た特殊的地位を有し、これによつてナチス黨と國家及び統制經濟機構との統合が企圖され、その間若干の波瀾はあつたが事實上四箇年計畫受託官は四箇年計畫即國防經濟たる限り、全國防經濟に關する全權を掌握したのである。この事情は今次大戰勃發後も變らず、否一九四〇年一月の改變以來、より強化され、今日に於ては全戰時經濟に對する總帥となつた。かくして、今次の歐洲大戰勃發前既に完全なる國防經濟機構を樹立したナチス獨逸は、デモクラシー諸國に於ける如き、平時體制より戰時體制への切替の困難を經驗することなく、迅速にして且圓滑徹底的なる戰時經濟への移行を可能ならしめたのである。

次に戰時統治組織についてみると、前述の如くナチス獨逸の統治原理には平、戰時の區別なく、平時即準戰時即戰時體制に妥當する基本原理であり、それは又現實機構にも顯現せられてゐるのである。しかしながら、開戦に至り、より高度の統治機構の戰時化を斷行すべく、ここに最高國防會議が設置された。

最高國防會議は、開戦前夜の一九三九年八月三十日附總統布告に依つて設置され、政治及び經濟の各分野に於ける全獨逸の國力の徹底的集中と綜合の確保を最高任務とし、これに廣汎なる權限を賦與せしめて戰時中の一切の統治を強力に遂行せしめることとしたのである。それは國策の最高決定機關として又立法機關として政府又は議會に代るべきものであり、現下、獨逸の主なる戰時法令の殆んど大半はこの最高國防會議令の形式に於て發布せられてゐるのである。因に議長はゲーリング元帥である。この最高國防會議の下には行政總監があり、更に地方行政機構の再編成の爲下級地方機關として國防委員、國防參事會、國防受託官の設置を見た。

更に戰時行政に於ける發展には著るしきものがあるが、これは特に經濟行政に於て觀取せられる。この部門に遼早

く現はれた重要な措置としては、一九三九年八月二十七日附經濟行政令があり、これに基き經濟行政の特別官廳が中央、地方を通じ、商工經濟部門、食糧農業部門及び山林木材部門に配置された。

この特別官廳は自治的經濟諸團體をして戰時經濟に奉仕せしむべき任務を有つものである。

しかし更に重要なのは最高國防會議と、戰時經濟最高審議會である。前者は前述の如く經濟統制プロバーの機關としてよりも全面的總動員機關なる役割を有つものであり、從つて戰時特設經濟統制機關としては後者が先づ第一に擧げられねばならぬ。即ちこの戰時經濟最高審議會は一九三九年十二月初旬設置され、その任務とするところは各省關係の連絡調整を圖ることを目的とし、各省の次官級の人員を以て構成し、事實上戰時經濟統制の中樞機關として、戰時經濟計畫の審議に當り、徹底的なる檢討を加へつゝあるのである。議長は又ゲーリング元帥であり、同元帥不在の場合にはフンク經濟大臣又はケルナー次官が之を代理する。

だが、これら戰時經濟統制の爲の重要な諸機關が特設せられたにも拘はらず、獨逸國防經濟建設の總帥たる四箇年計畫受託官の權限は何等の侵害を見なかつたことはさきにも一寸觸れた。即ち、この四箇年計畫受託官の權限は、その縮少どころか、却つて戰時經濟に於ける四箇年計畫の比重の愈、加はると共に益々強化せられ、戰時經濟と四箇年計畫との綜合調和の爲に、開戦後四箇月後に至り、フンク經濟總監の發議に基き、ゲーリング元帥に對して全戰時經濟の總指揮權が移譲せられたのである。彼は今日のナチス獨逸の中樞的戰時經濟統制諸機關の議長を兼ね、事實上も、生產擴充計畫、物資動員計畫の最終決定者である。加之、彼は四箇年計畫受託官たる地位に於て、經濟總監を隸屬せしめ、既述戰時經濟統制特別官廳に對する總指揮權を有つてゐるのである。

以上、ナチス獨逸戦時經濟行政機構に於ける特徴を一言すれば、必要とすべき諸機關の切替又は新設の迅速なることと既存設備の徹底的利用と兩者の調和にある。更にその機能の面に於ても、例へば、生活必需品の切符制度の實施の如き、ナチス流の電撃的戰時經濟規正諸措置が次々に採られ、機構の整備と機能の電撃的發揮とは兩々相俟つてナチス今次大戰に於ける驚異的抗戦力となつて現はれたのである。

右の如き、ナチス獨逸の獨裁的一元的統治機構は、本質的に、特に戰時即應統治機構として、そのイデオロギー的價值判断は別として、十分に高く評價せらるべきものであり、集中、統合、迅速を最大要請とする戰時體制としては絶對にデモクラシー的統治機構の追隨を許さない。

以上の如く、ナチス獨逸の統治組織は今次大戰の赫々たる成果に徵するも、國防國家體制乃至對戰統治組織として極めて卓越したものといふことが出来る。しかしながら、このナチス獨逸の獨裁的一元的統治機構の形成にはその必然性があつたのであるが、他方又その限界性のあることも知らねばならない。かゝるナチス獨裁政は現段階に於ては既に所謂獨裁政の域を脱し、專制政と紙一重の實情にあるものの如くである。従つてそこにはスペイとテロが横行し、國內治安の確保に於ても所謂銃剣の支配が行はれてゐるもの如くである。その標榜する全體主義的イデオロギーにも拘はらず、結局、國民總數の一六パーセント内外(約五百万人)を占むるに過ぎざるナチス黨の獨裁政の弱點も亦此處に在るといはねばならぬ。かくしてこの統治機構の發展にも一定の限界性があるのであり、その正常なる限界を逸脱するに至つては、尙統治上反價值的現象も亦現はれざるを得ないであらう。現實に獨逸國民の彼等の指導に服從せる狀況はナチスの對外政治的攻勢、特に電撃的軍事的成功とその期待への繼續と深き内面的關係があるのである。

更にナチス獨逸の戰時經濟機構の現段階は資本主義的諸條件の下に於て可能なる最高段階に在るものといへる。統治組織の基底としての經濟構造の變動は、ナチス政權樹立以來採られた、特に工業生産部門に於て著るしきものがあつた。工業生産水準の高度の進展は、一方に於て軍備充實の目的を達すると共に失業を全く吸收し得た。ここにナチスに於ける政治の經濟に對する優位の面目躍如たるものがある(ニュウ・ディイル政策の一千萬の失業を一九三九年になほ残してゐた事實を想起せよ)。しかし、經濟にはそれ自體の法則(營利追及)があり、これを看却せる經濟政策は殊に生産力擴充の點に於て十全を期し得られない(ソ聯の累次の五箇年計畫の不成績を想起せよ)。ここに政治力の經濟に對する限界がある。更に、ナチス獨逸の工業生産力も既に一九三七年末には完全就業狀態にあり、殊にその原料不足、食糧部面に於ける自給自足の不可能等を考へるときここにもその經濟力の限界があるのである。これらの獨逸戰時經濟に於ける難點除却の爲に、歐洲占領地の諸經營はナチス獨逸の今後に於ける最大の關心事とならねばならないであらう。

要之、ナチス獨逸の統治組織は、今日迄の成果に徵すれば極めて優越した戰時統治組織といわねばならぬ。しかし、戰局の發展と共に生起する幾多の新しき課題と新狀勢に對處し、從來の如き電撃的統治機能を發揮し得るや否やは一に政治と經濟の關係の認識如何にかかるものといへよう。

第一章 諸 政 治 力

第一節 ナチス獨裁政の確立

第一款 ナチス憲法

ナチス獨逸に於ては、ワイマール憲法は第三國家の建設とその制度に關するものなる限り廢止せられざるを得なかつた。凡て憲法にとり最も根本的なもの、即ち政治組織條項に係るものは第三國家の諸法律に依つて代へられ、一九一九年八月十一日の自由主義的、衆民主義的精神とは全く異つた一聯の憲法的規定を見たのである。

抑々ナチス政權の目標はナチス黨の獨裁政の樹立にあつた。而してこれに對する基本的障礙は、ワイマール憲法の根柢主義なる衆民主義、聯邦主義及び自由主義の三原理及びこれに基くその政治組織にあつた。従つてナチスが政權を掌握するや、第一に對應する議會中心主義の表現としての議會を骨抜にし、第二の聯邦制はライヒ等制法 (Reichsgleicheschaftsverfassungsgesetz) ライヒ代官法ライヒ改造法に依つて、ラントの獨立國家制を剝奪し、更に第三の自由主義原理は、これを全體主義に置き代へたのである。

かくして、幾多の憲法的諸規定の制定に依り、合法的に、ワイマール國家體制を修正し、統一的集中的、獨裁的、單一政黨國家を建設したのである。

ワイマール憲法の中にも固よりそれ自體憲法的性格を有しないものがある。これらの規定は明文に依り廢止せられるか又は事實上の變更を蒙らざる限り、法律規範として尙その效力を存續する。

ナチス國民革命の法律的中心と考へられる最重要なる法律はいふ迄もなく所謂「授權法」である。本法の重要な所のものは、何よりもそれが合法的手段に依るナチス的獨裁の完全な實現の爲の基礎を確保したことにある。この「授權法」が特に「暫定憲法」と呼ばれるのはこの爲である。左に本法の全文を掲げよう。

國民及ビ國家ノ難難ヲ除去スル爲ノ法律 (Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reich) (所謂授權法、一九三三
年三月二十四日附)

第一條 獨逸國法律ハ憲法ニ於テ豫定シタル手續ニ依ルノ外獨逸國政府ニ於テ亦之ヲ議決スルコトヲ得。獨逸國憲法 (所謂ワイマール憲法) 第八十五條第二項(豫算協賛權及第八十七條(國債募集))ニ特定セラレタル法律ニ付亦同ジ。

第二條 獨逸國政府ニ於テ議決シタル法律ハ獨逸國議會及獨逸國參議院ノ制度ソレ自體ヲ對象トセザル限り獨逸國憲法ニ抵觸スル定ヲ爲ストヲ得。但シ獨逸國大統領ノ權能ハ之ヲ妨ゲズ。

第三條 獨逸國政府ニ於テ議決シタル獨逸國法律ハ獨逸國宰相之ヲ編成シ且官報ヲ以テ之ヲ公布ス。右ノ法律ハ別段ノ定ナキ限り公布ノ翌日ヨリ之ヲ施行ス。獨逸國憲法第八十六條乃至第七十七條(立法手續)ノ規定ハ獨逸國政府ノ議決スル法律ニ對シテハ其ノ適用ナシ。

第四條 獨逸國ノ立法事項ニ係ル獨逸國ノ外國トノ條約ハ立法ニ參與スル機關ノ同意ヲ必要トセズ。獨逸國政府ハ之等ノ條約ノ執行ニ必要ナル規定ヲ定ム。

第五條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。一九三七年四月一日ヲ以テ其ノ效力ヲ失フ。本法ハ又現在ノ獨逸國政府ガ他ノ政府ニ依リテ交迭セラレタルトキハ其ノ效力ヲ失フ。

ナチス獨逸の統治組織

右の授權法に基づきライヒ政府に依り制定せられた重要な法律としては左の如きものがある。

- 一、ラントトライヒトノ等制ノ爲ノ法律(一九三三年三月三十一日附)
- 一、ラントトライヒトノ等制ノ爲ノ第二次法律(所謂代官法、一九三三年四月七日附、後に同年四月二十五日附、五月二十六日附及び十月十四日附改正)
- 一、人民投票法(一九三三年七月十四日附)
- 一、新政黨禁止法(一九三三年七月十四日附)
- 一、黨ト國家ノ一體ノ保障ノ爲ノ法律(一九三三年十二月一日附)
- 一、ライヒ改造法(一九三四年一月三十四日附)
- 一、ライヒスラート廢止法(一九三四年二月十四日附)
- 一、第一次司法權移譲法(一九三四年二月十六日附)
- 一、第二次司法權移譲法(一九三四年十一月五日附)
- 一、第三次司法權移譲法(一九三五年一月二十四日附)
- 一、獨逸、ライヒ元首法(一九三四年八月一日附)
- 一、獨逸市町村制(一九三五年一月三日附)
- 一、ライヒ代官法(一九三五年一月三十日附)
- 一、軍構成法(一九三五年三月十六日附)

第二款 總統兼宰相

かくしてナチスはその目標とする獨裁政治体制を合法的に確立したのであるが、その最端に立つ者はいふ迄もなくヒトラーである。一九三四年八月一日附獨逸帝國元首法(Gesetz über das Staatsoberhaupt des Deutschen Reiches)に依り、從來のライヒ大統領の權能即ちワイマール憲法の規定するライヒの國際法上の代表、軍の統帥、大臣及び官吏の任命の如きは總統兼宰相(Der Führer und Reichskanzler)たるヒトラーに移るものとされた。これによつて大臣は宰相の下に隸屬し、民族共同體の指導者が國の元首となり、初めて指導者國家が完成したのである。因に、同法に依り、總統(Führer)なる語は主として内政及び國法的意味に用ひられ、國家の元首としての外國との公の交渉には宰相(Reichskanzler)なる官稱が用ひられてゐる。

かゝる地位を有するヒトラーは、現代ナチス獨逸の基本的政治力としてのナチス黨、國防軍、官僚を隸屬せしめその他、立法、司法、行政の凡ゆる國家權力も亦その根本に遡れば彼に集中し、更に學藝、教育の保護者でもある。即ちヒトラーは獨逸帝國政府の首班者たる宰相であると共に、國民社會主義獨逸勞働黨の最高地位たる黨首たるのナチス獨逸の統治組織

責任を有つものであり、更に一九三八年二月四日の布告に依る國防軍統帥の改正以來、國防軍の最高統率者となつたのである。

五〇。

次に、かかる政治力に導かれ、しかもその政治力を擔ふべき經濟に於てもその一切の統制機關を擧げて結局總統に合一されるのである。即ち平戦時を通じ最高統制機關たる四箇年計畫受託官は固より、戰時特設最高總動員機關たる最高國防會議、更に戰時經濟參謀本部たるべき戰時經濟最高審議會も亦總統の諸問機關である。

要之、ヒトラーは最高の立法者であり、最終の政治的決定者であり、同時に行政の首長である。他の大臣は、彼に從屬する單なる代理者乃至補助者に過ぎず、又黨も軍隊も官吏も、すべてこの總統に對し一身的忠誠關係に立つものである。これヒトラーの所謂「下に對しては權威、上に對しては責任」を根本原理とする指導者原理(Elberprinzip)に立つに外ならない。従つて、この原理の上に立つ政治組織は從來の所謂獨裁政とは異なるものがあり、嚴密なる意味に於ては「指揮政」と稱するのがより理論的である。

第二節 ナチス獨逸に於ける基本的政治力としての黨、國防軍及び官僚

第一款 國民社會主義獨逸労働黨

ナチス獨逸に於ける基本的政治力としての黨、國防軍及び官僚の中その最も中権的基本的部分を成すものは勿論然である。これについては次章に於て詳述することとし、次に國防軍及び官僚についてその概略を記述する。

第二款 國 防 軍

第一次大戰の結果、獨逸はヴェルサイユ條約に依り、常備軍十萬と限定されたのであるが、ナチスが政權を掌握するや軍の再建に乘出し、最新式の國防軍を完成し、正に全世界を驚倒せしめたのである。この國防軍の組織は從來、ヒトラー總統の下に國防軍司令官があり、國防大臣を兼任し、その下に陸、海、空の司令部があり、統括されてゐたが、國防軍統帥の政正により、全國防軍に對する命令權は總統の司るところとなり、ヒトラーは國防軍最高司令官となり、國防軍最高司令部及びその幕僚は直接、總統兼宰相の命令に服することとなつた。かくしてヒトラーは從來の國防大臣及び國防軍總司令官を兼任することとなつた。

黨と軍隊との關係については總統はナチス・ドイツを擔ふ二本の柱であるといふ。即ち軍は國家の平和と安全を對外的に確保するに對し、黨は國家の對内的平和と安全の保障に當るのである。しかし、その精神は共に軍隊的である。何となれば黨は政治的軍人の組織だからである。しかし、黨員が軍務に服する間は兵が兵たる限り、軍務上、上官に對し絶對的服從義務を負ふが故にこの期間中は如何なる他の部局の規律からも解放せられねばならぬから黨員たることは結局一時停止せられねばならない。

だが、獨逸に於ては軍隊は、政治化せる軍隊 (eine Politisierte Armee) は固よりこれを排撃するも、政治的軍隊

(eine politische Armee)でなければならぬとされる。今日の軍隊は、兩親の家から學校へ、ビトラー・ユーゲント、勤勞奉仕、突撃隊、親衛隊等の政治組織に於て徹底的に新獨逸精神の滲透したる兵士より成るのである。軍隊と黨とは一見全く相異なる組織であるに拘はらず、黨は事實上右の如く巨大なるナチス的教育任務を有つものであり、黨の組織と軍隊との關係は密接不可分の關係に在るのである。

かかる獨逸國防軍は一九三五年三月十六日の徵兵制度施行以來、飛躍的なる擴張を遂げ、今日の如き強大な國防軍を擁することとなつたのである。

第三款 官 僚

ナチスの政權掌握後、その政策實現の爲に先づ必要とされたものは、ナチス國家機構の運營に手足となつて働くに適した獨逸官吏團の樹立であつた。一九三七年の新官吏法、文官懲戒法はこの爲制定されたものである。

獨逸の官吏はナチス世界觀を有し、政治的に訓練され、指導者と服従者との聽從(Gefolgschaft)關係に於て忠實にナチス政治目的の達成に協力し得べき制度の下に在る官吏である。ワイマール憲法下に於ける身分的、倫理的な隸屬關係が支配し、官吏は國家に對する存在として國家に對する義務の代りに權利を主張したのに對し、ビスマルク帝國に於ては官吏團は、軍隊と共に國家の強固な信頼すべき基柱であつたのに憧憬し、ナチスに於ては右の如き官吏團の復活が叫ばれたのである。しかし、固よりナチスはビスマルク帝國時代の官僚組織をそのまま踏襲したのではなく、黨の主義に反する點を阻却したことは勿論、ナチス的洗禮を施した後、その存立を許容したものであり、従つて省に

依つては相當大なる人的變化をみた。殊に警察部の如きは根本的な改革が行はれたのである。しかし、技術方面に於ては殆んど變化がなかつた。新法に依り勿論ユダヤ人は凡ゆる官職に於て拒斥された。又過去の政治的行動からみてナチス政策に順應すること不可能なりと考へられる者もその退職を餘儀なからしめた。新設各省が忠實なる黨員を以て充されたことはいふ迄もない。

要之、獨逸の官僚がナチス治下に於て蒙つた顯著なる變化は官僚の政治的中立性が喪失し、凡そ官吏たるものは悉くナチスの主義に獎頤し、總統に對し一身的忠誠を誓ふことを要することとなつたのである。

第一章 國民社會主義獨逸勞働黨

第一節 總 說

ナチス獨逸に於ては、所謂新黨禁止法以來唯一の政黨として獨り國民社會主義獨逸勞働黨(Die Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei NSDAP. 以下略してナチス黨と稱する)のみがある。本法に依り、ナチス黨は名實共に獨裁政黨としての實質を獲得したのである。左に同法全文を掲げる。

新黨禁止法(Gesetz gegen die Neubildung von Parteien) 一九三三年七月十四日附

獨逸政府ハ左ノ法律ヲ議決シ之ヲ公布ス。

ナチス獨逸の統治組織

第一條 獨逸帝國ニ於テハ國民社會主義獨逸勞働黨ヲ以テ唯一ノ政黨トス。

五四

第二條 其ノ他ノ政黨ノ組織的結合ヲ維持シ又ハ新黨ヲ組織セント企圖スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ七月以上三年以下ノ禁錮ニ處ス。但シ當該行爲ニシテ別段ノ規定ニ依リヨリ重キ罰ヲ科セラル、モノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ。ナチス獨逸に於ては、現在の分化したる國民の意思と利益の機能的統合は原理的にその必要性を認められない。從つて、本來近代國家一般に於て、この機能統合の手段としてその存在意義を認められたる從來の「政黨」はナチスに於てはもはや存在の餘地がない。ナチス黨は衆民主義的通常の政黨と全く異り、ファシズムに於けるファシスト、ボルシェヴィズムに於ける共産黨と共に獨裁政黨として、謂はば「世界觀の前衛」として存在する。即ちナチス黨は國民の分化的意思と利益の統合の爲に存するに非ず、ナチス世界觀の安定と永続的保壇として、更にこの世界觀を國民全生活動の中に滲透せしめ、それに依り國民を獲得し指導する爲に存在する。黨は即ち軍隊、官吏と並んで政治遂行の手段である。かくして、獨逸国情に適せざりしワイマール憲法體制下の半身不隨の狀態より、獨逸は脱することが出來たのである。

右の如き強力なる政治組織としての黨の使命を要約すれば、(一)確實に且永久に保持せらるべきナチス理論を確保する爲の細胞的内部組織の構成、(二)ナチス的理念に依る全國民の教育、(三)教育せられたる者の國家に於ける指導者及び被指導者としての任命である。左にこのナチス的世界觀の根源を爲すナチス黨綱領全文を掲げよう。

國民社會主義獨逸勞働黨綱領(Das Programm der Nationalsozialistischen Deutschen Arbeiterpartei)

國民社會主義獨逸勞働黨綱領ハ之ヲ暫定的綱領トス。本綱領ニ掲タル目標完遂ノ後大眾ノ不自然ナル不滿ニ對シ黨ノ存續ヲ可能ナラシムル目的ヲ以テ新シキ目標ヲ掲ゲントスルハ指導者之ヲ許サズ。

第一條 我々ハ民族自決權ニ基キスベテノ獨逸人ノ結合ヲ要求ス。

第二條 我々ハ他諸民族ニ對スル獨逸民族ノ平等權ヲ要求シ、ヴエルサイユ及サン・ジエルマン條約ノ廢棄ヲ要求ス。

第三條、我々ハ我民族ノ食糧ノ爲ニ且過剩人口移住ノ爲領土ト土地(殖民地)トヲ要求ス。

第四條 民族員タル者ノミ公民タルコトヲ得。民族員タリ得ル者ハ獨逸ノ血統者タル者ニ限ル。但シ信仰ノ如何ヲ問フコトナシ。從テ猶太人ハ民族員タルコトヲ得ズ。

第五條 公民ニ在ラザル者ハ單ナル客員トシテノミ獨逸國內ニ生活ヲ爲スコトヲ得。且外國人ニ關スル法規ニ服スルコトヲ要ス。

第六條 國家ノ立法及ビ執行ノ決定權ハ公民ニノミ歸屬ス。從テ我々ハ各種ノ公共機關ガ、ライヒ、ラント又ハ市町村ノ何レニ屬スルヲ問ハズ等シク公民ニ依リテノミ擔當セラレルベカラザルコトヲ要求ス。我々ハ個性ト能カトヲ顧慮スルコトノナキ單ニ政黨的見地ニ依リテノミ地位ヲ占ムルトコロノ腐敗的議會經濟ニ抗爭ス。

第七條 我々ハ國家ガ公民ノ營業及生活ノ可能ヲ第一義的ニ保護スベキ義務ヲ負フベキコトヲ要求ス。國家ノ全人口ノ食糧ヲ充タスコトヲ得ザルトキハ他民族ノ所屬者(非公民)ハ獨逸國ヨリ之ヲ追放ス。

第八條 非獨逸人ノヨリ以上ノ移入ハスペテ之ヲ禁ズ。一九一四年八月二日以後ニ於テ獨逸ニ移入シタルスペテノ非獨逸人ハ直ニ獨逸國ヨリノ退去ヲ強制セラルベキコトヲ要求ス。

ナチス獨逸の統治組織

五五

第九條 スペテノ公民ハ平等ノ権利義務ヲ有ス。

第十條 精神勞働、肉體勞働就役ハスペテノ公民ノ第一ノ義務グラザルベカラズ。各員ノ活動ハ全體ノ利益ニ反スルコトヲ得ズ、全體ノ範圍内ニ於テ且全體ノ必要ニ基キテ爲スベシ。

從テ我々ハ要求ス。

第十一條 労働ナキ又ハ勤労ナキ所得ノ廢止ヲ。利子奴隸制度ノ打破ヲ。

第十二條 スペテ戰爭ニ於ケル國民ノ巨大ナル財產的・血液的犠牲ヲ思フトキ戰時ニ因ル個人的致富ハ民族ニ對スル犯罪ト看做ザルベカラズ。從テ我々ハスペテノ戰時利得ノ徹底的剝奪ヲ要求ス。

第十三條 我々ハ從來既ニ社會化セラレタル(トラスト)スペテノ企業ノ國有化ヲ要求ス。

第十四條 我々ハ大企業ノ利益配當ヘノ參加ヲ要求ス。

第十五條 我々ハ養老制度ノ大規模ナル擴充ヲ要求ス。

第十六條 我々ハ健全ナル中產階級ヲ創設シ之ヲ維持シ大百貨店ヲ即時市町村有化シ且之ヲ小生產者へ廉價ニ貸與シ、國、各ラント又ハ市町村ニ於ケル物品調達ニ當リ、スペテノ小生產者ヲ最モ銳敏ニ顧念スペト要求ス。

第十七條 我々ハ我々ノ民族的欲求ニ適合セル土地制度ノ改革、公共的必要ノ目的ノ爲ノ土地ノ無償沒收ニ關スル法令ノ制定、地代ノ廢止及スペテノ土地授機ノ抑制ヲ要求ス。

第十八條 我々ハ公共ノ利益ヲ侵害スル行為アル者ニ對シ假藉ナキ鬭争ヲ主張ス。一般民族的犯罪人・授機業者・奸商等ハ宗教及人種ノ如何ヲ問ハズ之ヲ死刑ニ處ス。

第十九條 我々ハ唯物論的世界秩序ノ爲ニ奉仕シタル羅馬法ヲ獨逸的普通法ニ依リテ換置ゼンコトヲ要求ス。

第二十條 スペテノ能力アリ且勤勉ナル獨逸人ノ爲ニヨリ高キ教育ヲ受ケシメ以テ彼等ヲシテ指導的地位ニ進ム。コトヲ得シメンガ爲ニ國家ハ我全國民教育制度ノ根本的改革ニ付考慮スペシ。スペテ教育機關ノ教課過程ハ實際生活ニ適用スルコトヲ要ス。國家觀念ノ涵養ニ付テハ既ニ理解ノ始マルト同時ニ學校ヲ通ジテ(公民學)企圖スルコトヲ要ス。我々ハ其ノ民族又ハ職業ノ如何ヲ問ハズ兩親ノ貧困ナル然モ精神的・優秀ナル稟質ヲ有スル兒童ノ國費ニ依ル教育ノ完成ヲ要求ス。

第二十一條 國家ハ母性及兒童ノ保護ニヨリ、幼年勞働ノ禁止ニヨリ體操及競技ノ義務ヲ法律的ニ規定シテ肉體的訓練ヲ教導スルコトヨリ、肉體的青年教育ニ從事シツ、アルスペテノ團體ノ最大ノ援助ニヨリ國民的健康ノ向上ノ爲ニ意ヲ用フベキモノトス。

第二十二條 我々ハ傭兵制度ノ撤廢ト國民皆兵制度ノ建設ヲ要求ス。

第二十三條 我々ハ新聞ニ依ル故意ノ政治的虛報及其ノ流布ニ對スル法令的鬭争ヲ要求ス。獨逸的新聞ノ創生ヲ可能ナラシムル爲ニ我々ハ次ノ主張ヲ爲ス。

(イ) 獨逸語ニ依リテ出版セラルル新聞ノスペテノ主筆及其ノ從屬者ハ民族貿易サルベカラズ。

(ロ) 非獨逸的新聞ハ其ノ發刊ニ付國家ノ明確ナル認許ヲ必要トス。但シ獨逸語ヲ以テ印刷スルコトヲ許サズ。

(ハ) 非獨逸人ニ依ル獨逸的新聞ニ於ケルスペテノ財政的參畫又ハソレヘノ關與ハ法令ニ依リテ禁止セラレ共ノ違反ニ對スル處罰トシテカ、ル新聞ノ閉鎖並ニソレニ參加セル非獨逸人ノ即時獨逸國外ヘノ追放ヲ要求ス。

ナチス獨逸の統治組織

公共福祉ニ矛盾スル新聞ハ之ヲ禁止ス。

國民生活ノ上ニ分裂的影響ヲ與フル藝術及文學的傾向ニ對シ法令的闘争ヲ要求シ、上記ノ諸要求ニ矛盾スル設備ノ閉鎖ヲ要求ス。

第二十四條 我々ハ國家ノ存立ヲ脅威セズ又ハガルマン人種ノ倫理的乃至道德的感情ニ反セザル限ニ於テ國內ニ於ケルスペテノ宗教的信仰告白ノ自由ヲ要求ス。

右ノ如キ黨ハ宗派的ニ一定ノ信仰ニ拘束セラル、コトナク實證的基督教ノ立場ヲ代表ス。黨ハ我々ノ内外ニ於ケル猶太的唯物論的精神ヲ克服セントスルモノニシテ黨ハ我々ノ民族ノ維持復興ガ次ノ原則ニ基キ専ラ内ヨリ發生シ得ベキコトヲ確信ス。——公益ハ私益ニ先ンズ。

第二十五條 其等ノスペテヲ遂行センガ爲我々ハ鞏固ナル獨逸國ノ中央權力ノ創設ヲ要求ス。全獨逸國及其ノ組織一般ノ上ニ超越スル政治的中央議論ノ無制限ナル權威。獨逸國ニ於テ發布シタル各聯邦ニ於ケル構成的法律ノ執行ノ爲ノ諸等會議所及諸職業會議所ノ構成。黨ノ指導者ハ必要ト認ムルトキハ自己ノ生命ヲ賭スルコトアリトルモ上記各條ノ遂行ノ爲ニ一意邁進スペキコトヲ誓約ス。

ミニンヘン

一九二〇年二月二十四日

本綱領ニ對し、アドルフ・ヒトラーは一九二八年四月十三日附左の如き宣言を發した。

宣 言

國民社會主義獨逸勞働黨綱領第十七條ニ對シ敵對者ヨリ爲サルベキ歪曲的解釋ヲ防止スル爲左ノ確認ヲ必要トスベシ。

國民社會主義獨逸勞働黨ハ土地私有制ノ基礎ニ立ツラ以テ「無償沒收」ナル文言ハ獨リ法律的ニ可能ナルトキニノミ關スルモノナルハ自明ノコトトス。非合法的ニ取得シ又ハ民族ノ福祉ヲ考慮スルコトナキ管理方法ニ依ル土地ハ沒收ヲ爲スコトヲ要スベシ。從テ右ハ主トシテ猶太人土地投機會社ニ對シテ爲サルベシ。

かくの如き使命を有するナチス黨は一黨獨裁を實現し、獨逸精神の擔當者として民族の指導を以て任じ國民の各層に入り込んでこれを支配してゐる。それは政權獲得以前即ち「闘爭時代」に於て凡ゆる意味に於ける犠牲、不動の決意、生命の犠牲をすら意に介せざる政治的兵士を團結せしめ、一般大衆の中から最も勇敢であり、犠牲心に富み、政治的先見の明ある男女を選抜してこれを自己に統一し來つたのである。しかし、一九三三年一月三十日の「政權獲得」を以て所謂闘爭時代の終焉と考へるは早計である。黨は國家及び國民の最後の細部に迄その政治勢力を浸透せしめ、ナチス的理念の擁護者としての使命を果す爲に永久にこの獲得したる權力的地位を維持しなければならぬものとされるからである。その爲の政治指導者や國士の選良の養成は又政權獲得に劣らざる重要なものとなる。かくして現在に於ては遂に強制的な入黨禁止が行はれ、嚴格なる選擇條件が附されており、從前の如き排他性はこれを見ざるも尙閉鎖的一黨政治の面目は厳然と維持してゐるのである。かくの如く、黨はナチス的世界觀を具體的に、實現する爲に、直接にその組織を以てし、或は事實上その從屬機關たる國家機構を通じてこれを爲さしめ得るのである。

しかば、かゝるナチス黨の獨裁政治體制が如何なる過程を經て樹立せられたか。殊にその背景をなす社會的、政

ナチス獨逸の統治組織

治的環境は如何。次にその極めて大雑把な敍述を試みよう。

先づナチス黨の生誕より現在に至る迄の發展過程を概略するに、これは大體次の四期に分つことが出来る。

第一期は突撃時代である。即ち一九一九年のナチス黨の成立より一九二三年十一月九日ナチス黨が解散を命じられ、その財産を没收せらるる迄の時代である。一九二〇年二月二十四日にはヒトラーは黨の綱領を宣布し、同年夏にはハーゲンクロイツ旗を黨のシンボルとし、一九二一年七月二十九日にはヒトラーが黨の指導を擔當することとなつた。一九二三年十一月八日ヒトラーはミュンヘンで國民革命を宣言し、大統領・ライヒ政府の退職を聲明した。しかし同月二十三日にはナチス黨は空獨逸帝國に亘り禁止され、翌年四月一日指導者は同志の闘士と共に叛逆罪で投獄された。

第二期は議會に於ける闘争時代である。即ち一九二五年二月二十七日の黨の再建より一九三〇年九月十四日ライヒ國會議員選舉に於ける大勝を博する迄の期間である。實力に依る突撃に依つて克服することの不可能なるを知り、合法的な議會に於ける闘争の手段を選んだ。一九三〇年九月十四日のライヒ議會選舉に於てナチス黨は五七七の議席の申一〇七を得、ライヒ議會に於ける凡ての多數の構成を不能ならしめ、中央機關の活動力を破壊することが出来た。第三期は統領制(Präsidialsystem)の時代である。即ち最初の選舉の大勝より一九三三年一月三十日ヒトラーが總統(Führer)に就任する迄の時代である。統領制とはライヒ宰相及び大臣が議會の信任に基くことなく、大統領の信任に基いてのみ任命される制度である。

第四期は政權獲得、即ち一九三三年一月三十日以後のナチス政策實行の時代である。

かかる惡戰苦闘の経過を経たる後、ナチス黨は巨大なる權力的地位を獲得したわけであるが、これには固よりかかる政治體制を廢らすべき社會的基礎があつたのである。それは單なる武器の力や警察力で可能なものではない。又、ナチス指導者殊にヒトラー一人の指導力にのみこれを歸せしめ得るものではない。唯彼等が、かかる政治的、社會的必然性を明認し、これを國民に速早く徹底せしめ、國力を綜合して國防國家體制建設の一大目標に統合せしめたその手際に彼等の達識を見るべきである。

果してしかば、その政治的、社會的背景の考察が極めて重要な意味を有つて来るわけであるが、これは本稿の目的外にわたるが故に、ここにはナチス闘争時代に於ける政治状勢にほんの一瞥を與へるに止める。ナチス政權樹立以前即ち一九三〇年頃の獨逸の政治状勢を顧るに、當時の獨逸は幾多の政治的多元性に分れ、小黨分立し、抗争反目を事としてゐた。しかもこの政治的多元性は又直接にその背後に社會的地盤を有し、特定範囲の人々に對して社會生活の各部門にわたり、絶對的な指導を行つてゐた。これらの政黨は、機構にその基礎を有し、組織的、國民的社會的地盤との緊密な連繋を有つてゐた。ところがナチス政府が樹立せられるや、これらの政治的多元性は克服された。しかもその政治的多元性が社會的多元性であつたばかりに、却つてその中の一政治勢力の勝利によつてその政治勢力を組織的社會的地盤の上に置くことが出來たのである。

第一次大戰後の衆民主義原理に依る政治の混亂克服の目的を以て出現し、しかも右の如き政治的社會的基盤を有するナチス黨はここに鞏固なる政治力の結集を見ることとなつたのである。以て現ナチス政權の權力的地位の永續性乃至永久性を有するに足るものと觀察される。だが、この政治力は亦機構にその基礎を有たねばならぬ。兩者は相俟つて

その十全なる機能を發揮し得るものである。この點に於ても亦われへはその組織の極めて巧妙であり、その政治力

の恒久性の淵源の一半は又ここに在ることを看却してはならない。

六二

第二節 組 識

第一款 總 説

ナチス黨の組織上に於ける最大の特色は所謂指導者原理の徹底にある。即ち各組織分派の指導者は下級分派に對しては全權力を有すると共に、上級分派指導者に對しては全責任を有し、權限と責任は分明であり、數百萬の黨員を擁し、複雑膨大なる組織を有しながら、しかもその命令系統は至極單純である。ナチスに於ては國家は「全體性」を有たぬが、ナチス世界觀との前衛たる「運動」即ち又黨は、完全な「全體主義」の上に立つのである。

ヒトラーはナチス「指導」の背後に生ける國民有機體としての黨があり、黨即國民であるといふ。黨員はかかる黨に對し、私生活も精神も肉體も、全的にこれを捧げ、直接黨首の定むる規律を遵奉し、黨獨自の裁判に服するのである。かくして最高且すべての權力は終局に於て黨の尖端に立つ總統ヒトラーに歸一するのである。

ナチス黨の中央機構としては尖端に黨の總統があり、總統の意思の直接的傳達機關として、黨總統官房、總統幕僚部及びアドルフ・ヒトラー個人官房である。更に黨總統代理ルドルフ・ヘスの失踪後は右總統代理事務所をも親裁し、中央部長、中央部、肢隊を直屬せしめ、直接その指揮に當り、殊に彼は突撃隊(St.A.)最高指導者でもある。所屬團

體に對しては上述直屬諸部局指導者をしてその指導監督に任せしめてゐる。且連絡係(Verbindungsstab)を置き政府と黨との連絡に當らしめてゐる。右の中、肢隊は黨の一部として特別の任務を負はされ、所屬團體は政治的には黨の支配を受けるが固有の人格財産を有つてゐる。黨はその使命達成の爲に、廣く國民の生活の中に喰入りその中に根を張るべく、固有の黨の外に、かかる肢隊乃至外廓團體として所屬團體を組織したのである。

黨の地方組織は全國を四十二の大管區(Gau)に區分し(この他外國所在大管區一あり)、更にその下に管區(Kreis)、地域(Ortsgruppe)、細胞(Zelle)、組(Block)、世帯(Haushaltung)等がある。

以上の黨の組織の詳細は附録機構一覽表を參照され度い。次にはその個々につき簡単な解説を附するに止める。

第二款 黨 首

ナチス黨全體の尖端は黨首(Der Führer)である。彼は同時に黨の創始者である。彼はその不拔の精神と金錢の如きの意に依り、ナチス黨を完成し、遂に政權を掌握したのである。黨首の意思是全黨組織に於ける最高且絶對的な法律であり、その隅々に至る迄彼の意に依つて生命を得てゐるのである。黨首は運動(Bewegung)に關する最高高權の擔當者として、時々刻々流动してゐる力の源泉である。彼は又同時に黨の全體から時々刻々に發動する力の發現者である。總統の意思の直接傳達機關としては黨首私設幕僚、黨首官房があるのである。

黨首私設幕僚(Personliche Adjutanten des Führers)は左の五名である。

、ウイルヘルム・ブリュックナー(突撃隊上席團體指導者、總統私設幕僚長)

ナチス獨逸の統治組織

六三

ユリュース・シャウプ(親衛隊集團指導者)

アルヴァイン・アルプレヒト(機動部上席指導者)

アルバート・ボールマン

フリツツ・ダールゲス(親衛隊突撃指導者)

黨首官房(Kanzlei des Führers der NSDAP)

の任務は一切の問題につき總統と運動との緊密な結合を確保するにある。この幕僚に依る黨首補佐に對しては、黨首は全幅の信賴を與へ、そこには何等の危惧も困難も感じない。又黨首官房は黨首代理事務所と密接に共同工作を爲してゐる。黨首官房長は黨中央部長フイリップ・ボーラーであるが、彼の特別包括的任務としては黨首の恩赦に關する事件の取扱をなすことである。

第三款 黨 首 代 理

一九三三年八月二十一日附總統布告に依り、黨首代理(Der Stellvertreter des Führers)は黨指導に關する一切の問題につき、黨首の名に於て決定を與へ得る全權を掌握した。黨首代理はナチス黨の全般的指導に關する黨首の全權代理である。從て黨首代理事務所は又同時に黨首の事務所でもある。

黨首代理は黨の活動を指導し、方針を與へ、黨の全活動がナチスの原則に背馳することなきやう配慮すべき義務がある。

黨活動の全細胞組織が總統代理に集中され、一切の黨内部の計畫や獨逸國民の生活必需問題に關する一切の決定は黨最高裁判に於て彼の決するところである。更に、黨首代理はナチス世界觀の擔當者たるナチス黨の統一、團結及び戰闘力を維持する爲に、黨の全活動にとり必要な方策を授くるのである。

黨首代理には右の如き黨指導の任務の外に左の如き國家に關係せる廣汎な權能が與へられてゐる。

一 總統布告の準備をも含めた國及びラントの立法(法律及び命令)に參與する。この場合、黨首代理はナチス世界觀の擁護者たる黨の見解を主張すべきものとされる。(一九三四年七月二十七日附及び一九三五年八月六日附總統布告)

二 官吏及び勞働奉仕指導者任命に關する黨首代理の同意權(一九三五年九月二十四日附、一九三七年七月十日附及び一九三六年八月三日附總統布告)

三 地方團體の自治行政に對する黨干涉の確保(獨逸市町村制(Deutsche Gemeindeordnung)第十八條、一九三九年七月十日附オストマルク法律第一次施行令第三條第五項及び一九三九年七月十日附ズデーテン大管區法律第一次施行令第二條第五項)。

尙周知の如く、黨首代理ルドルフ・ヘスは一九四一年五月十日英國に失踪し、黨首代理の地位は當然その存在意義を失ひたるを以て黨首は同事務所を黨官房と改稱し、同五月十三日附特別命令を以て親ら指導の任に當ることとなし、マルティン・ボームを右官房主事に任命したのである。

第四款 中央部長

黨首及び黨首代理の下に十九名より成る中央部長(Reichsleiter)があり、黨の最高指導部を形成する中央部長は一乃至若干の黨機關の指導者である。全國指導者の重要な意義は單にその管轄たるべき事務の範圍に限定せられることなく、總統の被信頼者たり顧問たる點にある。

現在ナチス黨の中央部長は左の人々である。

- マクス・アーマン(Max Amann)
- マルティン・ボーマン(Martin Bormann)
- フィリップ・ボーラー(Philip Bouhler)
- ワルター・ブック(Walter Buch)
- ワルター・ダーニ(R. Walther Darré)
- オットー・ドライトロッハ(Dr. Otto Dietrich)
- フランツ・エップ・ラッターハーク(Franz Epp, Ritter von)
- カール・フィehler(Karl Fiehler)
- ハンス・フランク(Dr. Hans Frank)
- ウイルヘルム・フリック(Dr. Wilhelm Frick)

第五款 中央部

ナチス黨中央部(Reichsleitung)は黨最高指導の中権を成すが、それは次の各事務範囲に分れる。即ち法制部、國會部、宣傳部、財政部、組織部、農業政策部、黨最高裁判所、新聞行政部(管理)、新聞班部(情報)、殖民政策部、外交政策部等である。

- 第一項 精神教育及び世界觀指導部
精神教育及び世界觀指導部 (Beauftragter des Führers für die Überwachung der gesamten geistigen und weltanschau-
- ナチス獨逸の統治組織

lichen Erziehung)は、民族社會主義が、黨の精神生活の表現として、如何なる誤解も誤謬をも蒙らないやうに、理念の純潔を擁護せんとするものである。

中央部長アルフレッド・ロゼーンベルクは、一九三四年一月二十四日、黨首に依つて、精神教育及び世界觀指導の總監を委任せられた。同部は現在ベルリンに在る。その事務の範圍は、先史研究・藝術擁護・文獻保護・科學・北方人種問題・新聞・教科及び教材企畫・世界觀上の教示の各部門に分れてゐる。

一九三七年一月に、ローゼンベルクが農業政策部長全國勞働指導者・親衛隊隊長及び青少年指導部長と共に設立した獨逸民族學共同研究部の目的は、「民族學研究及び民族學の實際運用の方面に於て、ナチスをその世界觀的敵から擁護し、民族學的問題に關聯する各部の諸間に應ずることに在る」ことに在る。

第一項 法 制 部

法制部(Das Reichsrechtsamt.)は、全國法律指導者、中央部長ハンス・フランク博士の指導の下にある。その組織は次の如くである。法行政局(Amt für Rechtsverwaltung.)、立法政策局(Amt für Rechspolitik.)、獨逸國民法擁護局(Amt für Rechtsbetreuung des Deutschen Volks.)、ナチス法擁護者局(Amt für NS-Rechtswahrer.)、法文書局(Amt für Rechtsurkunden.)、教育局。

ナチス法擁護者局の使命は、一九二八年十月にハンス・フランク博士によつて設立せられたナチス法擁護者團(Der Nationalsozialistische Rechtswahrerbund)(一九三六年迄はナチス獨逸法律家團(Bund Nationalsozialistischer Deutscher Juristen.)と呼ばれる)の監督に任ずるにある。

法擁護者團の主要なる任務は、ナチス的思想精神によつて、新しき獨逸法を作成することに協力し、すべての法に奉仕する者を、この目的の爲に統一し教育するにある。

中央部長フランク博士の下に、顧問委員會が有り、全國名譽裁判所長(Der Leiter des Reichs-Ehrengerichts.)、法擁護者團の二人の幹事、及び獨逸法學院理事(Der Direktor der Akademie für Deutsches Recht.)がこれに屬して居る。法擁護者團の顧問には、この外に専門家中央指導部長(Reichsfachgruppenleiter.)が屬し、これは次の専門家團に分れる。(1)裁判官及び檢事、(2)辯護士、(3)公證人、(4)司法行政官、(5)大學教授、(6)行政裁判官、(7)經濟法學者、(8)法擁護者青年。

獨逸法學院は、法擁護者團と緊密な關係に立ち、法律指導中央部長によつて設立せられ、指導されてゐる。獨逸法學院は、學問・政治・經濟領域からの約百四十名の正會員、及び三十の所屬團體、各大學法學部より成立つてをり、法學院の多數の委員會に於ては、異る法の領域に於ける獨逸法改良の爲に、法律草案の答申がなされる。

第三項 國 會 部

國會部(Die Nationalsozialistische Reichstagsfraktion)の指導は、中央部長であり、全國及びプロシヤ指導者であるウイヘルム・フリツク博士の手にあり、今日は、七百四十一名の全國會議員がナチス國會部に包含せられてゐる。

國會は選舉せられた人民代表であり、極めて重要な法律例へば、國家新構成法(Das Gesetz für den Neuaufbau des Reichs.)、*ニーナン的血液、國民權及び國旗の擁護上關するナーナーク法*(Die Nürnbergergesetze über den Schutz des deutschen Blutes, das Reichsbürgersrecht und die Reichsflagge.)を決議する任務を有するが故に、ナチス國會部の統治組織

會部こそは、黨と國民及び國家との結合點であると云はねばならぬ。

議員は、黨員並びに獨逸の政治的に信頼せる人々である。ナチス運動及び民族主義的思想一般の團士、突擊隊、親衛隊、機動部、ヒトラー・ユーダント、黨の指導的人物、演説者、宣傳家、國民の教育者、國家指導の人物等は、すべて國會部に統一せられてゐる。恰も、ナチス黨自身が獨逸國民の政治的思慮の具現者であるやうに、ナチス國會部は、國民代表の政治的思慮を顯現する。國會部は、尙ての獨逸國會が單に特殊利益に奉仕せし如きこと無からしめ、常に國民全體の利益のためにのみ行動し、ナチス的國家指導をして責任あり訓練ある從屬關係を有せしむる爲の保證となつてゐるのである。

國會部部長は、その仕事について國會部事務指導者(Der Fraktionsgeschäftsführer)の助けを受ける。國會部には、事務局と文書課がある。

第四項 宣傳部

宣傳部(Reichspropagandaleitung)の使命は、あらゆる技術的手段を用ひ、文化施設を通じて、國民にナチス思想を鼓吹し、これを黨及び國民の中に常に生々と育成し、黨及びナチス國家の種々の規律及び處分に關して之を解説し、或はこれが準備工作を爲すに在る。

宣傳部は、常に國家及び國民との緊密な協力の下に働くことは當然であり、ナチス宣傳部長、中央部長ゲツベルス博士が、一九三三年三月十三日以來、國民啓蒙及び宣傳大臣を兼ねてゐる。なほ、同年の秋以來、ゲツベルス博士は、文化的生活の領域の事業に従ふあらゆる國民の常設組織たる國中央文化院總裁を兼ねてゐる。

宣傳部はミュンヘンに所在する。宣傳部長は、常設の代表者と幕僚長を有し、その事務範圍は、各局に分れる。

第五項 財政部

次に重要なのは財政部(Reichsschatzmeister)である。部長は中央部長フランツ・クサバー・シュワルツである。財政部長は黨首に直屬し、黨及びその枝葉の財政に關する全權を有し、黨の統制下に置かれる所屬諸團體の財政についても監督權を有する。又シュワルツは四ヶ年計畫遂行に關し、黨の利益の爲に財政事項に關し、又建築指導全國指導部の土地行政について特別の任務を有し種々の訓令を發してゐる。

第六項 組織部

ナチス黨機關の中で最大なのはこの組織部(Reichsorganisationau)である。その最も崇高なる任務としては凡ゆる生活部門に於て、獨逸國民をナチス世界觀に即し、教育すべき形式を創造し、維持すべきものとされる。組織部長はロベルト・ライ博士であるが、彼は同時に獨逸勞働戰線指導者とも兼ねてゐる。同組織部長の下には各本局があるがこれらはすべて、行政的、人事技術的、組織的及び規律的に同部長の直接監督下にある。尙組織部長の下には「護民」(Vollsbetreuend)と呼ばれる左の如き各局がある。

ナチス經營細胞組織局(Die Nationalsozialistische Betriebszellenorganisation, NSBO)

手工業及び商業本局(Das Hauptamt für Handwerk und Hunde)

自治行政本局(Das Hauptamt für Kommunalpolitik)

官吏本局(Das Hauptamt für Erzieher)

ナチス獨逸の統治組織

教育者本局(Das Hauptamt für Erzieher)

戦争犠牲者本局(Das Hauptamt für Kriegsopfer)

国民保健本局(Das Hauptamt für Volksgesundheit)

技術局(Das Amt für Technik)

ナチス婦人部(Die NS- Frauenschaft)

國民公安本局(Das Hauptamt für Volkswohlfahrt)

ナチス獨逸學生團(Der NS- deutsche Studentenbund)

ナチス獨逸大學教授團(Der NS- deutsche Dozentenbund)

右各局はしかし、政治的には直接に總統代理の監督下に立つてゐるのである。

右の中、ナチス經營細胞組織局は總統の委託に依り、經營をナチス世界觀の側に獲得し、經營の中にナチス的思想を滲透せしむべき任務を有つ。それは又同時に獨逸労働戰線の組織部である。

手工業及び商業本局には獨逸労働戰線の第十七及び第十八の商工業組合が隸屬する。

自治行政本局には獨逸公共團體協會が隸屬する。

官吏本局には獨逸官吏同盟が隸屬する。

教育者本局にはナチス教員團が隸屬する。

戰爭犠牲者本局にはナチス戰爭犠牲者救護團が隸屬する。

國民保健本局にはナチス醫師團が隸屬する。

技術局にはナチス技術者同盟が隸屬する。

國民公安本局にはナチス社會事業團が隸屬する。

第七項 農業政策部

農業政策部 (Das Reichsamt für Agrarpolitik.) は、全國農民指導者、中央部長兼食糧農業大臣 (Reichsminister für Ernährung und Landwirtschaft.) ハル・ワルター・ダレーによつて指導せられてゐる。農業政策部の歴史的基礎は、一九三〇年七月一日に、ダレーがナチス中央部長に任命せられた時に設立せる「農業政策機關」(Der Agrarpolitische Apparatur)である。

農業政策部は、次の各部に分れてゐる。人事及び組織(農業政策機關)、農業經濟、新聞及び募集、農民文化、農民教育、農民法、土地労働者問題、獨逸農民の血液問題、農業移民。

全國農民指導者たる農業政策部長によつて、國民食糧の方面に從事するあらゆる獨逸人の當該組織たる食糧全國團 (Beichsnährstand.) が監督せられる。全國農民指導者の下には、食糧全國團長 (Der Reichsobmann des Reichsnährstandes.) 及び全國農民指導者幕僚局 (Das Stabamt des Reichsbauernführers.) があつて、幕僚局長の指導の下に幕僚本部が統括せられる。全國農民指導者の協力者としては、なほこの外に獨逸全國農民顧問掌頭職 (Der Siegelbewahrer des Deutschen Bauernrates.)、食糧全國團總檢査官 (Der Generalinspekteur des Reichsnährstandes.)、行政局長がある。

食糧全國團の行政局は、次の各中央部に分れてゐる。全國行政中央部 (Reichsverwaltungshauptabteilung.)、第一全

ナチス獨逸の統治組織

國中央部(人間) (Reichshauptabteilung I (Der Mensch.)' 第1 全國中央部(農家) (Reichshauptabteilung II Der Hof)、
第三全國中央部(市場調整及び獎勵) (Reichshauptabteilung III (Marktordnung und Förderung))。

農業政策本部と相並んで、獨立の全國指導の本部として森林經營局 (Das Amt für Zinnderverarbeit.) がある。

第八項 黨最高裁判所

黨最高裁判所 (Oberstes Parteigericht) は、その最終判決に依つて、運動の名譽・純粹性・確實性を守るために、黨員各自の名譽を各自の守るべき態度の根本原則を明らかならしめる使命を荷つてゐる。この使命によつて、最高裁判所は、國民全體の最高名譽裁判所たるの意味を有つてゐる。

一九三四年二月十七日に總統代理が黨の裁判に關して發布せる規則に據れば、黨裁判は、「黨及び黨員各自の名譽を保護し、又、必要ある場合には、黨員間に存する意見の相違を適正なる方法に依つて調和せしめることを目的としてゐる。又、特に黨裁判の任務は、「ナチス的觀念及び名譽心に相應しない態度のある黨員に對して、裁判權を行使し、又、黨の名譽及び威儀を維持せんがために、必要な場合は、名譽を破りたる黨員を除名すること」である(規則第一條)。

黨最高裁判官・中央部長ワルター・ツッフは、黨最高裁判所の最終審の裁判長である。彼に據れば、「黨裁判は、ナチスの政治指導者や突撃指導者達が、苦心慘澹して築き上げた誇べきナチス黨の建築を保持する爲の「運動の鐵桿」と考ふべきであり、黨裁判の最も貴重なる使命こそは、黨の誇るべき建築をば動搖と破壊から守ることである。」黨裁判官は、「そのナチス的良心に従ふのみであつて、如何なる政治指導者にも従はず、彼等はたゞ總統の従屬者たるの

みである。」

第九項 新聞行政部

新聞行政部 (Reichsleiter für die Presse) は各新聞の管理に當る。部長は中央部長マクス・アマンである。

第十項 新聞班部

新聞班部 (Der Reichspressenchef der NSDAP) は主として、情報を管掌する。部長は中央部長ゲイトロビ博士である。

第十一項 植民政策部

植民政策部 (Das Kolonialpolitische Amt) は、中央部長フランツ・リツター・フォン・エップ大將によつて指導せられてゐる。エップ大將は、一九〇〇年及び一九〇一年の支那遠征、一九〇四年及び一九〇六年には南アフリカに於けるヘレロ及びホツテントトット叛亂に際して、皇帝近衛部隊 (Die Kaiserliche Schutzzuppe.) の中隊長として、軍事及び植民政策の両面に亘る功績を樹立した人である。

植民政策部は、ミヨンヘンに事務所を有し、ベルリンに連絡所を有してゐる。中央部長リツター・フォン・エップは、全國植民地會 (Der Kolonialbund.) の全國指導者である。

第十二項 外交政策部

外交政策部 (Das Ausßenpolitische Amt) は、全國指導者アルフレッド・ローゼンベルクの下に立つてゐる。それは、行政部、各國調查本部 (Das Hauptamt für Ländereferate.)、外國貿易局 (Das Amt für Ausßenhandel.)、新聞局 (Das Pressamt.)、文化協同労作局 (Das Amt für Kulturelle Zusammenarbeit.) に分れてゐる。

ナチス獨逸の統治組織

各國調査本部は、英帝國、極東、近東、南東及び舊オリエント、北方諸國、西部諸國、アメリカ諸國等の各部及び訓練所を含む。

七六

第五款 肢 隊

肢隊(Gliederungen)は獨立の法人格も、財産も有せず、寧ろ黨と一體を成すものである。右の中、特に、ナチス世界觀の戰士たる突擊隊との選良的戰士を不斷に擴充するヒトラー・ユーゲントが根幹的重要性を有つ。

この肢隊は、突擊隊隊長ルツェのいふ如く、「ナチス運動の闘争部隊として特に重要な役割を有つものである。蓋し、それはナチス運動の闘争的勃發に際して決定的な部署を擔當したからである。肢隊の所屬者は將來も所謂政治的兵士として、ナチス理念の擔當者として、ナチス的世界觀の訓練された且闘争的な信仰の擔當者、信仰の顯揚者である」。右肢隊に屬するものとしては、一九三五年三月二十九日附「黨ト國家ノ一體ノ保障ノ爲ノ法律」施行令第二條に依れば突擊隊、親衛隊、機動部、青少年指導部、ヒトラー・ユーゲント(少年團、女子青年團、少女團を含む)、飛行士集團、ナチス大學教授團、ナチス大學學生團、ナチス婦人團等がある。

第一項 突 撃 隊

突擊隊(Chef des Stabes SA)は元來「大集會の防護の爲」から由來したものである。常に自己の血液を犠牲として理想に邁進し、突擊隊をして運動の中核たらしめ、第三帝國の嚴然たる保證たらしめてゐるのである。所謂闘争時代に成長した大部分の黨の下部指導者及び政治指導者は突擊隊の訓練を経て來たものである。黨員の意志に依り、突擊隊

は決死的闘争心、同志愛及び共同體精神を有する政治的軍人を訓育する永久に偉大なる學校たるべしとされてゐることは既述の如くである。突擊隊の最高指導者はアドルフ・ヒトラーであるが、彼は一九三四年六月三十日附、右の如き政治的、中核的闘争部隊の指導を中央部長ビクトル・ルツェに委任した。突擊隊員の數は頗る多く、幾百萬といふ多數に上つてゐる。その構成も軍隊と全く同様で、師團があり、軍旗を持つてゐる。

第二項 親 衛 隊

親衛隊(Reichsführer des SS)は一九二五年十一月九日に創設され、ヒトラー總統個人の護衛隊である。しかし、それは又國內秩序の保持に任じ、公然と「國家の敵」と闘ふ。この所謂國家の敵としてはコムミニスト、猶太人、フリード・エイシン、イエズイット「政治的僧侶」が擧げられる。

一九三九年九月一日、ボーランド攻略戦に入るや、同隊はボーランド戰線に大童の活躍を爲し、更に同年十月七日附總統令に基き、親衛隊長は「獨逸國民精神作興國家委員」としての活動をも擔當することとなつた。しかし何といつても、その戰時任務は軍隊を編成して、西部戰線、チエツコ併合、更に東部戰線に於て活躍したことである。尙、親衛隊長ハイシリヒ・ヒムラーは同時に獨逸警察長官をも兼ね、特に政治警察の領域に於て辣腕を振ひ、國家の祕密警察を掌掌し、間諜、反間諜、通信機關、内外出版物、政黨、外人、ラジオ、映畫等の監理、監察事務遂行の任に當つてゐる。これ所謂「ゲシュタポ」('Gestapo')と稱せられるもので、國民生活の凡ゆる部門に監視の眼を向け、全國に支局を有し、國家事務遂行確保の爲の強力なる一翼を成すもので、例へば各企業にもその監視の眼は注がれており、獨裁國家に不可缺の要素たるスペイの役割を十分に演じ、正にそれはソ聯に於けるガ・ベ・ウに對比されるべきナチス獨逸の統治組織

七七

きものである。親衛隊員の數は突撃隊のそれに多くはないが、兎に角、ナチス黨はこれら兩者の武装せる政治兵士を有つところに強味がある。

機動部(Nationalsozialistische Kraftfahrkorps, NSKK)は、政權獲得以前に於けるナチスの自動車突撃隊及び舊ナチス自動車隊を統一せるものである。今日では、ナチス機動部は巨大なる組織を有し、約五十萬の自動車運轉手が勤勞奉仕してゐる。機動部は、獨逸の自動車時代化の思想の表現者であり、今日の獨逸經濟上又國防上極めて重要な組織となつてゐる。それには、交通教育に關する事項も亦委任せられてゐる。

部長は、アドルフ・ヒュンラインであり、ミュンヘン及びベルリンにそれぞれ隊指導事務所がある。

第四項 ナチス青少年指導部(ヒトラー・ユーゲントを含む)

ナチス青少年指導部(Beichsjugendführung der NSDAP)はナチス青少年及び獨逸青少年一般の保護指導に當つてをり、同部長は、獨逸國家青少年指導者を兼ねてゐる中央部長バルドーア・フォン・シーラツハである。シーラツハの下には、一九二六年に設立せられ、闘争時代に苦闘を續けて來たヒトラー・ユーゲントがあり、それは、今日、一九三一年十一月一日の法律によつて全獨逸の青少年の教育を擔當してゐる。ヒトラー・ユーゲントの現團長は中央部長アクスマンである。前團長たるシーラツハはヒトラー・ユーゲントの使命につき左の如く述べてゐる。即ち『ナチス青少年團は満十歳より満十八歳の青少年を包含し、「明日の國民」を構成するものとして、その意義と使命の重大なることを完全に意識して、果敢な活動を続けるものである。』と。

第五項 飛行士團

飛行士團(Das Nationalsozialistische Fliegerkorps Das NSFK)の團長は航空大將フリードリヒ・クリスティアンゼンである。

第六項 大學教授團及びナチス大學學生團

ナチス獨逸大學學生團(NSD.—Studentenbund)及びその共同團體たるナチス獨逸大學教授團(NSD.—Dozentenbund)は、組織的には黨の全國組織指導者、政治的には、直接に黨首代理の下に立ち、ナチス黨組織部に屬する。それらの地域的區分は、ナチス黨の大管區に相應し、大管區に於ける双方の團體の代表者及び指導者は、學生團大管區指導者及び大學教師大管區指導者である。

第七項 ナチス婦人團

ナチス婦人團(Die NS-Frauenschaft)は獨逸の婦人運動を指導する。團長は全團婦人指導者たるゲルトルード・シヨルツィクリンク婦人である。同團の任務とするところは、世界觀的修練と婦人保護の組織化とである。同團團員は無數の獨逸の婦人團及び婦人團體の指導に任じ、更に、同團は「全國母性奉仕團」をも組織してゐる。

第六款 所屬團體

ナチス黨の所屬團體(Angeschlossene Verbände)は敗隊と異り、獨立の法人格と財産を有する。右諸團體は登録法人として國家が監督權を有するに拘はらず、財政に關しては黨財政部長の監督下に置かれる。これらは黨の指導下に在ナチス獨逸の統治組織

るけれども、必ずしも黨員の團體ではなく、從つて黨と國民との結合の上から特に重要な意味を有つのである。一九三五年三月二十九日附「黨と國家」一體ノ保障ノ爲ノ法律施行令第三條に依ると、ナチス醫師團、ナチス法曹團、ナチス教育團、ナチス社會事業團、ナチス戰爭犠牲者救護團、獨逸官吏同盟、ナチス技術者同盟、獨逸勞働戰線(歡喜力行團)等がその構成團體である。

第一項 ナチス醫師團

ナチス醫師團 (NS, = Deutscher Ärztenbund) は黨組織部國民保健本局に隸屬する。團長はゲルハルト・ワーグナー博士である。

第二項 ナチス法曹團

ナチス法曹團 (Nationalsozialistischer Rechtswahrerbund, NSRB.) は全體として黨法制部法曹團局の監督下にある。

第三項 ナチス教員團

ナチス教員團 (NS, = Lehrerbund) は黨組織部教育者本局に隸屬する。同團の任務は獨逸國民を教育者に送教育することにあり、その方法は第二義的のものとされる。

第四項 ナチス社會事業團

ナチス社會事業團 (NS, = Volkswirtschaft e. V.) は組織部國民保安本局に隸屬する。團長はヨーリヒ・ヒルゲンベルトである。

第五項 ナチス戰爭犠牲者救護團

ナチス戰爭犠牲者救護團 (NS, = Kriegsopferversorgung NSKOV) は組織部戰爭犠牲者本局に隸屬し、團長はハンス・オーベルリンクドーベルである。

第六項 獨逸官吏同盟

獨逸官吏同盟 (Reichsbund der Deutschen Beamten, RDB. e. V.) は組織部官吏本局に隸屬してゐる。官吏同盟の内部は、必要に應じ十四の部門に分れてゐる。官吏本局の政治指導者は、すべて獨逸官吏同盟の監督を兼ねてゐる。尙同團團長はヘルマン・ネーフである。

第七項 ナチス技術者同盟

ナチス技術者同盟 (NS. = Bund der Deutscher Technik) は組織部技術局に隸屬する。團長はトット工學博士である。

第八項 獨逸勞働戰線(歡喜力行團を含む)

獨逸勞働戰線 (Die Deutsche Arbeitsfront, DAF) は、一九三四年十一月二十四日附獨逸勞働戰線法第一條に「獨逸労働戰線ハ之ヲ頭腦ト鐵拳ニ依ル生産的獨逸人ノ組織トス。獨逸勞働戰線ニ於テハ殊ニ從來ノ使用人團體、從來ノ企業家團體ノ從屬者ハ平等ノ権利アル成員トシテ結合ス(以下略)」と定められてゐる。即ち獨逸勞働戰線への加入は原則として單獨加入であり、法律的に認められたる職能團體組織が、團體的に加入する場合は總統がこれを決定するのである。獨逸勞働戰線は企業家、職員、労働者、農民を包含する國民協同體乃至作業協同體を形成する。獨逸勞働戰線

ナチス獨逸の統治組織

の各局は、各般に亘り黨の統制と指導の徹底を圖るのである。尙その構成中、工・鑄業、金融、軍關係の諸専門部はすべて一九三八年二月以降に臨戰體制整備の目的を以て創設せられたものでことは特に注目すべきであらう。

獨逸労働戰線の組織の地方區割はナチス黨のそれと一致してゐる。即ち四十二の獨逸労働戰線大管區があり、更に外地大管區があり、各主腦部は獨逸労働戰線中央部の各部局に相應した組織を有つてゐる。大管區は更に管區に、管區は地域に相分れ、地方組織の最低単位は經營共同體である。

一九三四年十月二十四日附總統令第五條に依ると、獨逸労働戰線の組織は（イ）地域的分枝組織と、（ロ）各職業別基礎組織に岐れる。前者が特にナチス黨の組織と密接に結びついてゐることは一大統一體組織の精神からして當然である。最高首脳者は黨組織部長兼獨逸労働戰線指導者ライ博士であり、その下にナチス黨大管區指導者が獨逸労働戰線大管區指導者たる地位に於て從屬する。管區には管區指導者があり、地域には地域指導者がある。

この地域指導者に對する最も重要な輔佐役を勤める者は、各企業内に謂はゞナチス黨及び獨逸労働戰線の代表者として入込んでゐる企業指導者である。これは即ち企業家であり、労働者及び職員をその忠實なる従者として隸屬せしめ、自らはこれ等の者に對し、ナチス獨特の指導者原理に依り、經營内の最高指導者として殆んど獨裁的とも稱すべき權力を賦與せられ、衆民主義はここでも排斥せられてゐるのである。最下級の支柱を爲す指導者は企業内細胞管理人及び集團管理人である。

これはナチス黨員なることを必要とし、且通常の場合各工場内に於ける黨員によつて組織されてゐるナチス細胞の主班者である。

職業別分枝組織に於ては最高部に參謀局がある。この任務は獨逸労働戰線構成の諸部局統率である。又特に重要な任務を有つものとして組織部がある。獨逸労働戰線の構成及び改革に從事することをその任務とし、獨逸労働戰線内にナチス黨の綱領に即した有機的秩序の樹立をその目的とする。（總統令第五條第一項）組織部には十八の企業別協同體が所屬してゐる。即ち一 食糧及び嗜好品、二 織物業、三 衣服及び皮革、四 建築、五 森林及び木材、六 鐵及び金屬、七 化學、八 印刷及び紙類、九 動力及び交通、十 鑄業、十一 銀行及び保險、十二 自由職業、十三 農業、十四 石材陶土、十五 商業、十六 手工業、十七 觀光、この他國際航空及び外國人、少數民族の各特殊部門がある。

これ等企業別協同體の重要な任務としては、（イ）協同精神の養成助長、労働管理人に對する支持、（ロ）必要とすべき企業統制を缺き若はこれに對し異議あるときはこれを労働管理局に告訴し、又社會的名譽裁判を必要とする場合には、これを勞働管理官に通告すること、（ハ）各企業内の社會的狀態及び保健狀態に對し注意すること等である。各企業別協同體の首腦部は企業別協同體指導者がこれを構成し、指導者代理及び顧問を從屬せしめる。この企業別協同體は地域的にはプロビンツ、大管區、管區、地域企業協同體等に分れ有機的組織を形成してゐる。

一九三五年三月二十一日中央部長ライ博士の宣言した「經濟と社會政策は一體不可分である」の根本原則に従ひ商工經濟が獨逸労働戰線の一部組織となつたのである。

更に獨逸農業は既に一九三三年から、黨中央部長グレーによつて全國食糧團（Reichsnährstand）に統一せられ、一九三五年の收穫感謝祭の日からはこの食糧團も亦獨逸労働戰線の一部となつたのである。かくして獨逸労働戰線は經濟が獨逸農業の一部組織となつたのである。

済統制の確保に任じてゐるのである。

八四

これを政治面に觀れば労働戰線は一九三四年五月、ローゼンベルクが宣言せる如く「職能團體的構成を有てる政治的權力體」であり、それは正にナチスの想望する權力組織の核心を成すものである。
イタリーに於ける組合國家論と同じく、獨逸に於ても職能團體主義が古くから存在してゐたのである。ケルロイタリイに依れば、労働戰線は唯に各職能團體間の統制(Gleichschaltung der Berufsfäände)の爲のみならず、職能團體、資本家、經濟團體をナチス的世界觀によつて統一された型に迄教育する爲に作られたものであり、それは原則として、下から上へ(on unter nach oben)の構成を有つべきものとされる。しかし、現實に於ては、ファシズムに於けると同じく、所謂「任命の原理」により凡ゆる労働組合の幹部、指導者は皆ナチス黨員によつて獨占され、それは政治的支配下に置かれ、中央政權に向つて統合され、何等の自主性と自由とを保有するものではない。かくして獨裁的經濟統制主義に拍車をかけ、その政治的權力形態を示すものがこの労働戰線の正體なのである。

因に歡喜力行團(KDF)はこの獨逸労働戰線に包含される。同團團長は中央部長ライ博士である。

第七款 地 方 組 織

第一項 地域的組織

一九三三年一月三十日ナチス黨の政權掌握以來、その勢力範囲は擴大せられ、全獨逸國民の指導と擁護に及ぶこととなつた。だがこの根本的な黨の任務の完全なる遂行は唯、黨組織が都市・農村のみならず全獨逸の最後の一國民に

至るまでこれを包括することに依つてのみ達し得るのである。この意味に於て、ナチス黨の地方組織には極めて精巧なるものがある。左にその組織を見よう。

一世 帯

世帶(Haushaltung)は黨の最下部組織を成し、その上に組(Block)組織及び細胞(Zellen)組織がある。四〇乃至六〇の世帶を以てナチス黨の一組を構成する(組は日本の隣組に相當する)。世帶をこの組とするには街路の片側だけでする。比較的大きな多角形の市街(例へば三角地帯、四角街、矩形街等)では、道路の走り具合により、この多角形を囲んで組を作る。尙組を作る場合に黨員の數は問題とならぬ。

一ブロック内の護民的事業(Betreuungsarbeit)の負擔輕減の目的から、世帶集團、即ち家屋集團(Hausgruppen)は八乃至十五世帶以上を超えることを許さないものがある。一般的にいふと都市に於ては一つの借家が一家屋集團を構成するものといふことが出来る。往々一家屋中に一若是數世帶存するに過ぎない様な都市や農村にあつては便宜上家屋集團を綜合することが出来る。この場合には地域(Obergruppe)の一部若し市町村の一部を以て一家屋集團を組織することが出来る。

二 細 胞

ナチス黨の細胞(Zelle)は四乃至八の組の結合から成る。即ち一細胞は一町内又は例外として數箇市町村を包含することが出来る。この地域の廣さの變更は黨が行ふ。比較的少數の世帶を有するに過ぎない地域では組は細胞を形成せずに地域指導者に直隸することが出来る。

ナチス獨逸の統治組織

八五

三、地 域

八六

地域(Ortsgruppe der NSDAP)の自主権範囲(Hoheitsbereich)は一町内若は數箇市町村を包括する。但し都市は必要と認むべきときは數箇の自主権範囲に分つことが出来る。原則として地域の境界は市町村の境界と交叉してはならない。一地域の區割の大さは原則として黨員數の多寡とは無関係である。即ち地域の廣さの決定については組織と細胞組織に應じて、世帯がその基礎となるのであって、黨員數によるのではない。この地域は、(一)區割としても、その護民的世帯數からみても地域指導者及びその名譽職協働者の事實上の監視の行届かない程大きなものであつてはならない。(二)従つて出來得るならば最大限度一五〇〇世帯を超ゆることは出來ない。(三)地域内に於ては組及び細胞以外の組織的團體の結成は許されない。(四)黨の肢隊や所屬團體(例へば獨逸労働戰線、ナチス婦人團の如き)その任務遂行につき黨の區割に依らなければならない。肢隊及び所屬團體はそれ自身の地域的組織を有たない。市町村及び選舉區の境界は可及的に地域の境界と一致せしめなければならない。従つて各獨立のラント市町村は出来る丈一地域の領域を表はすものでなければならぬ。但し例外として一箇の地域が數箇の小市町村を含むことが出来る。市域については地域は一選舉區若は場合により、數箇の選舉區に分つことが出来る。地域の名稱は大體に於て、當該地域に所屬し且地域の本部となるべき最も重要な市町村名を附することになつてゐる。

四、管 区

管區(Der Kreis der NSDAP)は一定數の地域から成る。管區と國家の行政區割とは一致することを要する。しかし、數箇の國家の行政區割を綜合して黨の一管區を構成することも出来る。管區名は大管區指導者の許可した名稱、

五大管區

特に國家の管區、都市管區名を附する。黨管區が數箇の國家の管區から成り且つ國家の管區名と黨の管區名とが一致しないときは國家の行政區割名を探る。管區の指導本部は管區名の附せられた區域に置くことを要する。黨の管區が數箇の國家の行政管區から成るときは最も重要な管區都市、就中、當該管區の領域内に於て經濟的にも取引技術上にも中心的管區都市を以て管區指導事務の本部とする。

大管區(Der Gau der NSDAP)の自主権範囲は大管區の境界内に在る管區を包括する。大管區の境界劃定は黨首の指令に基き黨組織指導者に依つてなされる。行政上他の大管區に屬する部域(飛地 Enklaven)は黨の組織上は右地域を含む大管區に屬する。大管區は總統の認許した名稱を附する。その本部は黨首がこれを定める。

組織上、黨の國外組織も亦大管區と看做される。國外所在大管區は各ラント集團(Landesgruppen)、ラント管區(Landeskreis)、管區、地域及び據點(Stützpunkte)に岐れる。地區集團(Bezirksgruppen)「ト」ト集團」、Landesgruppe」の設定は國外獨逸人により、全く特別重要な意義を有つラントの場合に限る。その他すべてのラントには地區及びラント管區が設けられる。

第二項 地方指導者

ナチス黨政治指導者の中で特殊の地位を有つ者は黨の自主権擔當者(Die Hoheitsträger der NSDAP)である。その頂點に在るのは黨首(Der Führer)であり、大管區指導者(Gauleiter)、管區指導者(Kreisleiter)、地域指導者(Ortsgruppenleiter)、細胞指導者(Zellenleiter)、組指導者(Blockleiter)が隸下する。その自主権範囲としては、ライヒ、大管區、ナチス獨逸の統治組織

八七

管區、地域、細胞及び組がこれに照應する。かくの如く黨は段階的に次第に小さい地域に分割して、黨の指導を各個の國民と結合する行政組織を作り出したのである。これにより、總統の政治的意見は全國各個の黨員及び國民に徹底せしめられ、國家指導の複雑なる仕事は黨全體及び獨逸國民の凡ゆる部分に實現せられてゐるのである。

一大管區指導者

大管區指導者(Gauleiter)は總統に依つて表現される黨の自主権を各地域に於て代表し、これに關し、黨首に對し全責任を負ふ。大管區指導者の權利、義務及び權限は主として黨首の委任に基く。その他の點については個別的に定めた法規に準據する。大管區指導者はこれによつて社會的、文化的、經濟的及び宣傳的計畫を遂行する。大管區指導者に障礙ありたるときは大管區指導者代理之に代り、一切の權利、義務及び權限を代行する。

二 管區指導者

管區指導者(Kreisleiter)は自己の自主権範圍内に於て政治指導者、黨員及び國民の政治的、世界觀的教育とその完成に關し、又すべての生活圈に於ける政治的、文化的、經濟的活動をして、ナチス的原則に従ひ訓育することに關し、大管區指導者に對し全責任を負ふ。大管區指導者は定期的に自己の管轄に屬する地域の狀況を闡明して置く義務がある。管區指導に當る政治指導者の全部及び管區指導者の自主権範圍にある地域指導者はこの管區指導者に屬する。

三 地域指導者

地域指導者(Ortsgruppenleiter)はその自主権範圍即ち地域に於て黨のすべての意思表示を爲す權限を有する。地域指導者はその管轄内の政治的、世界觀的指導と完成に對し、又官廳、黨の肢隊及び黨所屬の團體の爲したる一切の措

置の遂行に對し責任を負ふ。地域指導者は自己の自主権範圍内に於ける細胞指導者や組指導者の養成に當り、その自

主権範圍内に於て活動しつゝあるナチス黨の受託者即ち地域事務所の政治指導者の監視を行ひ、ナチス黨肢隊や所屬團體の番人となるのである。彼は黨の指導者の卵によく眼をつけ、有能なる黨員を管區指導者に推薦する。彼は更に

政治指導者や黨員や國民をナチス的に訓練する。

四 細胞指導者

細胞指導者(Zellenleiter)は自己の細胞の中に於ける政治活動及び政治的訓練に關し、地域指導者を輔佐する。彼は組指導者、獨逸労戰線細胞監視者乃至地域の婦人團指導者に對し、世界觀を植えつけ且つその活動を監視する。彼は地域指導者の許可を得て當該細胞の部域内の國民の爲に細胞の夕(Zellenabend)を催すことが出来る。

五 組指導者

組指導者(Blockleiter)は最下級の自主権擔當者である。彼はその組の部域内の黨の運動に關係した一切の事件の解決を爲すべき權限を有つ。そして細胞指導者或は地域指導者に對しその責に任ずる。彼は自己の協働者或は組の番人の監視をする。しかし、主たる任務はナチス運動に携はる各個人に對しこれを啓蒙し、調整し、救援を與ふる點にある。組指導者は單に自己の政治指導下に在る國民に對しナチス世界觀を説教したり、辯護したりするばかりでなく黨員をして實際に自分に協力せしむるやうに指導しなければならない。

單に職務上のみならず、私生活に於ても、不斷の訓練と育成、人格の陶冶と模範的な振舞等これらは、他のすべての指導者や監視者と同じく、特に組指導者にとり、自己の偉大なる權利であると共に又大なる責任である。組指導者

設置の目標は、彼をして、その組内の各家庭の子女をして適當な黨の肢隊や黨の所屬團體に參加せしめ、又黨の諸施設、公示、記念日等を催さしむるにある。

組指導者が國民に對し活動をなすについては特に、技巧、知識、配慮乃至感化力のあることが前提とされる。組指導者はナチスの宣傳に從事し、又國民をして問題を提起せしめ、自らその解明に當り、若しそれが不能のときはこれに對し責任ある政治指導者に報告する。所謂下情上通の役目を爲すのである。

六 自主権擔當者の協力者

自主権擔當者に課せられた任務遂行の爲に、自主権擔當者に政治指導者(Politische Leiter)を配置する。この政治指導者はその地位に従ひ各特別の階級を有つてゐる。各自主権範圍には各總局、各局、各中央官署、各官署にその職域に相應じ指導者を置く、更にこの指導者を輔佐する爲にこれらにも協力者を置く。

七 黨に於ける指導者原理とその隸屬關係

最後に、黨に依つて代表される指導者原理とは凡ゆる黨の指導者が各その自己の任務につき全責任を有つといふことである。而してこの全責任を擔ぶ者はナチス黨の各自主権擔當者である。即ち總統は全獨逸國に關し、大管區指導者は大管區に關し、管區指導者は管區に關し、地域指導者は地域に關し全責任を負ふのである。各専門分化的領域に於ける自主権擔當者の輔佐役として公務指導者(Amtseiter)が隸屬する。これは各自己の専門領域に於て當該自主権擔當者に對し責任を負ふ。總括的な任務又は部分的な任務に對する以上の様な責任は指導者原理に相應じ、指導者相互間の從屬關係を(一)取締上の從屬關係(二)専門分化的な實行の二つの方向に分けて規律してゐる。

取締上の從屬關係とは從屬者に對し、彼がその上位者の委託に基き行動するといふことを意味し、又彼の活動分野に於て生ずる凡ゆる問題に關し、取締上の上位者に對し、指導者原理に従つた、個人的な政治的從屬關係と責任關係に立つのである。

各自主権擔當者に隸屬する黨の肢隊や所屬諸團體に於ても同様の關係がある。例へば、獨逸労働戰線の管區指導者(Kreisobmann)は課長(Arbeitsgruppenleiter)の上位者であり、管區指導者の同僚者は認許なくしては如何なる措置と雖も課長單獨にはこれを爲し得ない。蓋し管區指導者丈がその物的、専門分野に於ける全活動につき自主権擔當者に對し責に任ずるのだからである。

總統は取締上の權能につき個々の場合に、これを制限、廢止若は變更したりする權利を留保してゐる。總統のこの權利は突擊隊、親衛隊、機動部、ヒトラー・ユーゲントにも及ぶことは勿論であり、黨の裁判、更に黨財政部長の職權にも及ぶことがある。

専門文化的な實行とは公務指導者(Amtseiter)その他に依る専門的、實際的下位勤務者に對して實際的、専門的領域に於ける實際的、専門的教育、訓育又は指令を發する權能を意味する。この公務指導者その他の者は規律上、當該自主権擔當者に隸屬する。

第三節 黨と國家との關係

第一款 當と國家の統一の確保

ナチス指導者國家に於て唯一の政黨たるナチス黨のナチス獨逸に於ける政治勢力の源流乃至基盤として如何に絶大なるものがあるかは、如上の敍述に依つて略、明かになつたことと思ふ。かかるナチス黨が獨逸國家(Der Deutsche Staat)に對して如何なる地位を有し、如何なる關係に在るかが次に問題となる。この兩者の關係を基礎附けたる現行法としては左の如きものがある。

- 一、新政黨禁止法(一九三三年七月十四日附、全文既掲)
- 一、黨と國家の一體ノ保障ノ爲ノ法律(一九三三年十二月一日附)
- 一、同施行令(一九三五年三月二十九日附)
- 一、同施行令第一次施行細則(一九三五年四月二十九日附)
- 一、同施行令第二次施行細則(一九三五年四月二十九日附)

右の中、黨と國家の關係に関する基本法は「政黨、國家統一法」(Gesetz zur Sicherung der Einheit von Partei und Staat) (一九三三年十二月一日附)である。本法に依り、ナチス黨は國家とも法的に結合してゐる。左に同法全文を掲げよう。

獨逸・ライヒ政府ハ左ノ法律ヲ議決シ茲ニ之ヲ公布ス。

第一條 (一) 國民社會主義革命ノ結果國民社會主義獨逸勞働黨ハ獨逸的國家觀念ノ支擔者ニシテ國家(Staat)ト

不可分的ニ結合ス。

(二) 國民社會主義獨逸勞働黨ハ之ヲ公法人トシ總統其ノ法規ヲ定ム。

第二條 國家ノ官廳ト黨ノ職員トノ緊密ナル協働ヲ擔保スル爲黨首代理ハ獨逸國政府ノ一員トス(一九三四年七月三日修正)。

第三條 (一) 國民社會主義獨逸勞働黨及ビ突擊隊(之ニ從屬スル肢隊ヲ含ム)ノ構成員ハ國民社會主義國家ノ指導的且活動的力トシテ黨首、國民及ビ國家ニ對シ崇高ナル義務ヲ負フ。

(二) コノ義務ニ違反シタルトキハ特別ノ黨及ビ突擊隊ノ裁判權ニ服ス。

(三) 黨首ハ他ノ組織體ノ構成員ニ對シテ亦本規定ヲ適用スルコトヲ得。

第四條 國民社會主義獨逸勞働黨ノ存立組織活動又ハ威信ヲ害シ又ハ害スル虞アル作爲若ハ不作爲、突擊隊(之ニ從屬スル肢隊ヲ含ム)ノ構成員ニ在リテハ特ニ紀律及ビ秩序ニ對スル一切ノ違背ハ義務違反トス。

第五條 通常ノ懲戒罰ノ外ニ監禁及ビ逮捕ヲモ行フコトヲ得。

第六條 國家ノ官廳ハ其ノ制限ノ範圍内ニ於テ當及ビ突擊隊ノ裁判權ノ行使ヲ委任セラレタル黨及ビ突擊隊ノ職員ニ職務上及ビ法律上ノ援助ヲ與フルコトヲ要ス。

第七條 突擊隊及ビ親衛隊ノ構成員ニ對スル懲戒權ニ關スル一九三三年四月二十八日附法律ハ其ノ效力ヲ失フ。

第八條 ライヒ宰相ハ國民社會主義獨逸勞働黨ノ黨首トシテ又最高ノ突擊隊指導者トシテ本法ノ施行及び補充ニ必要ナル法規特ニ黨及ビ突擊隊ノ裁判權ノ構成及ビ手續ニ關スル規定ヲ定ム。ライヒ宰相ハヨノ裁判權ニ關スル規ナチス獨逸の統治組織

右の如く、同法は革命に依り既に獲得したナチス黨の地位を形式的に確認したものである。黨は國家の思想及びライヒの思想の擔當者である。黨と國家の密接なる紐帶は同法に現はれてゐる。更に重要なことは黨裁判権の問題がある。ナチス黨は公法上の團體である。一般に政黨は私の團體であるがナチス黨は公法上の團體であり、憲法上の存在であり、ナチス獨逸の生命である。

今日ナチス黨の占むる獨逸的地位は根本的にすべての從來の政黨のそれと相異なるものである。故に、獨逸人は黨を稱して「獨特のもの」、「最も高尚なる團體」と好んで呼ぶ。しかし今日ナチス黨は從前の如く排他的のものではない。ナチス黨はその草創時代よりナチス世界觀實現の目的を有つた運動であつた。ナチス黨にして「黨」たるには合法的手段に依り國家權力獲得に努力したときのみであつた。國家權力の獲得これが黨の最初の目標であつた。この目的實遂の後、黨は獨逸人と獨逸の國家形態をナチス世界觀に迄指導することが出來たのである。

總統がナチス黨をして運動と稱し、これを法律的に規定したことは確かに獨逸の傳統に出づるものである。蓋し、ナチス黨なる名稱の下に、運動は決定的な勝利を獲得したのだから。

ナチス黨は國家と同じく獨自の高權を有つ。ナチス黨は國家と同じく獨自の合法性を有つ。ナチス黨の任務は國家と同じく、獨逸民族より傳來したものである。ライヒに統一された民族の指導者から、ナチス黨はその任務を與へられ、又この指導者に依つて維持せられてゐる。

一 ナチス黨はその内部組織については獨自的にこれを管理し得る、從つてナチス世界觀遂行の爲の固定的永久的

なる細胞を作り得る。

二 全國民をナチス思想的に訓育する。

三 黨に於て教育されたる者は國家指導の爲にも亦國家の成員として國家機構内に送られる。

總統は國家の任務として、法律の範圍内に於て又は法律に依り、歴史的に生成發展した國家組織に於ける行政を確立した。

ナチス黨及び國家の使命は明確に區別された。故に、黨と國家の統一は國家の中に於ける黨又は黨の中に於ける國家を意味するのではない。それはナチス世界觀に依り規正され、指導された意欲の統一性と協働をいふのである。固よりその際獨逸國家思想（ライヒの思想）の擔當者としてのナチス黨の目標は黨首より與へられる。何故なら、國家は——この關係に於ては單に道具に過ぎず、從つて國家的裝置として把握されねばならない——黨にとり黨の意思實現の爲の手段たるに過ぎない。

ライヒに於ける黨と國家の統一、確固たる兩者の紐帶は結局に於て人的結合の原理に依つて保證される。黨指導者は同時に國家の指導者である。黨の下級指導者は同時に國家の下級指導者である。國家の下級指導者は獨り黨に依つてのみ國民社會主義的に教育され得る。

要之、黨と國家の關係に於ては權根の相互尊重と嚴守の原理のみが妥當する（一九三五年自由の爲の黨大會に於ける總統演説）。

(Das Recht der NSDAP. 1941 SS 51—55 參照)

ナチス獨逸の統治組織

右の如く、所謂憲法的規程に依り、黨と國家の一體は確保せられた譯であるが、現實的具體的には如何なる關係にあるか、これが次に検討せらるべき問題である。

第二款 黨と國家の具體的連絡――

第一 中央に於ける黨と國家の連絡

右の如く、黨と國家の二重的存在は不可分に結合して統一を形成してゐるが、それは象徴的にはハーケンクロイツ旗が國旗・民族とされてゐる點に表現されてゐる。組織的には黨・國家のピラミッドの頂點から基底に至る迄、黨勢力の國家への滲透にあり、兩者の協働が保證されてゐる。

(イ) 獨立的な協働の制度としては、黨に連絡部、國家に内務省第一課が置かれて兩者の連絡・結合を司掌してゐるが、(ロ) 組織的には主として黨務と國務の人的結合に依つて行はれてゐる。

一九三三年の政權獲得直後に於ては、直接國家行政に關與したる黨機關としては黨指導者アドルフ・ヒトラー、黨中央部長ウイルヘルム・フリック博士(現内務大臣)、突撃隊隊長ヘルマン・ゲーリング元帥であつた。

開戦時代に於けるナチス官吏群は既に可成りの數に上つてはゐたが、國家の官吏の全數から見れば極めて一小部分に過ぎなかつた。しかし「黨と國家ノ一體ノ保障ノ爲ノ法律」第二條に依り、黨首代理が黨機關として内閣に列すべく國務大臣に就任してから、立法政策、人事行政上、黨勢力の影響力は常に強化されて今日に至つてゐる。

現機關中に於ける重要な事例二、三を擧ぐれば、第一にヒトラーである。彼が黨首であると同時にライヒ宰相で

あることに依り黨と國家の統一が根源的に確保せられてゐるが、その他にもかゝる個人的個人的結合は極めて廣範囲に亘つて行はれてゐる。ゲッベルスが黨宣傳部長で國宣傳相を兼任し、フリックが黨國會フラクション部長で内務大臣であり、ヒムラーが親衛隊長であると同時に獨逸警察長官であるが如き、又黨青少年指導部長が國青年指導者(ヒトランゲント法第三條)であり、各種の委員(Kommissar)が黨員にして國家官廳へ委員として入込んでゐる。

右の如く、中央に於ける黨と國家の協働方策として、重要な國務には殆んど例外なく有力な黨員を任命する。かかるポストには長年の黨生活を経験し、且つ現在権要なる黨の地位を占むる黨員を國家の指導的な官吏として任命するのである。この場合勿論彼等が同時にその僅從來の黨務はこれを兼任する。従つて國務と黨務が必ずしも一致しない場合を生ずるが、黨務が優先すべきは自明である。

要之、以上の如き個人的結合は現在尙進行の途上にある新體制に恰好の方法として、又一般的に政治的實踐に適應する彈力性のある措置として大いに利用せられてゐる。

第二 地方に於ける黨と國家の連絡

前述の中央に於ける黨と國家との具體的連絡(黨の干渉)は明文に基く所謂制度的性質を有つものは原則として一般的に普及してゐないで主として個人的個人的結合に依つて爲されてゐるが、地方自治體に對する黨の干渉に至ると全くその事情を異にし、この所謂制度的個人的結合が徹底的に行はれてゐる。例へば、獨逸市町村制(Die Deutsche Gemeinde-ordnung)(一九三五年一月三十日附)に於てはこの點最も明瞭に現はれてゐる。この獨逸市町村制には又、指導政治が最もよく發揮されてゐる。一般に自治體に関する法規は從來の觀念では憲法の内容を成さざるものとされてゐた

が、ナチスでは市町村制を以てナチス國家の基本法として重視されてゐる。

獨逸市町村制は黨と國家との緊密な連絡を保持し、國家目的遂行の爲に最大限度の能率を發揮し、協働する點に重要な點がある。黨は黨代理者(Beauftragte der NSDAP)を通じて地方行政に關與するのである。

黨と地方行政との關係に於ける獨逸市町村制規定の關係條文としては、第六條、第三十三條、第四十一條、第四十五條、第五十條、第五十一條、第五十四條、第一百十七條及び第一百十八條等がある。

先づ第一に注目されるべきは大管區指導者(Gauleiter)とライヒ代官(Reichsstatthalter)との結合である。この人的結合は割一的に行はれており、且つ市町村制第百十七條亦之を前提してゐる。しかし大管區と國家の行政區劃とが必ずしも地域的に一致しない爲、大管區指導者と代官との管轄區域は必ずしも一致しない。代官と大管區指導者と地域的に管轄が一致せざるときは、大管區指導者も市長(Bürgermeister)、助役就任第一年目に至る迄にその選任を取消すにつき地方長官に對し、同意權を有つ。(第四十五條第一項)又地方會議議員として法定條件を喪失した場合に監督官廳これが罷免をなすにつき(第五十四條後段)大管區指導者の同意を経る要する。兩者協議調はざるときは内務大臣これが決定を爲すのである。(第一百十七條第二項)尙大管區指導者は後述の黨代理者及び管區指揮者の任命權を有するが個々の場合には黨代理者に代り自らその事務の管理に當り得る。しかしこの場合にも市町村制規定の黨代理者は任命しておかねばならぬ。唯極めて例外の場合にのみ自らこの黨代理者たり得る。

第二には黨代理者(Beauftragte)である。これは國民に最も近接した地方自治體の重要な性質を認識して本市町村制に於て設置したものである。黨代理者は地方行政に於て主要な任務を有つ。黨代理者制度はナチス黨に依る自治行政の支

配を確保する爲の不可缺にして特異的存在である。もとより自治體の名譽職はナチス黨員に依つて占められてゐるが、本地方制に依りナチス黨は特に黨代理者として黨員を自治體に派し、黨と自治行政との協力一致を圖つてゐる。第三十三條第一項は左の如く規定する。

即ち黨代理者は黨と地方行政との統一を確保する爲に市長、助役、地方會議議員の任免の場合を除き市長の左の意思決定に付協働するものとされる。

- 一 自治體の基本條例制定に於ける同意權(第四十一條)。
- 二 名譽公民權、名譽記章付與に同意するの權(第四十一條)。

更にその他の權能を舉ぐれば、
三 市長、助役選任に關し發案するの權(第四十一條)。

- 四 市長、助役就任第一年目に至る迄その選任を取消すに付同意するの權(第四十五條)。
- 五 地方會議議員任命に關する權(第五十一條)。

六 地方會議議員として法定條件を喪失した場合に監督官廳これが罷免を爲すにつき同意するの權。

七 地方會議(Landrat)は地方行政と公民團體との堅い結合を確保する爲の機關であつて(第四十八條)その構成員たる地方會議議員は黨代理者が市長と協議の上これを選任する(第五十一條)。

元來、この黨代理者は國家に依つて創設された制度ではあるが固より黨の職員であるから、總統代理に依る任命につき規定されてゐる(第一百十八條)即ち總統代理の發布した「獨逸市町村制第百十八條施行令」(一九三五年三月二十六

ナチス獨逸の統治組織

(目附)に依れば、黨代理者はすべて大管區指導者に依り任命され、管區所屬の市町村には同様に大管區指導者に依り、管區指導者が任命される(第二條第一項)。但し管區指導者が市町村或は監督官廳の官吏若は職員又は労働者である場合は大管區監督者(大管區代理人)が任命される(第二條第一項)。黨代理者はその職務を自由に行ふのではなく、大管區指導者の指令を受ける。黨代理者は大管區指導者の指令には服するがその他の市町村の指令権若は他の國家官廳又は監督官廳等の指令に服することはない。

右の法規に基き、ライヒ代官及びプロシア各州^{フランク}に於ては州知事(Oberpräsidenten für die Provinzen)が原則として當該地域のナチス黨大管區指導者に任命せられる譯であるがこの様にして國家機關の中に黨勢力が根を下し、地方自治體は決定的に黨の指導の下に立ち、所謂「黨と國家の總體的規制」が實現されてゐる。又無數の地方會議議員及び市長の職に舊黨員が任命された。警察署長の地位は、大部分功勞のある突撃隊及び親衛隊の指導者に依つて占められてゐる。又内相フリツクの樹立した「官吏の人事權は黨員が之を掌握すべきである」といふ原則が漸次その實現を見てゐる。

尙、黨員たる官吏の地位はその職分たるナチス的指導について、單に元首としての總統に對してのみならず、同時に又黨首としての總統に對して責任を有する。従つて黨員たる義務に反する行爲ありたときは官吏の懲戒法上の罰則とは別個に總統或は總統の任命したる黨裁判所の科する黨の刑罰に服しなければならない。

更に官吏は黨員たると否とを問はず黨の各部局と理解を以て協同すべき義務を有する。

要之、黨と國家とは相互に對立、抗争するものではなく、相融合し、しかも同格的存在を保つべきものとされる。

しかし、事實上はヒトラー總統の宣言にもある如く、現獨逸國家はナチス黨がこれを成したものであり、従つて黨は國家に對して命令を下し得、又必要と認むるときは國家を廢止し得べきものである。かくして獨逸國家は黨の從屬機構として、終局に於て黨の決定したる政策の執行の役割を擔ふ一の行政機構に過ぎざるものとなる。

この事情は今次大戰に於て新設せられたる國家機關、即ち最高國防會議、戰時經濟最高審議會等の構成をみると固より異なるところはない。ここに於ても終局的にナチス黨の勢力が決定的因素を成してゐるのである。

第三章 統 治 機 構

第一節 獨逸統治機構の特質

ナチス獨逸の憲法の特色は既に述べたるが如く、(本稿、第一章第一節参照)所謂指導者原理に依つて貫かれ、實質的に三権分立なるモンデスキューの教理は根本的に拒斥せられ、立法、司法、行政の一切の機能は擧げて、總統ヒトラーに歸一されるのである。ナチス獨逸に於ける統治機構の根本的特質は「一民族、一國家、一指導者」に表現され、國家の一切の權力は總統に集中され、總統は又唯獨逸民族に對してのみ責に任ずるのである。即ち「すべての國家權力は民族から出る」(一九三四年八月一日總統の宣言)のである。

第一節 獨逸國家の機構

獨逸に於ける國家(Geant)はナチスに依れば、最高價値たる「民族」乃至「國民」の保持發展の爲の單なる道具にすぎない。従つてナチス國家機關はすべて、民族に對する最高奉仕者たる總統の諸間機關である。かゝる諸國家機關は統治權力の中権を成すナチス黨に對してはその政策執行を管掌する從屬機構として所謂行政府を意味するに過ぎない。

第一款 獨逸政府

ナチス政權下に於ける獨逸政府(Reichsregierung)は、單にヒトラー總統の諸間機關たるに過ぎず、諸政策の最高且つ最終的決定者たる總統に對してのみ全責任を有し、その所掌事務に對して獨立的地位を保持することはない。故に、ワイマール憲法下に於ける如く議會に對してその責に任ずるが如きは絶対にないのである。

右の如き地位に在る獨逸政府は事實上、又四ヶ年計畫受託官の下位に在り、殊に戰時總動員機關の最高峰に位する最高國防會議の新設後は最高の國策決定機關乃至立法機關はこれにとつて代られ、立法事項に關しては單に助言者たるものであり、閣議に於て多數決に依つて決定するところとはなる。

現政府の主腦者を列舉すれば左の如くである。

アドルフ・ヒトラー、總統兼宰相(Führer und Reichskanzler)

ヘルマン・ゲーリング元帥、四ヶ年計畫受託官、航空大臣 (Reichsmarschall Hermann Göring, Beauftragter für den

Vierjahresplan, Reichsminister der Luftfahrt)

フライヘル・ミトロビ・フォン・リッベトロップ、外務大臣 (Freiherr Joachim von Ribbentrop, Reichsminister des Auswärtigen)

ウイルヘルム・フリツク博士、内務大臣 (Dr. Wilhelm Frick)

ヨーゼフ・ゲツベルス博士、國民啓蒙宣傳大臣 (Dr. Joseph Goebbels, Reichsminister für Volksaufklärung und Propaganda)

ヨハウ・ヒリン・フォン・クローシック伯、財務大臣 (Graf von Krosigk, Reichsminister der Finanzen)

ヒ・C・ギュルトナー博士、司法大臣 (Dr. h. c. Gürtner, Reichsminister der Justiz)

ワルター・ファンク、經濟大臣 (Walther Funk, Reichswirtschaftsminister)

ワルター・ダラー、食糧農業大臣 (Walther Darré, Reichsminister für Ernährung und Landwirtschaft)

フランツ・ゼルテ、労働大臣 (Franz Seldte, Reichsarbeitsminister)

ベルンヘルト・ルスト、文教大臣 (Bernhard Rust, Reichsminister für Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung)

ハンス・ケルル、宗教大臣 (Hans Kerrl, Reichsminister für die Kirchlichen Angelegenheiten)

エルブミュラー博士、交通大臣 (Dr. Dorpmüller, Reichsverkehrsminister)

ヒ・C・オーネゾルゲ工學博士、郵務大臣 (Dr.-Ing. h. c. Ohnesorge, Reichspostminister)

ナチス獨逸の統治組織

フリツ・トット工學博士、軍需大臣、獨逸道路總監(Dr.-Ing. Fritz Todt, Reichsminister für Bewaffnung und Min.

tion, Generalinspektor für das deutsche Straßenwesen)

フライヘル・フォン・ノイラー、マーメン及びメーレン總督(Preiherr von Neurath, Reichsprotektor in Böhmen und Mähren)

ハンス・フランク博士、ボーランド總督(Dr. Hans Frank, Generalgouverneur für die besetzten polnischen Gebiete)ザイス・インクアート博士、オランダ總督(Reichskommissar für die niederländischen Gebiete)

右の中、シャバト・フランク、インクアートは國務大臣の地位にある。

既述の如く、獨逸政府の尖端は固よりヒトラー總統であるが、彼に直隸する重要な機關としてライヒ宰相官房(Reichskanzlei)がある。官房長即内閣書記官長は國務大臣たるランマース博士(Dr. Lammer, Reichsminister und Chef der Reichskanzlei)である。右官房は總統の側近として最も中心的な任務を有つてゐる。因に、總統官房にはその他ナチス黨の黨首直屬の黨首官房(Kanzlei des Führers)及び元首として大統領官房(Präsidentalkanzlei)がある。

尙閣議は必ずしも閣員にこれを限らず、例へば獨逸警察長官、ライヒ労働長官、外務省の外地組織長官等の重要官吏もこれに出席することが出来る。

第一款 四箇年計畫受託官

現四ヶ年計畫受託官たるゲーリング元帥は國家機關として、特に四ヶ年計畫遂行に關し、獨逸政府の上位に在り、

政府諸機關に對して指令を發する權限を有つてゐる。詳細は後章に於て述べる。(第五章第三節第三款第二項第一
参照)

第三款 獨逸國會

獨逸國會(Reichstag)はナチス獨逸指導者國家に於ては、もはや自由主義的權力分立國家の意味に於ける立法機關ではない。ワイメール憲法國家體制の根本的修正法たる所謂「授權法」の制定以來、獨逸國會は國民のナチス政權を支持する爲の意見表示の形式的機關たるにすぎない。従つて政治的權力の中心機構たる意味は全く無い。それは指導者を制肘する力の無いことは勿論、政府の責任を問ふことは出来ない。

一九三四年の授權法が制定されてから議會を通過した法律としては、一九三四年のライヒ新構成法、一九三五年の所謂ニユールンベルク法、及び一九三七年の授權法ノ期間延長ニ闘スル法律にすぎない。議員の選舉についても、單一政黨國家であるナチスに於てはナチス黨の候補者に投票するより他なく、それを欲しない者は結局棄權するだけである。現在議員數は八百餘名に上るが、ナチス黨の首腦部はヒトラーを始め何れも議席を有し、議長はゲーリングの兼任である。

第四款 國防軍

一九三八年二月四日の「國防軍ノ指導ニ闘スル總統布告」に依り、總統と統帥權との關係は緊密となり、總統の政治
ナチス獨逸の統治組織

と統帥の一元化が實現せられ、ヒットラー總統が國防軍の最高司令官(Der Oberste Befehlshaber der Wehrmacht)となり、國防軍の總司令權を掌握した。

右の改革に依り、陸、海、空の司令部の上に、これを統轄する者としてカイテルが國防軍總監(Chef des Oberkommandos der Wehrmacht)となつた。

第五款 裁判所

ナチス獨逸に於ては司法權及び裁判官の獨立は存しない。判事も、その他の司法官も、總統に對して忠實と從順の誓約を爲さねばならない。唯、ナチス獨逸の裁判組織上の特色を擧げるならばそれは、特別裁判所の存することである。即ち労働裁判所、戦争被害裁判所、鐵道裁判所、保險裁判所等である。これによつて特殊専門的知識を有する判事の裁判を受くることが出来る譯である。

要之、ナチス獨逸は過去七年間に亘り、我々として近代國家總力戰の遂行に即した所謂高度國防國家體制の整備に邁進し、開戦前既にその完成の域にあつたのである。その整然たる統治機構は上に總統を戴き、一絲亂れず戰時統治機構の基盤を形成し、來るべき日に備へてゐたのである。

第四章 戰時に於ける統治權力及び統治機構

第一節 戰時に於ける統治權力

如上、ナチス獨逸に於ては、一九三三年一月ナチス政權の樹立せられてから、從來の國家體制とは全く異つた執行權優位の根本原理にその基礎を置く國防國家體制の整備に一路邁進し、戰前既に略々その完成の域に達してゐたので、戰端勃發後も戰時指導の最高統治權力には何等の變化も見られない。

第二節 戰時に於ける統治機構

右の如く統治權力は固より戰時に於ても微動だもしないが、しかし、戰時統治機構に於ては若干の變更をみた。戰時下獨逸の統治機構は、一般國防組織に依り、行政の指導と國防軍の統帥系統との緊密なる結合をその基調とするのである。この目的の爲に、既存の國家官廳組織も統一的系統的指導に従はしめられなければならない。
かかる目的を以て新設せられた最高中央官廳としては最高國防會議がある。同會議は總統直屬であり、行政總監を隸屬せしめ、最高のライヒ行政及び司法官廳の統一的整備に任じてゐる。尙同會議の中間機構としては、各國防管區毎に設置された國防委員がある。國防軍總監は最高國防會議の構成員であり、又國防委員はそれぞれ國防管區をその管轄範圍とし、軍事的統帥部に協力して國防任務の遂行に當るのである。次に右諸機關の解説を試みよう。

一 最高國防會議

ナチス獨逸の統治組織

最高國防會議(Der Ministerat für die Reichsverteidigung)は戦時宰相内閣とも稱せらるべきものであり、軍事關係と行政、經濟との結合調整を圖り、法律と同等の效力を有する命令を發し得る強力なる實行機關である。開戦の結果、本格的戰時備制整備の必要を見たナチス當局は同會議を以て戰時總動員體制の核心的最高中権機關たらしめたのである。

(イ) 組 織

最高國防會議は左の如き者を以て構成さる

議 長	ゲーリング元帥
行政總監	フ リ ツ ク
黨首代理	(缺)
國防軍總監	カ イ テ ル
國務大臣兼内閣書記官長	ラ ン マ ー ス

常任構成員は議長の外右の五名であるが、必らずしも右の五名に限られた譯ではなく、議長がこれを必要とするときは更に増員することが出来る。即ち最高國防會議は他の國防評議會議員やその他の者を諸間の爲に招喚し得るが（總統布告第一ノ三）、その他の者とはライヒ最高官廳の専門代表や他の専門家を指す。因にこれら構成員の性質は所謂超大臣(Cabinetminister)とも稱すべきものである。

右の構成員中に總統代理を參加せしめたのはこれにより黨と國家との統一を企圖したものであり、國防軍總監は軍事的措置と一般行政との統一を保持すべく參加したものである。内閣書記官長は同時に最高國防會議の幹事をも兼ね、總統との個人的補佐關係を保つものである。行政總監は行政及び司法を統轄し、經濟總監は經濟政策、戰時財政、ライヒスバンクの指揮の統轄に當る。右兩者により一般國防の主要領域が擔當せられる譯である。

尚、ここに注目に値するのは經濟總監、行政總監制度の創設である。元來この制度は總統が開戦前、經濟及び行政の統一的指導を爲さしむる目的を以て、當該行政分野に於ける最高責任者として一切の全權を委任された行政總監及び經濟總監を任命したことによつて出來たものである。右行政總監の下には、内務省、司法省、文教省、宗教省、國土計畫局が隸屬し、經濟を除き、司法を含む全行政の統一的指導が委託されたのである。

經濟總監には、經濟省、食糧農業省、労働省、山林長官、價格形成國家委員等が從屬せしめられ、軍需工業を除く全經濟の統一的指導が委託されてゐたのである。

右の經濟總監及び行政總監は國防軍總監と協議の上、法規命令制定の權限を有し、對戰簡易立法の爲の「三頭會議」を形成してゐたのである。しかるに、開戦後、經濟總監フンクは戦時經濟再編成の委託を受けたとき、彼自ら提議をなし、經濟省及びライヒスバンクに屬する經濟政策と戰時財政の指導にその權限を縮少せしめ、一九四〇年一月からは四箇年計畫受託官ゲーリング元帥がその地位に於て全戰時經濟の最高指導者となつた。かくして經濟總監は、最高國防會議の構成員たると共に、又四箇年計畫受託官に直隸して同受託官の全戰時經濟指導を補佐することとなつたわけである。

(ロ) 権限

一〇

最高國防會議の権限は法律の授權に基く制限的なものではなく、總統の委託に依り、獨逸の政治・經濟の全面的指揮統轄に當る極めて包括的なものである。しかもその委託には終局的に總統自身が決斷を爲すといふ限界點を除いては何等の確定的なそれはない。直接戰闘地域以外はベーメン及びメーレン保護領を含む全獨逸帝國の範域内に及ぶのである。

かかる絶大なる権限を有する最高國防會議は然らば、他の権要なる統治・行政機關と如何なる關係にあるか。次に簡単にその概略を敍述する。

先づ最高國防會議とナチス黨との關係をみると、戰時下黨の國家機關に対する協力は益々重要性を有つこととなつた。このとき黨代理者の最高國防會議への參加は黨と國家の非軍事的國防の爲の統一化を緊密ならしめ、黨との協働を保障するものである。しかし、黨役員に對する直接の指令權は認められない。最高國防會議と黨の協力の一例としては黨首代理と最高國防會議議長の共同の指令である一九三九年十二月二十八日附「地方行政指導ニ關スル訓令」(Anordnung über die Verwaltungsführung in den Landkreisen)がある。

次に、最高國防會議と四箇年計畫受託官との権限關係であるが、同會議は總統の委託に基き、非軍事的國防の統一的指導を行ふものであるが故に、その権限が總統の包括的な委託に基く點に於て四箇年計畫受託官と略同一の権限を有するのであるが、明文を以て四箇年計畫委託官ゲーリング元帥の権限を妨げ得さることを規定した。(後掲、最高國防會議令第三條参照)

最後に、最高國防會議と各省との關係についていへば、同會議の設置は必ずしも直ちに各省の格下を意味するものではない。同會議が決定を留保し又は指示を與へざる限りは各省大臣は獨立であり、且總統に直隸する。従つて省相互間の協働關係及び形式については最高國防會議は何等係はることはない。

二 國防委員

國防委員(Reichsverteidigungskommissar)は各地方毎の非軍事的國防任務につき、最高國防會議の命令を執行すべきものとして各國防管區毎に設置された同會議の地方機關である。

しかし、國防委員は單なる地方機關ではない。それはその名の示す如く中央の委員であり、その性質上、最高國防會議の外、行政總監及び經濟總監竝にその事務上の最高官者の指令に従はねばならぬ。但し内務大臣の監督に服す。彼は通常の行政組織とは無關係に政治的目的の爲に、具體的、時間的に制約された委託を現實的に處理する機關として設けられたものである。これによつて、執行權の軍事化を免れしめ、積極、集中、迅速といふ國防の必要を満足せしむべき行政組織を可能にすることが企圖されたのである。従つて國防委員は管下各行政機關に對する包括的な指示權が付與せられ、最高のライヒ官廳或はブロイセン官廳を除き、その他の行政機關は國防委員の指示に服從しなければならない。但し國防委員には命令制定權はない。

この國防委員の職責はその管下に於ける行政及び經濟の調整を圖り、國防目的にこれを奉仕せしむるにある。所管外事項は遞信、鐵道、金管理、租稅、關稅等の如き技術的必要に基き統一的管理を要するものである。

國防委員の地域的管轄範囲と軍の國防管區と一致せしめた所以のものは、これにより、一般國防機關と軍指揮者と

ナチス獨逸の統治組織

一一一

の一致協働を爲さしむる爲である。即ち例へば軍團司令部の長官も、この國防委員の手を通じて當該國防管区内に於ける非軍事官廳に對して一般的要求を爲すことが出來るのである。國防管區は日本に於ける師團管區の如きものであり、ベーメン及びメーレン保護領を含み、獨逸國內を二二の國防官區に分割してゐる。國內の Gau が四二あるからこの地域より稍、廣いと思はれる。

國防委員に任命せられる者はその管轄地域が壓倒的に國防管區と一致してゐる黨大管區指導者、地方長官、ラント長官である。尙黨大管區指導者で地域的理由に因り、國防委員たらざる者は後述の國防受託官となり、或は國防參事會に參加してゐる。因みに國防委員はその業務執行に付各地方行政官廳の協力に俟ち、その事務局に格別の職員を置くことはない。

三 國防參事會

尙各國防委員には國防參事會(Verteidigungsausschuss)を附置するが、これは國防委員の諸間機關である。

四 國防受託官

國防受託官 (Die Beauftragten der Reichsverteidigungskommissaren) は特別の管區に設けられる。それは新官廳の特設でもなく、直屬の職員も有たず、行政總監の指定したる官廳機構を藉りてその事務を執行する。國防受託官はその一切の措置につき國防委員を経ることを要し、最高官省との直接交渉は原則として認められない。尙作戰地域には國防受託官は置かない。

國防受託官の職責は國防委員の諸間機關であり又その補佐を爲す。この國防受託官設置は戰時に於ける執行權の軍

事化・軍司令官への隸屬を免れしめた點に意義がある。即ち、それは國家官廳機構の統一的指導の確保、即ちその執行機能の補充強化に資するものである。

左に、最高國防會議、國防委員、國防參事會、國防受託官等の關係法規全文を掲げる。

最高國防會議設置ニ關スル總統布告(一九三一年八月三十日附、Erlaß des Führers über die Bildung eines Ministerats für die Reichsverteidigung).

極度ニ緊迫セル現下ノ對外政治的環境ニ對應シ行政及ビ經濟一般ノ統括指揮ニ當ル爲余ハ左記命令ヲ發ス。

第一條 (一) 國防會議 (Reichsverteidigungsrat) ハ常置委員會トシテ「最高國防會議」ヲ設置ス。

(1) 最高國防會議ノ構成員ハ左ノ如シ。

議長

總統代理

行政總監

國務大臣兼内閣書記官長

國防軍總監

(ii) 議長ハ爾餘ノ國防會議構成員乃至ハ其ノ他ノ人物ヲ會議構成員タラシムルコトヲ得。

第二條 最高國防會議ハ法律ニ代ルベキ命令ヲ發スルコトヲ得。但政府又ハ國會ニ依ル法律制定ヲ命セサルトキニ

ナチス獨逸の統治組織

限ル。

第三條 一九三六年十月十八日附四箇年計畫施行令ニ基クゲーリング元帥ノ權限(公報第一部八八七頁)、特ニ指令ヲ發スル權利ハ之ヲ妨グルコトナシ。

第四條 最高國防會議ノ事務ハ内閣書記官長之ヲ管掌スルモノトス。

第五條 本令廢止ノ時期ハ余之ヲ定ム。

總統

ヒトラ一
元帥 ゲーリング

國務大臣兼内閣書記官長 ランマース

國防委員任命ニ關スル命令(一九三九年九月一日附 Verordnung über die Bestellung von Reichsverteidi-

gnungskommissaren)

最高國防會議ハ法律ノ效力ヲ有スル左記命令ヲ發ス。

第一條 (一) 非軍事的——行政及ビ經濟的——國防業務ノ統一的調整ノ爲各國防管區每ニ國防委員ヲ置ク。國防

委員ハ師團司令部ニ駐在ス。

(1) 國防委員ニ直屬ノ職員ヲ設クルコトナシ。國防委員ハ專ラ左ニ掲タル官廳ノ諸機關ノ協力ヲ以テ其ノ事務ヲ執行スルコトヲ要ス。

管轄區域 設置 麗 所在地

第一師團管區	オストプロイセン縣長官府	ケーニヒスベルク
第二師團管區	ポンメルン縣長官府	ステツチン
第三師團管區	マルクブランデンブルク縣長官府	ベルリン
第四師團管區	ザクセン知事——州廳內務部	ドレスデン
第五師團管區	ヴュルテンベルク內務部	ストットカルト
第六師團管區	ウエストフアーレン縣長官府	ミュンスター
第七師團管區	バイエルン內務部	ミュンヘン
第八師團管區	シュレージエン縣長官府	ブレスラウ
第九師團管區	ヘッセン・ナツサウ縣長官府	カッツセル
第十師團管區	知事廳(國家行政)	ハンブルク
第十一師團管區	ハノーヴア縣長官府	ハノーヴア
第十二師團管區	行政廳	ウイースバーデン
第十三師團管區	行政廳	アンスバッハ
第十七師團管區	獨逸合邦國家委員廳 (ヴィーン區の國家行政廳)	ウイーン
第十八師團管區	ザルツブルク地方長官府	ザルツブルク
第二條 (一) 國防委員ハ右ノ各師團管區内ニ於ケル非軍事的行政部門ノ行政ヲ任務トス。但運信關係、國 ナチス獨逸の統治組織		

鐵關係及ビ企管理關係、徵稅規程乃至租稅調整法施行上ノ業務ニ關スル財政行政並ニ強化サレタル國境監視關係ノ業務ハ之ヲ除ク。

(1) 國防委員ハ各國防管區ニ於ケル最高國防會議ノ機關トス。國防委員ハ行政總監、經濟總監及ビ各本省ノ指令ニ從フ。其ノ業務ノ上級監督官廳ハ内務大臣トス。最高官省ハ其ノ原則的國防措置ヲ遂行スル爲ニハ國防委員ノ協力ヲ求ムルコトヲ得。爾餘ノ國防措置ニ付テハ國防委員ニ絶エズ報告スルコトヲ要ス。

(2) 國防委員ハ各國防管區内ニ於ケル當該國防軍指揮者ト緊密ナル連絡ヲ保持シ國防ニ關スル非軍事的防衛措置ノ統一ヲ期スルコトヲ要ス。國防委員ハ最高官省ノ權限内ニ於テ最高官省ニ依リ與ヘラレタル指令ニ基キ最高官省或ハブロイセン最高ラント知事ヲ除ク一切ノ非軍事官廳ニ對シ當該國防管區内ノ一切ノ國防措置上ノ指令ヲ發スルコトヲ得。

(4) 非軍事官廳ハ其ノ最高官省及ビブロイセンラント廳ニ對シテ爲ス原則的國防措置上ノ報告ハ國防委員ノ手ヲ通ジテ爲スコトヲ要ス。更ニ國防委員ハ其ノ他ノ國防措置ニ關シテ亦報告ヲ受クルコトヲ得。軍團司令部ノ長官ハ國防委員ノ手ヲ通ジ當該國防管區内ニ於ケル非軍事官廳ニ對シ一般的要求ヲ爲スコトヲ得。

第三條 國防委員自ラ指揮者クラザルトキハ第一條第二項ニ掲グル指揮者ヲ以テ之ニ代フ。

第四條 執行權ニ基キ作戰地域ニ既ニ施行セラレタル組織規定ハ之ヲ妨げズ。

第五條 行政總監ハ經濟總監及ビ國防軍總監ト協議シタル後本令ノ施行ニ付必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得。

最高國防會議議長

行政總監

國務大臣兼内閣書記官長

國防委員任命ニ關スル命令施行ノ爲ノ最高國防會議ノ訓令(一九三九年九月二十一日) Anordnung des Ministerats für die Reichsverteidigung zur Durchführung der Verordnung über die Bestellung von Reichsverteidigungskommissaren

第一條 (1) 國防參事會(Verteidigungsausschuss)ハ各國防委員ノ管區毎ニ之ヲ設置スルモノトス。國防參事會ハ國防委員ノ諸問ニ應ジ師團管區内ニ於ケル非軍事的國防ノ統一調整ニ付之ヲ補佐スペキ任務ヲ有スルモノトス。

(2) 國防參事會ノ構成員ハ左ノ如クス。

(イ) 職務上當然ニ構成員タル者。ライヒ代官(オストマルクニ於テハ地方長官)、大管區指導者、ラント知事、各ラント内閣總理大臣及ビ大臣、上級親衛隊隊長及ビ警察部長、縣知事、ラント勞働長官及ビライヒ勞働管理官(但其ノ管轄ノ全部又ハ一部ガ師團管區内ニ在ル者ニ限ルモノトス)。

(ロ) 任命ニ依リ構成員タル者。最高國防會議議長ノ任命セル獨逸人。

但各國防委員ハ其ノ他ノ人物ヲ顧問ト爲スヲ妨ダルコトナシ。

(ミ) 國防參事會ノ招集ハ國防委員之ヲ爲シ自ラ其ノ會長トナルモノトス。

第二條 (1) 國防委員ハ所轄非軍事的國防業務ノ統一調整ヲ圖ルベキ責ニ任ズ。

(2) 最高國防會議議長ハ總統代理及び行政總監ノ提案ニ基キ特定ノ師團管區ニ國防委員ノ權能ヲ國防委員ノ指ナチス獨逸の統治組織

示ニ從ヒ行使スルコトヲ得ベキ國防受託官(Beauftragte für die Reichsverteidigung)ハ任命スルコトヲ得。

(三) 國防受託官ハ國防委員ニ從属シ最高國防會議ノ機關トシ最高國防會議議長、總統代理、行政總監、經濟總監及所轄最高官省ノ指令ニ服スルコトヲ要ス。

(四) 國防受託官ハ委任セラレタル國防委員ノ權能ヲ一身專屬的ニ行使スルコトヲ要ス。他人又ハ他ノ機關ニ復委任スルコトヲ得ズ。

第三條 國防委員乃至國防受託官ノ任命ハ新ナル機關ノ設置ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得。國防委員ノ受託官及ビ國防委員ハ直屬ノ職員ヲ有スルコトナシ。國防受託官ハ其ノ業務遂行ニ付テハ専ラ行政總監ノ指定スル官廳機構ノ助力ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス。

第四條 最高官省ト國防受託官トノ直接交渉ハ原則トシテ之ヲ認メズ。右業務交渉ハ直上國防委員ヲ通ジテ之ヲ爲スモノトス。

第五條 獨逸軍ノ實力發動ニ依リ獲得シタル作戰地域ニ施行濟ミノ組織規則ハ國防受託官ノ任命ニ依リ之ヲ妨グルコトナシ。

最高國防會議議長

總統代理

行政總監

經濟總監

國防軍總司令官
國務大臣兼內閣書記官長

米國に於ける國防資材の輸出統制

二二〇

はしがき——本稿は米誌「アーミー・オードナанс」一九四一年三月號所載卷頭論文 "Export Control, Protecting Materials Vital to our National Defense" の譯出紹介である。筆者 William S. Culbertson は、米陸軍參謀少將、前駐羅公使、前駐智大使、前海事委員會副委員長、現ショージタウン大學（ワシントン地圖所在）經濟學部長と云ふ閱歷を有し、その著書としては「國際經濟政策」、「互惠通商主義」及びその他數冊の經濟政策に関するものがある。

* * *

平時に於ける貿易政策は、國富の創造をその目的とするものであり、又は少くともその目的とすべきものである。然し乍ら、國家間の競争が熾烈となるにつれ、貿易政策は、純て政治的權力の器具となり、國富と云はんよりは寧ろ國家權力をその目的とするに至る。

此の種の貿易政策のうち、顯著なるものとして次の如きものがある。(一) 植民地貿易政策——經濟的保護又は獨占確立の目的を以て、特に英米兩國に於て採用されたるもの。(二) 保護貿易政策——第一次世界大戰前に於け

る國際貿易機構の持性の崩潰後、自國の國民經濟保護の目的を以て、多くの國々に於て採用されたるもの。(三) 侵略的貿易政策——各國に對し對等の協定の受諾を強要せんとして主として獨逸の採用したるもの。(四) 戰時貿易政策——戰時下世界各國が、國防的見地より國內物資の保護、外國貿易（輸入、輸出の双方を含む）促進の目的を以て採用したるもの。(五) 經濟戦爭。

合衆國に於ては、戰爭の脅威又は戰爭自體の壓力の下に、その外交政策並に軍事政策の反映せる諸統制を採用し始めたのであるが、現在の所では、未だ武器、彈藥、軍用器材に關するものを除いては、輸入に關する統制措置は採られてゐない。しかし輸出に關しては既にその二〇%が統制下におかれている。「一九三五年八月三十日中立法」第二條は、武器、彈藥、軍用器材に關する輸出許可制を規定し、之は後に修正せられ、「一九三七年五月一日中立法」第五條、更に「一九三九年十一月四日中立法」第十二條によつて繼受せられてゐる。

「全國軍需品統制委員會」はその第五次報告に次の如く

述べてゐる。

「武器、彈藥、軍用器材の輸出は從來に於いても常に許可制に従つており、更に合衆國關稅當局が、慣習的に之等の物資の輸出を厳格に管理し得ると云ふ事實は、隨時之等に對し賦課せらるゝ輸出禁止又は現行諸法に基くその他の特殊制限をして、一層確實且つ完全ならしむるものである。更に政府當局は、武器、彈藥、軍用器材に關し、最初一九三八年六月十一日、國務省より發表し、次いで一九三九年十二月二日、大統領が若干の點に於て反復擴張したる所の、軍隊を以て無防備市民に空爆を行ふ國家に對し航空機、同部分品、附屬品並に航空機製造に必要な裝備、資材等の輸出の阻止に關する諸政策の效果を、嚴格に監視し得るのであるが、此の種政策が今尚ほ依然として有效なることは注目に値する。國務長官は一九四〇年三月十四日の新聞記者會談に於て、「同政策は自働的に消滅するものではない。云々。」と言明してあり、更にまた次の、軍隊を以て無防備市民に空爆を行ふ國家に對する輸出阻止政策に關する引用文、即ち「輸出許可制の今一つの顯著なる利益は、合衆國政府が現在輸出しつゝある武器、彈藥、軍用器材の正確なる數量及び各出荷の仕向國並に輸出人の身元に關し

米國に於ける國防資材の輸出統制

二二一

て完全且つ最新の情報を持すると云ふことである。固よりかかる情報は世界的主要なる數國が目下交戰中にして、未曾有の大量武器が合衆國内に於て購入せらるゝある現在、特に緊要である。〔〔第七十六議會第二會期下院議事錄第八七六號一五二——一五三頁〕〕の如き、更に強調すべき價値を有するものである。全體主義諸國政府は道義的威嚇の手段を恐らく輕侮するであらう。しかし、かかる措置は民主主義國家の特性である。一方に於て國民の公債を表不すると共に、地方法律の強行せんとする輸出禁止に對する輿論の準備を企圖せんとするものである。

國務省より、道義的禁輸の實施に關し、一九三九年十二月十五日附の手紙が國務長官の登録を経たる關係商社並に個人宛に發表せられたが、その一節に次の如き文言がある。

「大統領の方針に基き、國務省は、その直接たると間接たるを問はず、軍隊を以て空中爆撃、機關銃射撃をなす國家に對し、一切の航空機、航空機用武器、同發動機、同部分品、附屬品並に爆弾に關する輸出許可の申請は之を遠慮せられん事を望む。」と。

國務長官は同省統制部を通じ、一九三九年十一月四日

の共同決議及びその他の諸法(例之、錫屑及びヘリウムガスノ輸出統制等ニ關スル法律)により賦與せられたる任務を遂行し、統制部部長(Joseph C. Green)に於ては、武器の國際引取、米國の中立、米國の參戰防止並に國防援助のための諸統制に影響を及ぼすべき諸政策に關して考慮を拂ふことを要し、一切の輸出許可制は同部を通じて發せられるのである。

米國民も漸やくにして戦争の危険を感知するに至つた、ヒットラーの戦車が西に動き、一九四〇年六月十四日、パリーは陥落し、佛軍は壊滅した。國民は茲に初めて英艦隊崩壊の可能性を知るに至つた。それまでは英艦隊を信すること恰も日の出を信ずる如くであつた。我々は軍用器材生産のために産業労員の必要を説き、兩洋艦等は主として一般の注意を集中せしめ、次いで、經濟的防衛も亦世人の關心を惹くに至つた。かくして一九四〇年七月二日には、國防強化促進に關し議會の制定せる法律に大統領の署名を了するに至つた。その第六條には次の如き一項がある。

「大統領ハ國防上、軍用器材、軍用品及び同附屬品又ハソノ製造ニ必要ナル機械、器具、原料、資材ノ輸

出、供給、運用ノ禁止又ハ制限ヲ必要ナリト認定シタル時ハ何時ニテモ、右ノ如キ輸出ヲ布告ニヨリテ禁止又ハ制限スルコトヲ得、但シソノ施行規則ニ於テ…ト規定シタル場合ハコノ限ニアラズ。」
同法は署名後、即日布告を以て實施の效力を生じ、次いで同布告によつて輸出統制管理官に第六條の権限が賦與され、更に輸出統制管理官には、軍令を以て、陸軍准將ラッセル・エル・マクスウェル(Russell L. Maxwell)が任せられた。マクスウェル將軍は陸軍省在勤の數年間に、大統領より命ぜられた任務を極めて特殊なセンスを以て遂行した人である。

右布告は統制に服すべき戦略的、緊急的兩原料並に各種製造品を列舉したる後、更に次の様に續けてゐる。
「而シテ余ハ茲ニ國務長官ニ對シ、從來同長官ノ輸出許可證ヲ必要トセザリシ前記物品、資材ノ一切ニ關シ、輸出許可證ヲ發行スル權限ヲ附與シ、更ニ前記ノ施行規則又ハ輸出統制管理官ヨリ隨時通告シタル特殊ノ指圖ニ從ヒ、右ニ列舉シタル一切ノ物品、資材ノ輸出許可證ノ發行又ハ發行ノ拒否ヲナスノ權限ヲ附與シ且ツ之ヲ命令ス。」

更ニ余ハ合衆國全市民並ニ各人ニ對シ、前記法律第

六條ノ各項及ビ本布告ノ各條項並ニ本布告ニ基ク施行規則ノ各條項ニ對スル一切ノ違反ハ之ヲナザル様警告シ、且ツカ、ル條項違反ニ對シテハ嚴格ニ訴追セラルモノナルコトヲ茲ニ警告ス。

更ニ余ハ合衆國ノ全官吏ニ對シ、之等諸法ノ實施ノ責任及び同法、本布告並ニ之ニ從ヒテ今後發セラルベキ一切ノ規則ノ違反防止及ビ之ニ對スル違反者ノ審問處罰ニ關シテ最高ノ忠勤ヲ命ス。」

七月二日法律(註第六條は更に細目を施行規則に委任し、施行規則は大統領の署名を経て即日公布せられた。

その二條を次に引用することとしよう。

(註四) 前掲所謂輸出取締法
「國務長官ハ財政セラレタル輸出ガ國防上有害ナラズドノ余ノ確認ヲ經タル場合ハ、適當ナル形式ヲ具備スル出願者ニ對シテハ、前記原價、資材ノ出荷ノ申請ヲ許可スル輸出許可證ヲ發行スルコトヲ得」
「バンフレット、國際武器取引ノ含マルル規則——武器、彈藥、軍用器材及ビソノ他ノ軍需品ノ國際取引ニ關スル國務長官ノ管轄ニ屬スル施行規則第七版——ハ今尙ホ失フモノニアラズ。但シ出荷ガ國防上ノ利益ニ反スルモノナリトノ余ノ確認ニ基キ輸出許可證ノ發セラ

出、供給、運用ノ禁止又ハ制限ヲ必要ナリト認定シタル時ハ何時ニテモ、右ノ如キ輸出ヲ布告ニヨリテ禁止又ハ制限スルコトヲ得、但シソノ施行規則ニ於テ…ト規定シタル場合ハコノ限ニアラズ。」
同法は署名後、即日布告を以て實施の效力を生じ、次いで同布告によつて輸出統制管理官に第六條の権限が賦與され、更に輸出統制管理官には、軍令を以て、陸軍准將ラッセル・エル・マクスウェル(Russell L. Maxwell)が任せられた。マクスウェル將軍は陸軍省在勤の數年間に、大統領より命ぜられた任務を極めて特殊なセンスを以て遂行した人である。

右布告は統制に服すべき戦略的、緊急的兩原料並に各種製造品を列舉したる後、更に次の様に續けてゐる。
「而シテ余ハ茲ニ國務長官ニ對シ、從來同長官ノ輸出許可證ヲ必要トセザリシ前記物品、資材ノ一切ニ關シ、輸出許可證ヲ發行スル權限ヲ附與シ、更ニ前記ノ施行規則又ハ輸出統制管理官ヨリ隨時通告シタル特殊ノ指圖ニ從ヒ、右ニ列舉シタル一切ノ物品、資材ノ輸出許可證ノ發行又ハ發行ノ拒否ヲナスノ權限ヲ附與シ且ツ之ヲ命令ス。」

更ニ余ハ合衆國全市民並ニ各人ニ對シ、前記法律第

六條ノ各項及ビ本布告ノ各條項並ニ本布告ニ基ク施行規則ノ各條項ニ對スル一切ノ違反ハ之ヲナザル様警告シ、且ツカ、ル條項違反ニ對シテハ嚴格ニ訴追セラルモノナルコトヲ茲ニ警告ス。

更ニ余ハ合衆國ノ全官吏ニ對シ、之等諸法ノ實施ノ責任及び同法、本布告並ニ之ニ從ヒテ今後發セラルベキ一切ノ規則ノ違反防止及ビ之ニ對スル違反者ノ審問處罰ニ關シテ最高ノ忠勤ヲ命ス。」

七月二日法律(註第六條は更に細目を施行規則に委任し、施行規則は大統領の署名を経て即日公布せられた。

その二條を次に引用することとしよう。

(註四) 前掲所謂輸出取締法
「國務長官ハ財政セラレタル輸出ガ國防上有害ナラズドノ余ノ確認ヲ經タル場合ハ、適當ナル形式ヲ具備スル出願者ニ對シテハ、前記原價、資材ノ出荷ノ申請ヲ許可スル輸出許可證ヲ發行スルコトヲ得」
「バンフレット、國際武器取引ノ含マルル規則——武器、彈藥、軍用器材及ビソノ他ノ軍需品ノ國際取引ニ關スル國務長官ノ管轄ニ屬スル施行規則第七版——ハ今尚ホ失フモノニアラズ。但シ出荷ガ國防上ノ利益ニ反スルモノナリトノ余ノ確認ニ基キ輸出許可證ノ發セラ

出、供給、運用ノ禁止又ハ制限ヲ必要ナリト認定シタル時ハ何時ニテモ、右ノ如キ輸出ヲ布告ニヨリテ禁止又ハ制限スルコトヲ得、但シソノ施行規則ニ於テ…ト規定シタル場合ハコノ限ニアラズ。」
同法は署名後、即日布告を以て實施の效力を生じ、次いで同布告によつて輸出統制管理官に第六條の権限が賦與され、更に輸出統制管理官には、軍令を以て、陸軍准將ラッセル・エル・マクスウェル(Russell L. Maxwell)が任せられた。マクスウェル將軍は陸軍省在勤の數年間に、大統領より命ぜられた任務を極めて特殊なセンスを以て遂行した人である。

右布告は統制に服すべき戦略的、緊急的兩原料並に各種製造品を列舉したる後、更に次の様に續けてゐる。
「而シテ余ハ茲ニ國務長官ニ對シ、從來同長官ノ輸出許可證ヲ必要トセザリシ前記物品、資材ノ一切ニ關シ、輸出許可證ヲ發行スル權限ヲ附與シ、更ニ前記ノ施行規則又ハ輸出統制管理官ヨリ隨時通告シタル特殊ノ指圖ニ從ヒ、右ニ列舉シタル一切ノ物品、資材ノ輸出許可證ノ發行又ハ發行ノ拒否ヲナスノ權限ヲ附與シ且ツ之ヲ命令ス。」

更ニ余ハ合衆國全市民並ニ各人ニ對シ、前記法律第

六條ノ各項及ビ本布告ノ各條項並ニ本布告ニ基ク施行規則ノ各條項ニ對スル一切ノ違反ハ之ヲナザル様警告シ、且ツカ、ル條項違反ニ對シテハ嚴格ニ訴追セラルモノナルコトヲ茲ニ警告ス。

更ニ余ハ合衆國ノ全官吏ニ對シ、之等諸法ノ實施ノ責任及び同法、本布告並ニ之ニ從ヒテ今後發セラルベキ一切ノ規則ノ違反防止及ビ之ニ對スル違反者ノ審問處罰ニ關シテ最高ノ忠勤ヲ命ス。」

七月二日法律(註第六條は更に細目を施行規則に委任し、施行規則は大統領の署名を経て即日公布せられた。

その二條を次に引用することとしよう。

(註四) 前掲所謂輸出取締法
「國務長官ハ財政セラレタル輸出ガ國防上有害ナラズドノ余ノ確認ヲ經タル場合ハ、適當ナル形式ヲ具備スル出願者ニ對シテハ、前記原價、資材ノ出荷ノ申請ヲ許可スル輸出許可證ヲ發行スルコトヲ得」
「バンフレット、國際武器取引ノ含マルル規則——武器、彈藥、軍用器材及ビソノ他ノ軍需品ノ國際取引ニ關スル國務長官ノ管轄ニ屬スル施行規則第七版——ハ今尚ホ失フモノニアラズ。但シ出荷ガ國防上ノ利益ニ反スルモノナリトノ余ノ確認ニ基キ輸出許可證ノ發セラ

三、工作機械類——之はその品目を具體的ならしむるため、次に一九四〇年七月二日法律に基く第一次布告の輸出統制に關するリストを掲げることにする。

(1) Melting and casting tools (electric melting furnacees, laundry irons)

(1i) Tools for casting into forms (power hammers, bolt and nut forging, rolling-mill machinery)

(ii) Cutting and grinding tools, power-driving (universal lathes, gun-boring mills)

(四) Welding machines (electric, acetylene torches)

四、航空發動機用燃料の生産に使用する裝備の設計、構造、運轉に必要な設計書、仕様書、その他の説明的技術的情報の全部（一九四〇年九月十二日大統領布告）右の如き方策は國防上必要な諸経過、及び情報の確保並に軍隊を以て空中より無防備市民に理由なき爆撃及び機關銃射撃を行ふ國家に對する輸出禁止を一層強化的ならしむ目的を有し、一九四一年十一月一日まで原料資材の輸出許可額は一一三〇〇〇〇〇〇弗に限定されたのであるが、之は許可を拒止された部分が國防計畫に吸收されることを意味する。

政府當路者は恐らくこの拒否された生産者と政府購入

機關との間の連絡保持に努力するのであらう。しかし往々、この拒否された原料資材にして外國購入者に賣却又は權利移轉が行はれてゐるのであるが、かかる場合は、米國に之が再賣されることはなく、又再賣は不可能でもあらう。特に工作機械に於てこの傾向を見ることが出来る。大統領に權限を賦與したる法律に基き一九四〇年十月十五日には、國家的用途のためにこの種原料資材の徵發及び譲渡を規定する細則が制定せられ、之によつて陸海軍兩長官は陸海軍軍需品委員會を通じて協力し、軍需品製造に必要な一切の裝備、機械、器具、原料、資材として徵發したる原料、資材を公益に適する様、賣却又はその他の處分の決定をなすことを命ぜられ、尙ほ右法律その他の規定に基く措置は輸出統制管理官にその權限が賦與せられてゐる。

マクスウェル將軍は一九四〇年十一月十九日の輸出統制に關する演説に於て「この特殊部門に於ける我々の目的には二つのものがある。即ち一は我が軍備に必要な原料、資材を國內に確保すること、二は我が外國貿易維持のため、不要なる原料、資材の對外輸出を促進すること」と述べてゐる。

マクスウェル將軍の所謂第一の目的達成の爲めには輸出統制が擴大せられ、遠からず又輸入統制も實施の運びとなるであらう。現下の世界的戰爭へ參入するの危險性は存するが、我々の現在關與する所は經濟的なものであり、自國戰鬪力の強化及び對英、對支の援助である。我々は之以上戰争に向つては突進しないであらうが、現在既に重大責任を擔當する我々としては、しかし統制下の原料及び生産品を先づ國防手段の生産に振り向け、その後に我々の信ずる世界のために戰ひつゝある國家の軍隊に之を振り向けねばならない。

マクスウェルの所謂第二の目的について一言すれば、輸出統制管理に際し、外國貿易に留意するは洵に結構である。かくてこそ統制はそのアンチ・デーゼを賞讃する。

國家間に於ける軍事的鬭争と經濟的それをとの間の矛盾は、民主主義國家がその自衛のために全體主義諸國の手段と方法とを採用せねばならないことにある。輸出統制は軍事力の結成には有效であるが、富と安寧にとつては破壊的な全體主義的方法である。

英國は死活の鬭争のさ中にあつて、自國の對外貿易の維持促進を圖りつゝある。我々も亦自らの經濟防衛に凌駕する場合にあつても、自國の貿易領域と新貿易戰線と

昭和十六年十月二十三日印刷

昭和十六年十月二十五日發行

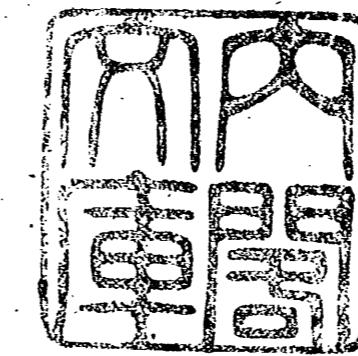
企 畫 院 編 築

內閣印刷局 印刷發行

販賣所 内閣印刷局發行課

東京市麹町區大手町
電話九ノ内四三五一一三五九
振替東京一九〇〇〇

全國各地官報販賣所
全國各地主要書店
定價三十錢



内閣印刷局發行書		
官官週寫		第一編.....0.15 第二編.....0.50 第三編.....0.10 第四編.....0.45 第五編.....0.08 第六編.....0.15 第七編.....0.55 第八編.....0.08 第九編.....0.35 第十編.....0.40 第十一編.....0.08 特編第一編.....0.00 特編第二編.....0.55 特編第三編.....0.06 惡質文體.....0.30 特編第四編.....0.00
週報讀書		第一編・金社理財制合解說.....0.05 第二編・銀金貨制令解說.....0.03 第三編・新支那銀金貨制合解說.....0.40 第四編・新支那銀金貨制合解說.....0.20 第五編・銀行等資金運用令解說.....0.03 民.....0.15 第六編・從業者移動防止令解說.....0.03 第七編・價格等統制令、生地建物等價格統制令解說.....0.20 第八編・賃貸借合の解決算.....0.00 第九編・國民貯蓄組合法解說.....0.20 第十編・改正國庫運動法解說.....0.06 第十一編・航空國民證本(實切).....0.20 特編・時局の重大性.....0.20 特編・近代戰と金屬(實切).....0.10 月刊法令全書
官廳刊行圖書月報		月刊勞働統計月報.....0.17
外務省		第一卷改訂版 (日本國及各國問題條約).....17.00 第二卷第七部(一般國際條約).....9.00 第三卷第五部 (東方諸國問題關係條約).....4.50
内務省		神武天皇御紀謹解.....0.30 明治天皇の御敬神.....0.50 大蔵省
昭和十六年度帝國歲入歲出豫算		送科 0.10
國債法規提要(昭和十六年六月改訂)		送科 0.09
主稅局第六十六回統計年報書		送科 0.10
陸軍省		昭和十五年度帝國及列國の陸軍(續).....0.30 送科 0.06
海軍省		東亞新秩序の建設と帝國海軍(續).....0.10 送科 0.03
文部省		國體の本義解説書.....0.35
國體の本義解説書		▲明治以後認定書類 ▲日本の國體▲我が國と種道▲我が國土、各國國民性と文學▲我が國の於ける和ア精神の各點▲帝國法と臣民の質實▲日本の美術
臣民の道		▲御歴代の御御體に就いて.....0.20 ▲我が國と經濟.....0.20 ▲我が邦に於ける宗と國.....0.20 送科 0.08
國民道德大意		送科 0.08
官學叢書		教學校體操教授要目.....0.15 第一篇(教育學).....0.85 第二篇(哲學).....1.00 第三篇(國語國文學).....1.10 第四篇(歷史學).....0.90 第五篇(經濟學).....0.65 第六篇(西洋學).....0.60 第七篇(法律).....0.50 第八篇(第二回哲學).....0.50 第九篇(第二回經濟學).....0.50 第十篇(第二回教育學).....0.60 第十一篇(第二回歷史學).....0.60 特編第一編(行動學).....0.50 特編第二編(哲學).....0.60 送科 0.09
日本研究委員會		管行錢糧林省
畜農業經營調查報告		送科 0.14
軍用保護馬普通銅鍊之參考		送科 0.65
中華民國北支支新政府的演進圖		送科 0.95
水產技術入門及局部統計圖		送科 0.03
米國におけるレイヨン關係取引規則と植物內容表示問題		送科 0.25
米國における紡織品關係取引規則		送科 0.03
米國對於紡織品關係取引規則		送科 0.75
規則會議邦道選舉委員會の概要		送科 0.03
商工省		暴利行為等取締規則解説.....0.09 輸出入品等ニ關スル既時持眞ニ關スル法律及 特許法規集(第二十七回加添).....1.70 送科 0.03
厚生省		月刊人口問題研究.....0.50 本邦大都市に於ける土地建築物狀況圖.....1.20 送科 0.12
救護關係法規		送科 1.10
兒童保護關係法規		送科 0.09
住宅關係法令		送科 2.00
會計檢查院		會計檢查法規集(加除式).....4.50 送科 0.22
會計檢查法規抄(加除式)		送科 1.20
(附地主及地主對地主)		送科 0.09